

令和7年度第1回子ども・子育て会議 次第

○と き 令和7年7月11日(金) 午前10時

○ところ 上越市役所木田第一庁舎4階 401会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 議 事

(1) 子ども・子育て会議について

…資料1、資料2

(2) 「上越市子ども・子育て支援総合計画」事業の令和6年度進捗状況について

…資料3

(3) 「上越市こども計画」における進捗管理事業について

…資料4

(4) その他

5 閉 会

## 子ども・子育て会議について

### 1 会議の位置付け

上越市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第 72 条の規定に基づく、審議会その他の合議制の機関として設置。

※「上越市子ども・子育て会議条例」 資料 2 のとおり

### 2 会議の趣旨・目的

子ども・子育て会議では、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「上越市子ども・子育て支援総合計画」等に反映させます。

また、子ども・子育て支援新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、上越市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施させるための議論を行います。

### 3 会議の審議事項【子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項（抜粋）】

- ①教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）の利用定員の設定に関すること。
- ②地域型保育事業（事業所内保育、小規模保育等）の利用定員の設定に関すること。
- ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関すること。
- ④子ども・子育て支援施策に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する。

【①②の利用定員について】

施設に認められた定員（認可定員）の範囲内で「利用定員」を設定します。

### 4 令和 7 年度に予定している主な審議事項

- 子ども・子育て支援総合計画における個別事業の進捗管理について
- 上越市こども計画における個別事業の進捗管理について

## ○上越市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 20 日

条例第 54 号

改正 令和 2 年 3 月 26 日 条例第 5 号

令和 2 年 3 月 26 日 条例第 15 号

令和 5 年 3 月 24 日 条例第 2 号

令和 5 年 3 月 24 日 条例第 14 号

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、上越市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 上越市子どもの権利に関する条例（平成 20 年上越市条例第 4 号）第 1 条に規定する目的の達成のために取り組む施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

## (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 23 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 事業者
- (3) 労働者
- (4) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募に応じた市民

## (委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・子育て部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 上越市子ども・子育て会議を組織する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和5年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上越市子ども・子育て支援総合計画

# 事業進捗管理表

(令和6年度事業計画)

上越市子ども・子育て部 こども家庭センター

## 1 事業進捗管理表について

当市では、令和2年度を計画始期とした「上越市子ども・子育て支援総合計画（以下「計画」）」という。」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

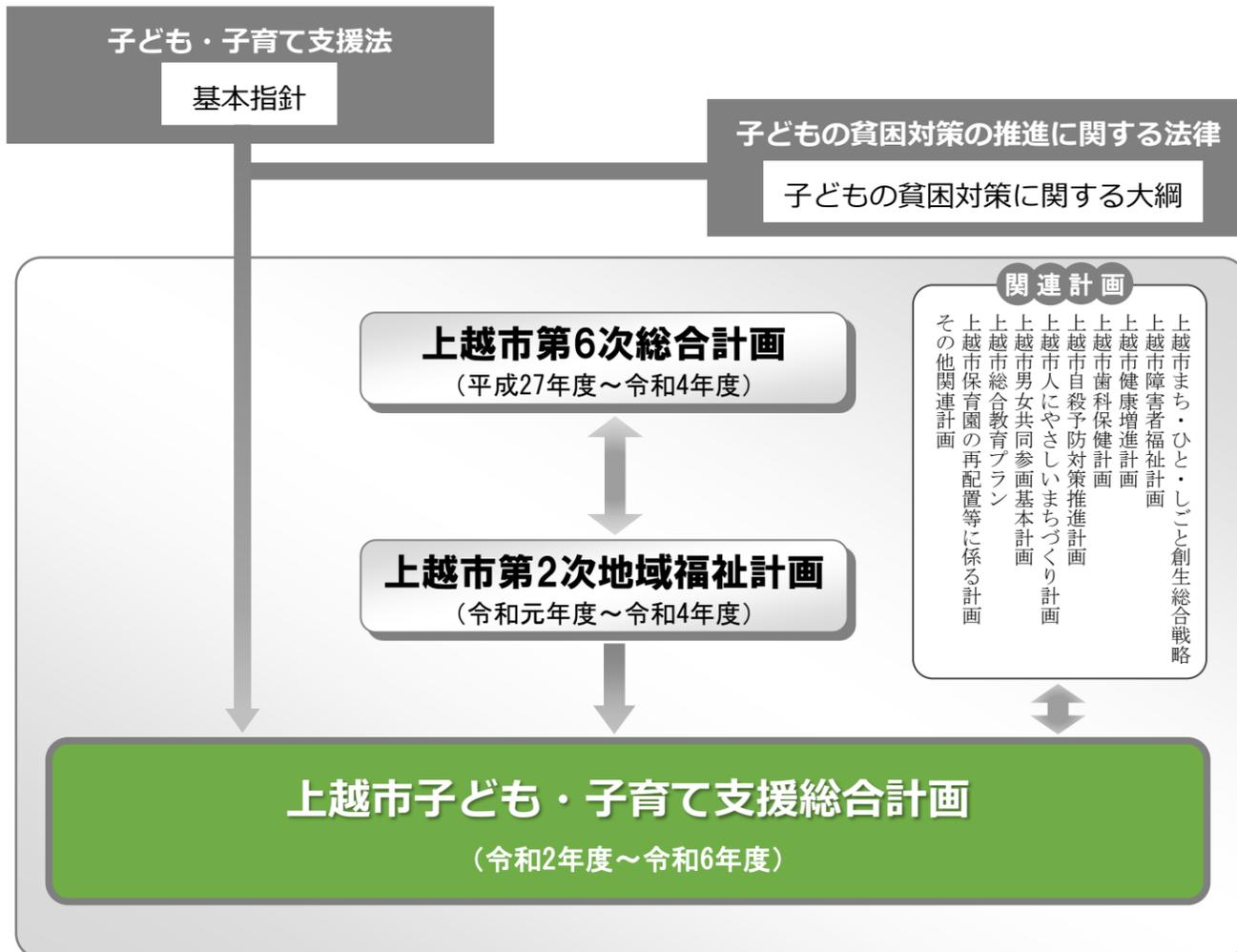
子ども・子育て支援施策を着実に推進するため、計画に搭載した各種取組の進捗状況を把握し、年度毎の実施状況及び成果を検証していく必要があります。

本資料は、計画に基づく子ども・子育て支援に関連する様々な取組について、その進捗状況を「上越市子ども・子育て会議」において点検し、結果を公表するために作成するものです。

## 2 計画の法的根拠と位置付け

計画は、当市における子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定したものであり、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」並びに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」を包含するとともに、当市の最上位計画である「上越市第6次総合計画」と福祉分野の上位計画である「第2次地域福祉計画」並びに関連計画と整合を図った計画です。

※令和5年度に「上越市第7次総合計画」と「上越市第3次地域福祉計画」が策定されましたが、本計画との基本的な方向性は整合が取れていたことから、基本目標等については変更せず令和7年度から令和11年度を期間とする次期計画の策定の際に見直しを行いました。



## 3 計画の基本的な考え方

### □ 計画の基本理念

## みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来

### みんなで育む

全ての子どもの安全・安心を守り、子どもが自分らしく成長していくためには、子育て家庭だけではなく、町内会、学校、企業、行政等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力し、身近な地域の中で周囲の人たちが、子どもを優しくあたたかく見守り、子どもの声を聴き、支えていくことが大切です。

### 子どもの笑顔 ・ 輝く未来

全ての子どもが、明るくいきいきとした笑顔で、自分の未来に希望をもってすこやかに成長することは、保護者だけでなく、上越市に暮らすみんなの願いです。それは、未来を担う子どもたちが自分の可能性を信じ、たくましく成長し、やがて地域を支え、輝かしい未来を創造する人材となってほしいという思いでもあります。

### □ 計画の基本目標

#### 基本目標1

#### 子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

子どもが、年齢に応じた社会性を身につけ、他者を思いやる心を持ち、自信と希望をもって生活することが大切です。

市は、子どもが自分らしく生きていくために、子どもの権利学習や普及・啓発活動を推進するとともに、家庭環境を問わず、すべての子どもがのびのびと過ごせる居場所づくり、義務教育を終了した子どもへの自立支援を行います。

また、乳幼児の発達、障害のある子どもへの支援や養育支援の充実を図ります。

#### 基本目標2

#### 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

保護者が、子育てを通して子どもの成長への喜びや生きがいを感じるとともに、責任を認識し、役割を果たしながら、家族で協力して子どもを育てていくことが大切です。

市は、子どもを安心して産み育てられるように、各種手当の支給や医療費の助成など経済的負担の軽減及び子育て支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な保育環境の充実と多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の育児と仕事の両立を支援します。

また、母子保健事業の充実を図り、喜びと生きがいをもって子育てができる環境を整えます。

#### 基本目標3

#### 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にあることから、家庭・地域・学校等が協力して子どもを育む体制を強化する必要があります。

地域や学校等が協力して子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるとともに、地域の中で、子どもがのびのびと笑顔で過ごせる環境を整えます。

#### 基本目標4

#### 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

いじめ認知件数や虐待通報件数が年々増加していることから、子どもの成長過程や複合的な課題を抱える子育て家庭の状況に応じた相談支援体制の充実や関係機関の連携により、いじめや虐待の未然防止に向けた取組を推進します。

また、男女を問わず仕事と生活のバランスがとれた働き方や自ら望むライフスタイルを実現することができる環境を整えます。

経済的・家庭的に困難な状況にある子どもや保護者が適切な支援を受けることができるよう、切れ目のない支援の継続と社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく体制を強化します。

## 4 施策の展開

計画「第4章 施策の展開」に記載している主な取組及び子ども・子育て支援関連施策に基づく取組は「子ども・子育て支援関連事業名等」のとおりです。

「子ども・子育て支援関連事業名等」に掲げる取組のうち、名称の先頭に「\*-\*-\*」と付番しているものは進捗管理を行う取組です。

基本理念	基本目標	基本施策	子ども・子育て支援関連事業名等		
みんなので育む子どもの笑顔・輝く未来	基本目標 1 子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備	1-1 子どもの権利の普及・啓発	1-1-1 子どもの権利に関する啓発 1-1-4 人権に関する講話会等への講師の派遣 同和教育研修指定地区制度による同和教育の取組	1-1-2 子どもの権利学習 子ども・子育て支援の関係機関等に対する研修 教員の指導力向上	1-1-3 学校における人権教育への支援 上越市学校同和教育推進協議会による取組等 人権に関する図書・ビデオの周知及び貸出
		1-2 子どもの居場所づくり	1-2-1 謙信KIDSプロジェクト 1-2-4 若者の居場所 (Fit)	1-2-2 夏休み☆子どもつどいのひろば こどもの家・児童館・児童遊園の管理運営	1-2-3 子どもの居場所づくり
		1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実	1-3-1 放課後等デイサービス 1-3-4 児童発達支援事業 保育園・幼稚園巡回訪問事業	1-3-2 障害児日中一時支援 上越市自立支援協議会	1-3-3 重症心身障害者緊急短期入所居宅確保事業 グループホームや地域生活支援拠点等の整備
	基本目標 2 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築	2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減	2-1-1 妊産婦・子ども医療費助成事業 2-1-4 子育てジョイカード事業 2-1-7 奨学金貸付事業 障害児福祉手当 児童手当給付事業 就学援助費（特別支援教育就学奨励費）	2-1-2 ひとり親家庭等医療費助成事業 2-1-5 保育料及び給食費の軽減 2-1-8 通学援助費 特別児童扶養手当 未熟児養育医療給付事業	2-1-3 母子家庭等の自立支援 2-1-6 私立高等学校学費助成補助金 2-1-9 就学援助費（要保護及び準要保護児童生徒援助費） 不妊不育治療費助成事業 児童扶養手当給付事業
		2-2 家庭と地域の子育て力の向上	2-2-1 産前・産後ヘルパー派遣事業 2-2-4 子育て支援情報の提供 2-2-7 親子コミュニケーション支援 2-2-10 訪問指導事業 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備	2-2-2 こどもセンター 2-2-5 家庭教育支援講座 2-2-8 利用者支援事業 保育園や子育て関連施設における相談の実施	2-2-3 子育てひろば 2-2-6 ファミリーサポートセンター 2-2-9 助産師健康相談事業 命・きずなを考える講座
		2-3 保育環境の充実	2-3-1 通常保育事業 保育園通園バス運行事業	2-3-2 保育園の再配置等 看護師等雇用補助	2-3-3 保育園の環境改善
		2-4 多様な保育サービスの提供	2-4-1 延長保育事業 2-4-4 病児保育事業 障害児保育事業	2-4-2 一時預かり事業 2-4-5 病後児保育事業 休日保育事業	2-4-3 ファミリーヘルプ保育園 2-4-6 放課後児童クラブ 障害児一時保育事業
		2-5 母子保健の充実	2-5-1 すくすく赤ちゃんセミナー 2-5-4 妊婦一般健康診査 2-5-7 フッ化物塗布事業 むし歯予防教室	2-5-2 妊産婦新生児訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業） 2-5-5 乳幼児健康診査事業 休日・夜間診療所 ブラッシング指導会	2-5-3 離乳食相談会 2-5-6 予防接種事業 フッ化物洗口事業（保育園・幼稚園）
	基本目標 3 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化	3-1 学校教育環境の充実	3-1-1 学校規模の適正化 3-1-4 不登校児童生徒教育支援室 就学相談 外国語指導助手による語学指導	3-1-2 学校施設整備事業 3-1-5 外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業 特別支援学級 教育相談事業（教職員の研修の充実、相談支援体制の整備）	3-1-3 学習指導支援事業 やすづか学園運営費補助事業 特別支援教育巡回相談事業
		3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進	3-2-1 防犯教室 3-2-4 地域青少年育成会議 3-2-7 防犯灯の整備・維持管理事業 子育てバリアフリー施設の認定 上越緑の少年団 図書館における読み聞かせ	3-2-2 交通安全教室 3-2-5 安全安心まちづくり推進パトロール 3-2-8 110ばん協力車制度 ボランティアだよりキッズ 職場体験の実施 図書館における子ども向け図書資料の充実	3-2-3 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール） 3-2-6 安全メール 3-2-9 保育園地域活動事業 民生委員・児童委員、主任児童委員活動 青少年健全育成センター事業 少年スポーツ活動育成事業
	基本目標 4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化	4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済	4-1-1 上越市要保護児童対策地域協議会 4-1-4 学校問題解決支援プロジェクトチーム（JAST） いじめ等に関する調査委員会の設置 児童養護施設（若竹寮）	4-1-2 子どもの虐待予防推進事業 児童虐待に関する研修 配偶者からの暴力（DV）被害者及びその同伴児への支援	4-1-3 いじめ問題対策協議会 いじめ防止対策等専門委員会 母子生活支援施設
		4-2 相談支援体制の充実	4-2-1 すこやかなくらし相談窓口 4-2-4 女性相談 発達相談室「すてっぷ」	4-2-2 思春期電話相談 4-2-5 子どもほっとライン	4-2-3 外国人相談 4-2-6 若者ほっとライン
		4-3 男女共同参画、ワークライフバランスの推進	4-3-1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発 4-3-4 女性の再就職支援セミナー	4-3-2 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 4-3-5 企業における再雇用制度導入の普及啓発	4-3-3 職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発 父子手帳
		4-4 子どもの貧困対策の推進	1-1-2 子どもの権利学習 1-2-3 子どもの居場所づくり 2-1-2 ひとり親家庭等医療費助成事業 2-1-5 保育料及び給食費の軽減 2-1-8 通学援助費 2-2-3 子育てひろば 2-3-2 保育園の再配置等 2-4-3 ファミリーヘルプ保育園 2-4-6 放課後児童クラブ 4-1-1 上越市要保護児童対策地域協議会 4-2-5 子どもほっとライン	1-2-1 謙信KIDSプロジェクト 1-2-4 若者の居場所 (Fit) 2-1-3 母子家庭等の自立支援 2-1-6 私立高等学校学費助成補助金 2-1-9 就学援助費（要保護及び準要保護児童生徒援助費） 2-2-6 ファミリーサポートセンター 2-4-1 延長保育事業 2-4-4 病児保育事業 2-5-2 妊産婦新生児訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業） 4-1-4 学校問題解決支援プロジェクトチーム（JAST） 4-2-6 若者ほっとライン	1-2-2 夏休み☆子どもつどいのひろば 2-1-1 妊産婦・子ども医療費助成事業 2-1-4 子育てジョイカード事業 2-1-7 奨学金貸付事業 2-2-2 こどもセンター 2-3-1 通常保育事業 2-4-2 一時預かり事業 2-4-5 病後児保育事業 3-1-4 不登校児童生徒適応指導教室 4-2-1 すこやかなくらし相談窓口
	本施策に係る事業は、1-1から4-3の各施策に基づき実施する事業と重複するため、進捗管理表は作成しません。				

5 子ども・子育て支援総合計画に基づく令和6年度実施状況【総括表】

基本理念【1】	基本目標【4】	基本施策【13】	事業数	○:達成	△:一部未達成	×:未達成	—:その他	
みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来	【基本目標1】 子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備	1-1 子どもの権利の普及・啓発	4	3	1	0	0	
		1-2 子どもの居場所づくり	4	3	1	0	0	
		1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実	4	4	0	0	0	
	【基本目標2】 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築	2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減	9	9	0	0	0	
		2-2 家庭と地域の子育て力の向上	10	10	0	0	0	
		2-3 保育環境の充実	3	3	0	0	0	
		2-4 多様な保育サービスの提供	6	5	1	0	0	
		2-5 母子保健の充実	7	6	1	0	0	
	【基本目標3】 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化	3-1 学校教育環境の充実	5	5	0	0	0	
		3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進	9	8	1	0	0	
	【基本目標4】 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化	4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済	4	4	0	0	0	
		4-2 相談支援体制の充実	6	5	1	0	0	
		4-3 男女共同参画、ワークライフバランスの推進	5	5	0	0	0	
合 計			76	70	6	0	0	
			目標達成状況(構成比)	達成率	92.1%	7.9%	0.0%	0.0%

**基本目標 1**  
**子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備**

基本施策＞事業名等		事業概要	令和5年度事業					令和6年度事業					担当課
			方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	
<b>1-1 子どもの権利の普及・啓発</b>													
1-1-1	子どもの権利に関する啓発	市の広報紙やホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行うとともに、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向けて「子どもの権利講座」を開催し、子どもの権利を大切にする意識づくりを推進する。	継続	子どもの権利講座の開催回数	【7回】 保育園及び幼稚園の保護者会並びに小・中学校PTA、各地区民生委員・児童委員協議会を対象に講座のPRを行う。開催に当たり、CAP・じょうえつと連携して取り組む。	【2回】 保育園の保護者会及び中学校PTAを対象に講座を開催した。保育園や幼稚園、小・中学校等に講座の案内文を送付するなど周知に努めた。	△	継続	子どもの権利講座の開催回数	【7回】 保育園及び幼稚園の保護者会並びに小・中学校PTA、各地区民生委員・児童委員協議会のほか、子どもと接する機会の多い大人を対象に講座のPRを行う。開催に当たり、CAP・じょうえつと連携して取り組む。	【2回】 保育園の保護者会及び中学校PTAを対象に講座を開催した。保育園や幼稚園、小・中学校等に講座の案内文を送付するなど周知に努めた。	△	こども家庭センター
1-1-2	子どもの権利学習	子どもの年齢に応じた内容で子どもの権利学習を行い、自らの権利意識を高め、お互いの権利を大切にする気持ちや人を思いやる心を育む。 市立小・中学校において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用した授業を行う。	継続	「えがお」を使用した子どもの権利学習を実施する学校数	【全市立小・中学校】 市立小・中学校すべての学年において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施する。	【全市立小・中学校】 小学4年生以上のテキストにヤングケアラーについて掲載し、新たな課題に対応する内容に改定した。市立小・中学校すべての学年において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施することができた。	○	継続	「えがお」を使用した子どもの権利学習を実施する学校数	【全市立小・中学校】 市立小・中学校すべての学年において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施する。	【全市立小・中学校】 市立小・中学校すべての学年において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施した。	○	こども家庭センター
1-1-3	学校における人権教育への支援	学校における人権教育を支援するため、上越市学校教育実践上の重点説明会において、人権教育への指導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリング技能向上のための研修を充実させ、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に努める。	継続	人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会に各校から参加者を出し、研修成果を各校に持ち帰り共有する学校数	【全69校参加】 人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会いずれかに各校から参加者を出し、研修成果を各校に持ち帰り共有する。	【全69校参加】 人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会いずれかに全69校が参加し、研修資料、報告資料集等を配布し研修成果を各校で共有した。	○	継続	人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会に参加する学校数	【全69校参加】 人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会いずれかに全69校が参加し、研修資料、報告資料や報告資料、研修を通して得た学び等をもとに、各校で研修内容の共有化を図った。	○	学校教育課	
1-1-4	人権に関する講話会等への講師の派遣	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、「第4次人権総合計画」に基づき、3か年計画で市内全小学校区において講話会を開催する。	継続	実施小学校区数	【16小学校区】 保護者や地域住民等に対して人権を考える講話会を実施し、人権問題に対して市民から正しい理解を深めてもらい、意識の向上を図る。	【実施小学校区：16小学校区】 保護者や地域住民等に対して人権を考える講話会を実施し、人権問題に対して市民から正しい理解を深めてもらい、意識の向上を図る。	○	継続	実施小学校区数	【16小学校区】 保護者や地域住民等に対して人権を考える講話会を実施し、人権問題に対して市民から正しい理解を深めてもらい、意識の向上を図る。	【実施小学校区：16小学校区】 保護者や地域住民等に対して人権を考える講話会を実施し、人権問題に対して市民から正しい理解を深めてもらい、意識の向上を図る。	○	社会教育課
<b>1-2 子どもの居場所づくり</b>													
1-2-1	謙信KIDSプロジェクト	子どもたちが様々な体験活動を通して、当市の特色を知り、味わうことで、興味・関心を高めたり、同じ講座に集まった違う学校、違う年齢の子ども同士で交流を深め、仲間づくりを行う。	継続	参加者の自己目標達成度（アンケート未回答者を除く）	【95%以上】 未来を支える人づくりのため、市内の小学生を対象に、豊富な地域資源や人材を活用した体験活動を実施する。	【99%】（アンケート未回答者を除く） 未来を支える人づくりのため、市内の小学生を対象に、豊富な地域資源や人材を活用した体験活動を17講座22コース実施した。	○	継続	参加者の自己目標達成度（アンケート未回答者を除く）	【95%以上】 未来を支える人づくりのため、市内の小学生を対象に、豊富な地域資源や人材を活用した体験活動を実施する。	【98%】（アンケート未回答者を除く） 未来を支える人づくりのため、市内の小学生を対象に、豊富な地域資源や人材を活用した体験活動を18講座22コース実施した。	○	社会教育課
1-2-2	夏休み☆子どもつどいのひろば	公民館などを会場に、子どもたちが自由に活動する機会を提供し、公民館を身近に感じてもらおうとともに、すこやかに育つ環境づくりを進める。	継続	利用人数	【900人以上】 公民館等施設の一室を開放し、子どもたちが気軽に安心して過ごす場所を提供する「夏休み☆子どもつどいのひろば」を実施する。	【利用人数：931人】 公民館等施設の一室を開放し、子どもたちが気軽に安心して過ごす場所を提供する「夏休み☆子どもつどいのひろば」を18地区公民館で実施した。	○	継続	利用人数	【900人以上】 公民館等施設の一室を開放し、子どもたちが気軽に安心して過ごす場所を提供する「夏休み☆子どもつどいのひろば」を実施する。	【利用人数：566人】 昨年より実施回数が減少したことで、目標利用人数を下回ったが、「こうみんかんキッズフェスタ」等の子ども向け事業を別に実施することで、「夏休み☆子どもつどいのひろば」のほかにも子どもたちに活動の場を提供した。	△	社会教育課
1-2-3	子どもの居場所づくり	「地域の居場所づくり」に向けた検討や「子ども食堂」の新規開設を目指す市民団体等に対する立ち上げ支援や食料調達サポートなどを行う。	継続	子どもの居場所づくりに対する支援	新規開設を目指す市民団体や既存の子ども食堂等に対し、関係機関等と連携を図り、必要な情報提供や運営の支援を行う。	新規開設を計画する市民団体や既存の子ども食堂等に対し、関係機関等と連携を図り、開設に向けた必要な情報提供や施設の提供など必要な支援を行った。 ・子ども食堂 4か所 ・フードバンク活動 1団体 ・学習支援 1団体	○	継続	子どもの居場所づくりに対する支援	新規開設を計画する市民団体や既存の子ども食堂等に対し、関係機関等と連携を図り、必要な情報提供や運営の支援を行う。	新規開設を計画する市民団体や既存の子ども食堂等に対し、関係機関等と連携を図り、必要な支援を行った。 ・子ども食堂 6か所 ・フードバンク活動 1団体 ・学習支援 1団体	○	こども家庭センター
1-2-4	若者の居場所（Fit）	不登校、ひきこもり等の困難を抱える15歳（義務教育終了）以降の若者に寄り添い、「居場所」での相談、ゲーム、他の通所者との交流活動等を支援の中核として、関係機関と連携しながら、自立のための活力や社会性の育成を図る。	拡充	居場所の利用人数（継続支援者を含む）	【18人以上】 ホームページや広報上越等の内容を工夫し一層の周知を図る。 関係機関との連携を図ることにより若者育成支援事業を充実させ、居場所への支援に結びつける。	【31人】 ホームページや広報上越等の内容を工夫し一層の周知を図ってきたことで、利用人数が増加した。 関係機関と連携して若者の支援を行うことができた（31人中28人）。	○	継続	居場所の利用人数（継続支援者を含む）	【18人以上】 ホームページや広報上越等の内容を工夫し一層の周知を図る。 関係機関との連携を図ることにより若者育成支援事業を充実させ、居場所への支援に結びつける。	【22人】 ホームページや広報上越、チラシ等による周知や関係機関等からの紹介による新規利用者は16人となった。22人中19人が他機関と連携した支援につながっていた。	○	青少年健全育成センター
<b>1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実</b>													
1-3-1	放課後等デイサービス	6歳から18歳までの障害のある子どもに対し放課後等に、子どもの状況に合わせた療育支援等を行い、生活能力の向上や社会との交流の促進を図る。	継続	利用申込数に対する受入率	【100%】 利用者のニーズや状況を丁寧に聞き取りながら、子どもの生活能力の向上や社会との交流の促進に資するサービス提供を行う。	【100%】 市・計画相談員・サービス提供事業所が連携し、利用者のニーズや状況を丁寧に聞き取りながら、子どもの生活能力の向上や社会との交流の促進に資するサービス提供を行った。	○	継続	利用申込数に対する受入率	【100%】 関係機関と連携し、利用者のニーズや状況を丁寧に聞き取りながら、子どもの生活能力の向上や社会との交流の促進に資するサービス提供を行う。	【100%】 市・計画相談員・サービス提供事業所が連携し、利用者のニーズや状況を丁寧に聞き取りながら、子どもの生活能力の向上や社会との交流の促進に資するサービス提供を行った。	○	福祉課
1-3-2	障害児日中一時支援	日中に介護者がいないため一時的に見守り等が必要な障害のある子ども等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行う。	拡充	利用申込数に対する受入率	【100%】 保護者の疾病等により一時的に見守り等が必要になった障害のある子ども等に対し、適切に一時預かりを提供する。 令和5年度から看護師等を配置している事業所において医療的ケア児の一時預かりを実施する。	【100%】 保護者の疾病等により一時的に見守り等が必要になった障害のある子ども等に対し、適切に一時預かりを提供したほか、医療的ケア児に対し、看護師等を配置している事業所において一時預かりを提供した。	○	継続	利用申込数に対する受入率	【100%】 保護者の疾病等により一時的に見守り等が必要になった障害のある子ども等に対し、適切に一時預かりを提供する。 看護師等を配置している事業所において、医療的ケア児の一時預かりを実施する。	【100%】 保護者の疾病等により一時的に見守り等が必要になった障害のある子ども等に対し、適切に一時預かりを提供したほか、医療的ケア児に対し、看護師等を配置している事業所において一時預かりを提供した。	○	福祉課
1-3-3	重症心身障害者緊急短期入所用居室確保事業	医療機関における病床の一部を、緊急短期入所用として常時確保する。	継続	受入病床数	【2床】 緊急時の受入れに対応するため、病床を常時確保する。	【2床】 さいがた医療センターと連携して短期入所用居室2床を確保し、重症心身障害のある人等の緊急時の受入に対応した。	○	継続	受入病床数	【2床】 重症心身障害のある人等の緊急時の受入れに対応するため、病床を常時確保する。	【2床】 さいがた医療センターと連携して短期入所用居室2床を確保し、重症心身障害のある人等の緊急時の受入に対応した。	○	福祉課
1-3-4	児童発達支援事業	発達に不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、療育支援が必要な乳幼児に対し、適切に支援するほか、園訪問等を通して早期支援につなげる取組を進める。	拡充	個別支援計画の作成割合	【100%】 療育支援（保育所等訪問支援を含む）を実施する子ども全員に対して、個別支援計画を作成する。 言語の遅れや発音の改善に向けて、言語聴覚士から専門的な指導を受けられる機会を設ける。	【100%】 療育支援（保育所等訪問支援を含む）を実施する子ども全員に対して、個別支援計画を作成した。 言語の遅れや発音の改善に向けて、外部の言語聴覚士から専門的な指導を受けられる機会を23回設け、職員の専門性の維持向上を図った。	○	継続	児童発達支援の利用児童数	【45人以上】 ライフステージを超えた切れ目のない支援の実現に向け、特別な配慮を要する子どもに児童福祉法に基づく児童発達支援を実施する。	【57人】 ライフステージを超えた切れ目のない支援の実現に向け、特別な配慮を要する子どもに児童福祉法に基づく児童発達支援を実施した。	○	こども発達支援センター

**基本目標2**  
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等		事業概要	令和5年度事業					令和6年度事業					担当課
			方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	
<b>2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減</b>													
2-1-1	妊産婦・子ども医療費助成事業	疾病の早期発見と早期治療の促進及び子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み、育てやすい環境整備の推進を図る。 【妊産婦医療費助成】 妊産婦に係る医療費の自己負担金を助成する。 【子ども医療費助成】 入院・通院ともに0歳～高校卒業相当の子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生に係る医療費については、完全無料化とする。	拡充	申請漏れ件数	【0件】 妊娠届や出生届、転入届等の手続きにあわせて、制度を周知するとともに、住民基本台帳の異動情報を確実にチェックし、適正に助成が受けられるよう取り組む。 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、無料化の対象を市民税非課税世帯の高校卒業相当の年齢まで拡充する。	【0件】 出生及び転入による受給資格者について、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して案内を行い、申請漏れを防いだ。	○	継続	申請漏れ件数	【0件】 妊娠届や出生届、転入届等の手続きにあわせて、制度を周知するとともに、住民基本台帳の異動情報を確実にチェックし、適正に助成が受けられるよう取り組む。	【0件】 妊娠届や出生届、転入届等の手続きの際に、制度の案内を行い、漏れなく制度利用につなげた。また、住基の異動情報を確認し、制度に該当し得る人に個別に案内を行い制度利用につなげた。	○	子ども家庭センター
2-1-2	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対し医療費の助成を行い、疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図る。	継続	申請漏れ件数	【0件】 市民課等と連携し、離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届出等の手続きにあわせて、ひとり親家庭等の支援に関する周知を行う。 ホームページや広報上越（年2回）等での制度周知・案内を行う。	【0件】 ホームページや広報上越（8月・12月）での制度案内のほか、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 住民票の異動により、離婚を前提とした別居や子どもの別居監護による受給者の変更、受給資格の消滅が発生すると思われる対象者へ随時通知し、制度の周知に努めた。 住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して案内を行い申請漏れを防いだ。	○	継続	申請漏れ件数	【0件】 市民課等と連携し、離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届出等の手続きにあわせて、ひとり親家庭等の支援に関する周知を行う。 ホームページや広報上越（年2回）等での制度周知・案内を行う。	【0件】 離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届出等の手続きにあわせて、ひとり親家庭等の支援に関する周知を行い、漏れなく制度利用につなげた。	○	子ども家庭センター
2-1-3	母子家庭等の自立支援	自立支援教育訓練付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援する。 また、母子自立支援員を配置し、母子・父子家庭の個々の状況に応じた相談・指導等を行う。	継続	制度周知回数	【2回以上】 ひとり親家庭等に対し、現況届等の通知時に各種給付金等に関するチラシを同封するとともに、ホームページの活用、手当の申請に係る相談時における周知などにより、自立に向けた取組を図る。	【2回】 児童扶養手当に関する通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。（4月額改定通知、10月現況届結果通知、毎月の新規認定通知に同封） 児童扶養手当申請者のうち無職の人に対して、制度を説明し、案内チラシを配布した。	○	継続	制度周知回数	【2回以上】 ひとり親家庭等に対し、現況届等の通知時に各種給付金等に関するチラシを同封するとともに、ホームページの活用、手当の申請に係る相談時における周知などにより、自立に向けた取組を図る。	【2回】 児童扶養手当に関する通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。（4月額改定通知、10月現況届結果通知、毎月の新規認定通知に同封） 児童扶養手当申請者のうち無職の人に対して、制度を説明し、案内チラシを配布した。	○	子ども家庭センター
2-1-4	子育てジョイカード事業	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、企業の協力を得て、商品の割引や特典などのサービスを提供し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。	継続	子育て家庭の経済的負担軽減	【利用者と協賛企業双方のニーズに応じたサービス提供ができていない状態】 広報上越に協賛店の募集記事を掲載するなど、協賛を促す。また、利用者へ協賛企業一覧を送付し、協賛いただいている企業の周知を図る。	【利用者と協賛企業双方のニーズに応じたサービス提供ができていない状態】 店舗訪問や商工会議所及び商工会の会報誌に協賛企業募集チラシを同封したり、広報上越に協賛店の募集記事を掲載するなど、協賛を促した。また、利用者へ協賛企業一覧を送付し、協賛いただいている企業の周知を図った。	○	継続	子育て家庭の経済的負担軽減	【利用者と協賛企業双方のニーズに応じたサービス提供ができていない状態】 広報上越に協賛店の募集記事を掲載するなど、協賛を促す。また、利用者へ協賛企業一覧を送付し、協賛いただいている企業の周知を図る。	【利用者と協賛企業双方のニーズに応じたサービス提供ができていない状態】 広報上越に協賛店の募集記事を掲載するなど、協賛を促した。また、利用者へ協賛企業一覧を送付し、協賛いただいている企業の周知を図った。	○	子ども家庭センター
2-1-5	保育料及び給食費の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えるため、保育料の軽減を行うとともに、給食費の実費徴収にかかる軽減制度を実施する。	継続	子育て家庭の経済的負担軽減	【子育て家庭の保育料及び給食費に係る経済的負担が軽減されている状態】 2歳児までの保育料の減免対象者の範囲と3歳以上児の給食費の免除対象の範囲を独自に支援する。	2歳児までの保育料の減免対象者の範囲と3歳以上児の給食費の免除対象の範囲を市独自に支援し、子育て家庭の経済的負担を軽減した。	○	継続	子育て家庭の経済的負担軽減	【子育て家庭の保育料及び給食費に係る経済的負担が軽減されている状態】 2歳児までの保育料の減免対象者の範囲と3歳以上児の給食費の免除対象の範囲を独自に支援する。	2歳児までの保育料の減免対象者の範囲と3歳以上児の給食費の免除対象の範囲を市独自に継続して支援したほか、物価高騰に伴う食材費の上昇相当分を各園に給付することで、子育て家庭への負担軽減を防ぎ、経済的負担を軽減した。	○	幼児保育課
2-1-6	私立高等学校学費助成補助金	私立高等学校に在学している生徒の保護者のうち市・県民税所得割の合計が一定額に満たない世帯に対する学費を助成する。	拡充	助成率の拡充	【昨年度より助成率が拡充された状態】 施設整備費等助成金の助成率を引き上げ、対象世帯を拡充することで、より多くの私立高等学校に在学している生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。	施設整備費等助成金の助成率を引き上げ、対象世帯を拡充し、より多くの私立高等学校に在学している生徒の保護者の経済的負担を軽減した。	○	拡充	助成率の拡充	施設整備費等助成金の助成率を引き上げ、対象世帯を市県民税課税額が257,500円以上507,000円未満の世帯まで拡充し、12,000円を助成する。 より多くの私立高等学校に在学している生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。	施設整備費等助成金の対象世帯を拡充し、より多くの私立高等学校に在学している生徒の保護者の経済的負担を軽減した。	○	教育総務課
2-1-7	奨学金貸付事業	経済的な理由により進学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保を図り、地域社会に有用な人材の育成に寄与する。	継続	制度周知回数	【年2回】 予約募集、在学募集時に広報上越や市ホームページに募集案内を掲載するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	【年3回】 ・奨学金の募集を3回（予約募集、在学募集、追加募集）実施した。 ・新たに創設された上越市若者奨学金制度チラシを該当する奨学生（貸付中33人、返還中45人）に郵送し、制度を周知した。	○	継続	制度周知回数	【年3回】 予約募集、在学募集、追加募集時に広報上越や市ホームページに募集案内を掲載するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付した。 ・上越市若者奨学金制度チラシを該当する奨学生に郵送し、制度を周知する。	【年3回】 予約募集、在学募集、追加募集時に広報上越や市ホームページに募集案内を掲載するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付した。 ・上越市若者奨学金制度チラシを該当する奨学生に郵送し、制度を周知した。	○	学校教育課

**基本目標2**  
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等		事業概要	令和5年度事業					令和6年度事業					担当課
			方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	
2-1-8	通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	継続	制度周知回数	【年2回】 遠距離通学対象児童生徒に対して案内を配布し、制度の周知を行う。また、学校と連携して対象者の申請漏れがないようにする。	【年2回】 遠距離通学対象児童生徒に対して案内を配布し、制度の周知を行った。また、学校と連携して対象者の申請漏れがないよう配慮した。	○	継続	制度周知回数	【年2回】 遠距離通学対象児童生徒に対して案内を配布し、制度の周知を行う。また、学校と連携して対象者の申請漏れがないようにする。	【年2回】 遠距離通学対象児童生徒に対して案内を配布し、制度の周知を行った。また、学校と連携して対象者の申請漏れがないよう配慮した。	○	学校教育課
2-1-9	就学援助費（要保護及び準要保護児童生徒援助費）	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため学用品費や給食費などの支援を行う。	拡充	制度周知回数	【年3回】 全児童生徒に学期ごと年3回制度案内を実施する。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。 援助費目に通学用品費、校外活動費を追加する。	【年3回】 ・1学期開始時に全児童生徒に制度案内及び申請書を配付し、2・3学期開始時にもメールで保護者に周知した。 ・広報上越4月号と、市ホームページへの制度案内の掲載を行った。 ・援助費目に通学用品費、校外活動費を追加した。	○	継続	制度周知回数	【年3回】 全児童生徒に学期ごと年3回制度案内を実施する。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。	【年3回】 全児童生徒に学期ごと年3回制度案内を実施するとともに、広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載により、周知を行った。	○	学校教育課
<b>2-2 家庭と地域の子育て力の向上</b>													
2-2-1	産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良等のために家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	継続	事業利用状況	【100%】 委託事業者を調整し、利用希望に対し、ヘルパー派遣を実施する。	【100%】 委託事業所との調整を行い、利用者の希望に対し、ヘルパーの派遣を行った。	○	拡充	事業利用状況	【100%】 委託事業者との調整を実施し、利用希望に対し、ヘルパー派遣を実施する。	【100%】 委託事業所との調整を行い、利用者の希望に対し、ヘルパーの派遣を行った。	○	こども家庭センター
2-2-2	こどもセンター	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。	継続	事業への満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	【90%以上】 オーレンブラザこどもセンターと市民プラザこどもセンターにおいて、子どもの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供する。	【98%】 オーレンブラザこどもセンター及び市民プラザこどもセンターが連携を図りながら、子どもの遊びと保護者同士の交流の場を提供することにより、安心して子育てができる環境の充実に取り組んだ。 令和5年度に実施した利用者アンケート調査では、利用目的に対する満足度で「満足」、「やや満足」と回答した割合は98%であり、事業への満足度は高い結果となった。	○	継続	事業への満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	【90%以上】 オーレンブラザこどもセンターと市民プラザこどもセンターにおいて、子どもの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供する。	【98%】 オーレンブラザこどもセンター及び市民プラザこどもセンターが連携を図りながら、子どもの遊びと保護者同士の交流の場を提供することにより、安心して子育てができる環境の充実に取り組んだ。 令和6年度に実施した利用者アンケート調査では、利用目的に対する満足度で「満足」、「やや満足」と回答した割合は98%であり、事業への満足度は高い結果となった。	○	こども家庭センター
2-2-3	子育てひろば	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言のほか、親子向けのイベント等を開催する。	継続	事業への満足度 子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じる割合	【85%以上】 子育てひろばを市内21か所に開設し、新型コロナウイルス感染症に対し、適切な感染防止対策を行いながら、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。	【93%】 地域において親子のふれあいの場、保護者同士の交流の場を提供したほか、子育て支援情報の提供や保健師等による子育て相談を開催するなど、保護者の子育てに対する不安感や孤立感の緩和が図られるよう支援し、安心して子育てができる環境づくりを推進することができた。 令和5年度に実施した利用者アンケート調査では、子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じると回答した割合は93%であり、事業への満足度は高い結果となった。	○	継続	事業への満足度 子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じる割合	【85%以上】 子育てひろばを市内21か所に開設し、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。	【93%】 地域において親子のふれあいの場、保護者同士の交流の場を提供したほか、子育て支援情報の提供や保健師等による子育て相談を開催するなど、保護者の子育てに対する不安感や孤立感の緩和が図られるよう支援し、安心して子育てができる環境づくりを推進することができた。 令和6年度に実施した利用者アンケート調査では、子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じると回答した割合は93%であり、事業への満足度は高い結果となった。	○	こども家庭センター
2-2-4	子育て支援情報の提供	子育て支援webサイト「上越市子育て応援ステーション」により、イベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、子育てに関する情報を発信する。	継続	アクセス件数	【400,000件以上】 子育てに関するお知らせやイベント等の情報を迅速に掲載するとともに、メールやツイッターによる子育て情報を随時発信する。こどもセンターの催しなどで「上越市子育て応援ステーション」について、広く周知する。	【35,996件】※ 子育てに関するイベントや各種制度の情報等について、ホームページやメールマガジン等を活用して効果的に発信し、保護者の子育て不安の軽減を図ることができた。 母子手帳アプリ「母子モ」と「上越市子育て応援ステーション」をリンクさせ必要な情報が入手しやすい環境を整えることができた。 ※サーバーのシステム更新により、アクセス件数の集計方法を変更	—	継続	アクセス件数	【38,000件以上】 子育てに関するお知らせやイベント等の情報を迅速に掲載するとともに、メールやツイッターによる子育て情報を随時発信する。こどもセンターの催しなどで「上越市子育て応援ステーション」について、広く周知する。	【44,785件】 子育てに関するイベントや各種制度の情報等について、ホームページやメールマガジン等を活用して効果的に発信し、保護者の子育て不安の軽減を図ることができた。 AIチャットボットサービスを開始し、時間や場所にとらわれず、必要な情報をスムーズに収集できる環境を整えた。	○	こども家庭センター
2-2-5	家庭教育支援講座	保護者を対象に、家庭教育にかかわる講座を行い、家庭の教育力の向上を図る。	継続	参加者アンケート結果で家庭教育支援講座で学んだことを今後生かしていきたいと答えた保護者の割合	【90%以上】 家庭教育支援講座の実施により、保護者等の家庭における教育力が向上するきっかけとする。	【96.9%】 19地区公民館において家庭教育支援講座を実施し、保護者にとって効果的な学びを提供することができた。	○	継続	参加者アンケート結果で家庭教育支援講座で学んだことを今後生かしていきたいと答えた保護者の割合	【90%以上】 家庭教育支援講座の実施により、保護者等の家庭における教育力が向上するきっかけとする。	【98.1%】 21地区公民館において家庭教育支援講座を実施し、保護者にとって効果的な学びを提供することができた。	○	社会教育課

**基本目標2**  
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等		事業概要	令和5年度事業					令和6年度事業					担当課
			方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	
2-2-6	ファミリーサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の子育ての相互援助活動を支援するため、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。</li> <li>仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、低所得世帯の保護者に対し、ファミリーサポートセンターの利用料を助成する。</li> </ul>	拡充	提供会員の紹介率	<p>【100%】</p> <p>依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越や市ホームページ等に募集案内を掲載するとともに、チラシやポスターの設置や各種団体や公民館事業等の参加者を対象に事業の紹介を行う。</p> <p>提供会員が速やかに援助を行えるよう、養成講座を年4回開催する。</p> <p>依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員を確保するため、提供会員が受け取る利用料金を引き上げ、市が引き上げ相当額を補助する。また、利用料助成の対象を児童扶養手当受給世帯にも拡充し、安心して子育てができる環境づくりを強化する。</p>	<p>【100%】</p> <p>提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載したほか、各種団体等や市の退職者（保育士）を対象に会員募集活動を行い、令和4年度と比較し、13人増やすことができた。</p> <p>依頼は全て受けることができたほか、依頼会員のニーズに見合った提供会員を調整することができた。</p> <p>仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、病氣中において集団保育等が困難な児童の預かりを実施した。</p>	○	継続	提供会員の紹介率	<p>【100%】</p> <p>依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越や市ホームページ等に募集案内を掲載するとともに、チラシやポスターの設置や各種団体や公民館事業等の参加者を対象に事業の紹介を行う。</p> <p>提供会員が速やかに援助を行えるよう、養成講座を年4回開催する。</p> <p>依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員を確保し、安心して子育てができる環境づくりを強化する。</p>	<p>【100%】</p> <p>提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載したほか、各種団体等を対象に会員募集活動を行い、令和5年度と比較し、22人増やすことができた。</p> <p>依頼は全て受けることができたほか、依頼会員のニーズに見合った提供会員を調整することができた。</p> <p>仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、病氣中において集団保育等が困難な児童の預かりを実施した。</p>	○	子ども家庭センター
2-2-7	親子コミュニケーション支援	乳幼児健診受診者、保育園・幼稚園・認定こども園入園児の保護者、こども発達支援センター利用者の保護者等を対象に、講座やグループワーク等を通して保護者が子どもの育ちを理解し、発達段階に応じた適切な関わりができるよう支援する。	継続	参加者アンケート結果で気持ちに変化があった保護者の割合	<p>【90%以上】</p> <p>保護者が子どもの特徴や行動、子どもとのより良い関わり方を理解し、適切な対応ができるようにする。</p>	<p>【92%】</p> <p>基本的な親子コミュニケーション支援を実施し、気持ちに変化があった保護者は92.0%であった。</p>	○	継続	参加者アンケート結果で気持ちに変化があった保護者の割合	<p>【90%以上】</p> <p>保護者が子どもの特徴や行動、子どもとのより良い関わり方を理解し、適切な対応ができるようにする。</p>	<p>【94%】</p> <p>基本的な親子コミュニケーション支援を実施し、気持ちに変化があった保護者は94%であった。</p>	○	子ども家庭センター
			継続	参加者アンケート結果で乳幼児健診の話で参考になったことがあった保護者の割合	<p>【90%以上】</p> <p>乳幼児健診において発育発達に応じた関わり等について健康教育や保健指導を行う。</p>	<p>【91%】</p> <p>乳幼児健診において各年齢の発達段階に応じたより良い関わり等について保護者への健康教育や保健指導を行った。</p>	○	継続	参加者アンケート結果で乳幼児健診の話で参考になったことがあった保護者の割合	<p>【90%以上】</p> <p>乳幼児健診において各年齢の発達段階に応じたより良い関わり等について保護者への健康教育や保健指導を行い、適切な対応ができるようにする。</p>	<p>【94%】</p> <p>乳幼児健診の健康教育等で参考になったことがあった保護者は94%であった。</p>	○	子ども家庭センター
			継続	参加者アンケート結果で参加してよかったと感じた保護者等の割合	<p>【90%以上】</p> <p>丁寧な親子コミュニケーション支援に参加した保護者が子どもの特性にあわせた関わり方を理解し、適切な対応ができるようにする。</p>	<p>【100%】</p> <p>丁寧な親子コミュニケーション支援を実施した結果、参加してよかったと感じた保護者は100%であった。</p>	○	継続	参加者アンケート結果で参加してよかったと感じた保護者等の割合	<p>【90%以上】</p> <p>丁寧な親子コミュニケーション支援に参加した結果、保護者からは100%の満足度を得られた。</p>	<p>【100%】</p> <p>丁寧な親子コミュニケーション支援を実施した結果、保護者からは100%の満足度を得られた。</p>	○	子ども家庭センター
2-2-8	利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行う。	継続	利用者の相談に対して、必要な助言・連絡・調整等ができた割合	<p>【100%】</p> <p>利用者の相談に対して、必要な助言、連絡、調整等を行うほか、子育てに関する各種施設やサービス等を紹介するハンドブックを作成し、子育て家庭等に広く周知する。</p> <p>保育園の入園に関するセミナーや妊娠中、又は妊娠を考えている方を対象にした産後に関するセミナーを実施する。</p>	<p>【100%】</p> <p>子育て情報ハンドブックの作成・配布のほか、利用者の相談に対して、必要な助言や連絡調整等を行い、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援した。</p> <p>保育園等の入園に関するセミナーを計3回（7月）実施した。</p> <p>妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを計2回（6月、12月）実施した。</p>	○	継続	利用者の相談に対して、必要な助言・連絡・調整等ができた割合	<p>【100%】</p> <p>利用者の相談に対して、必要な助言、連絡、調整等を行うほか、子育てに関する各種施設やサービス等を紹介するハンドブックを作成し、子育て家庭等に広く周知する。</p> <p>保育園等の入園に関するセミナーを計3回（7月）実施した。</p> <p>妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを実施する。</p>	<p>【100%】</p> <p>子育て情報ハンドブックの作成・配布のほか、利用者の相談に対して、必要な助言や連絡調整等を行い、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援した。</p> <p>保育園等の入園に関するセミナーを計3回（7月）実施した。</p> <p>妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを計2回（6月、12月）実施した。</p>	○	子ども家庭センター
2-2-9	助産師健康相談事業	電話及び来所による相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児、不妊や更年期などの各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	継続	相談内容に応じて、必要な助言・連絡・調整等ができた割合	<p>【100%】</p> <p>電話及び来所相談を通して、相談者の悩みを傾聴し、具体的な対応についての助言などを行い、不安の軽減を図る。</p>	<p>【100%】</p> <p>電話及び来所相談を通して、相談者の悩みを傾聴し、具体的な対応についての助言を行った。また継続的な支援が必要な場合は、地区担当保健師等につなげ、支援を行うことで、利用者の不安の軽減を図った。</p>	○	継続	相談内容に応じて、必要な助言・連絡・調整等ができた割合	<p>【100%】</p> <p>電話及び来所相談を通して、相談者の悩みを傾聴し、具体的な対応についての助言などを行い、不安の軽減を図る。</p>	<p>【100%】</p> <p>電話及び来所相談を通して、相談者の悩みを傾聴し、具体的な対応についての助言などを行い、不安の軽減を図る。</p>	○	子ども家庭センター
2-2-10	訪問指導事業	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	継続	家庭訪問実施状況	<p>【800件】</p> <p>発育・発達・栄養等に悩んでいる保護者や産後うつ等のリスクの高い産婦に対し、訪問による相談支援を行う。</p>	<p>【1,309件】</p> <p>妊娠・出産・子育てに悩んでいる保護者や産後うつ等のリスクの高い産婦に対し、家庭訪問による相談支援を行った。</p>	○	継続	家庭訪問実施状況	<p>【800件】</p> <p>妊娠・出産・子育てに悩んでいる保護者や産後うつ等のリスクの高い産婦に対し、家庭訪問による相談支援を行う。</p>	<p>【1,099件】</p> <p>妊娠・出産・子育てに悩んでいる保護者や産後うつ等のリスクの高い産婦に対し、家庭訪問による相談支援を行った。</p>	○	子ども家庭センター

**基本目標2**  
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等		事業概要	令和5年度事業					令和6年度事業					担当課
			方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	
<b>2-3 保育環境の充実</b>													
2-3-1	通常保育事業	乳児又は幼児を保育することで、子育て家庭の負担軽減や保護者の就労支援を行う。また、将来に渡って持続可能な保育園等の運営ができるよう、関係機関と連携のもと、保育士の確保に取り組む。	継続	待機児童数	【0人】 保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。年度途中の入園希望に柔軟に対応するため、関係機関と連携し保育士の人材確保に取り組む。	【0人】 適切に保育士等を配置し、保育が必要な子どもに対して保育を提供した。保育士等人材バンクの運用を開始し、私立園の人材確保に繋げたほか、関係機関と連携した「保育士就職相談会」の開催、公立及び私立保育園等の保育士求人情報の市ホームページへの掲載を行い、保育士等の人材確保に努めた。	○	継続	待機児童数	【0人】 保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。年度途中の入園希望に柔軟に対応するため、関係機関と連携し保育士の人材確保に取り組む。	【0人】 配置基準に基づき適切に保育士等を配置し、保育が必要な子どもに対して保育を提供した。保育士等人材バンクの運用を継続して行い、私立園の人材確保に繋げたほか、関係機関と連携した「保育士就職相談会」の開催、公立及び私立保育園等の保育士求人情報の市ホームページへの掲載を行い、保育士等の人材確保に努めた。	○	幼児保育課
2-3-2	保育園の再配置等	「上越市保育園の再配置等に係る計画」に基づき、公立保育園の民営化及び一部保育園の統合整備を行う。	縮小	移管後の運営状況を確認する園数	【4園】 移管後の運営状況を随時確認し、園運営が円滑に行われるよう、必要に応じて支援を行う。	【4園】 移管後の運営状況を随時確認し、必要に応じて関係者調整会議を開催するとともに、アンケート調査の実施等を通じ、園運営が円滑に行われるよう支援を行った。	○	縮小	移管後の運営状況を確認する園数	【4園】 移管後の運営状況を随時確認し、園運営が円滑に行われるよう、必要に応じて支援を行う。	【4園】 民営化移管園の運営は、事業者によっており、定期的な状況確認はしなかったが、事業者や保護者と園運営について協議する関係者調整会議を2園で延べ3回開催し、民営化移管園の運営を支援した。	○	幼児保育課
2-3-3	保育園の環境改善	老朽化した設備の更新や園舎及び敷地内の維持・改善を図り、安全で安心な保育環境を整備する。	拡充	個所付け修繕工事等の件数	【工事請負1件 営繕修繕45件】 適切に修繕を行い、公立保育園の保育環境維持と改善を図っていく。私立保育園が行う施設整備費を補助し、子どものすこやかな成長に資する環境の整備を推進する。保育に関連する業務の効率化及び保護者の利便性の向上を図るため、公立保育園11園に保育業務支援システムを導入した。保育園や認定こども園における給食に係る食材料費の高騰が保護者の経済的負担とならないよう、物価高騰相当額を市が負担する。	【工事請負1件 営繕修繕45件】 適切に修繕を行い、公立保育園の保育環境維持と改善を図った。私立保育園が行う施設整備費を補助し、子どものすこやかな成長に資する環境の整備を推進する。保育に関連する業務の効率化及び保護者の利便性の向上を図るため、公立保育園11園に保育業務支援システムを導入した。保育園や認定こども園における給食に係る食材料費の高騰が保護者の経済的負担とならないよう、物価高騰相当額を市が負担した。	○	継続	個所付け修繕工事等の件数	【工事請負1件 営繕修繕26件】 適切に修繕を行い、公立保育園の保育環境維持と改善を図った。私立保育園が行う施設整備費を補助し、子どものすこやかな成長に資する環境の整備を推進する。保育に関連する業務の効率化及び保護者の利便性の向上を図るため、令和5年度に引き続き公立保育園12園に保育業務支援システムを導入した。保育園や認定こども園における給食に係る食材料費の高騰が保護者の経済的負担とならないよう、物価高騰相当額を市が負担する。	【工事請負1件 営繕修繕26件】 適切に修繕を行い、公立保育園の保育環境維持と改善を図った。私立保育園が行う施設整備費を補助し、子どものすこやかな成長に資する環境の整備を推進した。保育に関連する業務の効率化及び保護者の利便性の向上を図るため、令和5年度に引き続き公立保育園12園に保育業務支援システムを導入した。保育園や認定こども園における給食に係る食材料費の高騰が保護者の経済的負担とならないよう、物価高騰相当額を市が負担した。	○	幼児保育課
<b>2-4 多様な保育サービスの提供</b>													
2-4-1	延長保育事業	通常の保育時間終了後も保育が必要な児童を対象に延長保育を行う。	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	【100%】 適切に保育士等を配置し、延長保育が必要な子どもに対して保育を提供した。	○	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	【100%】 適切に保育士等を配置し、延長保育が必要な子どもに対して保育を提供した。	○	幼児保育課
2-4-2	一時預かり事業	保護者が就労や疾病等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった児童の保育を行う。	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 保育園・オーレンブラザこどもセンターにおいて、一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	【100%】 保育園・オーレンブラザこどもセンターにおいて適切に保育士等を配置し、一時預かりが必要な子どもに対して保育を提供するとともに、希望の施設での受入ができない場合は、他の施設を紹介した。	○	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 保育園・オーレンブラザこどもセンターにおいて、一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	【100%未満】 保育園・オーレンブラザこどもセンターにおいて、一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整えたが、オーレンブラザにおいて、要望に応えられないケースがあった。	△	幼児保育課 こども家庭センター
2-4-3	ファミリーヘルプ保育園	就労・疾病・介護・災害・リフレッシュ等により、緊急又は一時的に保育することができない保護者に代わり保育を行うファミリーヘルプ保育園を運営する。	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整え、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	【100%】 緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用要件に合致した児童の受入れを行った。	○	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整え、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	【100%】 緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用要件に合致した児童の受入れを行った。	○	幼児保育課
2-4-4	病児保育事業	病気の回復期に至っていないため、集団保育が困難な乳幼児等に対して一時保育を行う。	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 病気の回復期に至らない子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。保育園等において体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診及び病児保育室での一時的な保育を行う。	【100%】 病気の回復期に至らない子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した児童の受入れを行った。送迎対応病児保育事業を開始し、保育園等において体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診及び病児保育室での一時的な保育を行う体制を整備した。	○	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 病気の回復期に至らない子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。保育園等において体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診及び病児保育室での一時的な保育を行う。	【100%】 病気の回復期に至らない子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した児童の受入れを行った。送迎対応病児保育事業では、保育園等において体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診及び病児保育室での一時的な保育を行った。	○	幼児保育課
2-4-5	病後児保育事業	病気の回復期にあるため、集団保育が困難な乳幼児等に対して一時保育を行う。	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 病気の回復期の子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	【100%】 病気の回復期の子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した児童の受入れを行った。	○	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 病気の回復期の子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	【100%】 病気の回復期の子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した児童の受入れを行った。	○	幼児保育課
2-4-6	放課後児童クラブ	共働き家庭など、昼間保護者がいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る。	継続	利用申込数に対する受入率	【100%】 日中に保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	【100%】 日中に保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図った。	○	継続	利用申込数に対する受入率	【100%】 日中に保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	【100%】 日中に保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図った。	○	学校教育課

**基本目標2**  
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和5年度事業					令和6年度事業					担当課	
		方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)		
<b>2-5 母子保健の充実</b>													
2-5-1	すくすく赤ちゃんセミナー	妊産初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、妊娠・出産に関する不安の解消を図るとともに、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防に関する保健指導を行う。	継続	参加者アンケート結果で講話内容が理解できたと答えた参加者の割合	【98%以上】 妊産初期・中期・後期に教室を開催し、妊娠・出産に関する情報提供及び生活習慣病に関する保健指導を行う。	【100%】 妊産中期・後期に教室を開催し、妊娠・出産に関する情報提供や生活習慣病に関する保健指導を行った結果、すべての参加者が講話の内容をおおむね理解できたと回答された。	○	継続	参加者アンケート結果で講話内容が理解できたと答えた参加者の割合	【98%以上】 妊産初期・中期・後期に教室を開催し、妊娠・出産に関する情報提供及び生活習慣病に関する保健指導を行う。	【100%】 妊産初期・中期・後期に教室を開催し、妊娠・出産に関する情報提供や生活習慣病に関する保健指導を行った。すべての参加者が講話の内容をおおむね理解できたと回答。	○	こども家庭センター
2-5-2	妊産婦新生児訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握や保健指導を行う。	継続	出生時の訪問率	【99%以上】 長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭を除き、育児不安等に対し、訪問指導を通して具体的な助言を行う。	【99.5%】 長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭を除き、家庭訪問を通じて、育児への支援や発育発達・栄養に関する保健指導を行った。	○	継続	出生時の訪問率	【99%以上】 長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭を除き、家庭訪問を通して、育児への支援や発育発達・栄養に関する保健指導を行う。	【99.8%】 長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭を除き、家庭訪問を通じて、育児への支援や発育発達・栄養に関する保健指導を行った。	○	こども家庭センター
2-5-3	離乳食相談会	乳児の保護者が身体計測結果や食生活、生活リズム等の生活習慣の振り返りを通して、子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	継続	第1子参加率	【80%以上】 離乳初期・離乳中期に離乳食に関する健康教育を行う。また、発育に合わせた進め方等個別に保健指導を行う。	【82.2%】 離乳初期・離乳中期に離乳食に関する健康教育を行った。また、発育に合わせた進め方等個別に保健指導を行った。	○	継続	第1子参加率	【80%以上】 離乳初期・離乳中期に離乳食に関する健康教育を行う。また、発育に合わせた進め方等個別に保健指導を行う。	【78.8%】 離乳初期・離乳中期に離乳食に関する健康教育を行った。また、発育に合わせた進め方等個別に保健指導を行った。区の参加率が若干伸びなかったため、対象者への声掛けを改善する。	△	こども家庭センター
2-5-4	妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を奨励し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。	継続	妊婦15週までの届出率	【98%以上】 妊婦一般健康診査費用14回分の助成を行う。また、健診結果に応じて妊娠中及び産後に保健指導を行う。	【99.2%】 妊婦一般健康診査費用14回分の助成を行った。また、健診結果に応じて妊娠中及び産後に保健指導を実施した。妊婦届出時に面談を実施し、不安等の有無を確認するとともに、妊娠・出産期の見通しについて支援を行った。	○	継続	妊婦15週までの届出率	【98%以上】 妊婦一般健康診査費用14回分の助成を行う。また、健診結果に応じて妊娠中及び産後に保健指導を行う。妊婦届出時に全ての妊婦との面談を行う。	【99.1%】 妊婦一般健康診査費用14回分の助成を行った。また、健診結果に応じて妊娠中及び産後に保健指導を実施した。妊婦届出時に面談を実施し、不安等の有無を確認するとともに、妊娠・出産期の見通しについて支援を行った。	○	こども家庭センター
2-5-5	乳幼児健康診査事業	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。	拡充	乳幼児健診受診率	【98%以上】 適切な時期に乳幼児健診を実施し、疾病や異常の早期発見に努める。また、保護者自身が子どもの発育発達を確認できるよう支援する。聴覚障害の早期発見を図るため、おおよそ生後3日目に実施している新生児に対する聴覚検査に係る費用の一部を助成する。	【99.5%】 適切な時期に乳幼児健診を実施し、受診率は99.5%となった。疾病や異常の早期発見に努め、保護者自身が子どもの発育発達を確認できるよう個別での支援を実施した。	○	継続	乳幼児健診受診率	【98%以上】 適切な時期に乳幼児健診を実施し、疾病や異常の早期発見に努める。また、保護者自身が子どもの発育発達を確認できるよう支援する。	【98.8%】 適切な時期に乳幼児健診を実施し、受診率は98.8%となった。疾病や異常の早期発見に努め、保護者自身が子どもの発育発達を確認できるよう個別での支援を実施した。	○	こども家庭センター
2-5-6	予防接種事業	予防接種の実施により、感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。	継続	接種率	【90%以上】 感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児・児童・生徒の感染症の予防を図る。	【接種率93.59%※】 公衆衛生の向上及び増進を図り、乳幼児・児童・生徒の感染症の予防ができた。 ※ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、B型肝炎の平均接種率	○	継続	接種率	【90%以上】 感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児・児童・生徒の感染症の予防を図る。	【97.02%】 公衆衛生の向上及び増進を図り、乳幼児・児童・生徒の感染症の予防ができた。 ※ヒブ、小児用肺炎球菌、五種混合、四種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、B型肝炎、ロタの平均接種率	○	こども家庭センター
2-5-7	フッ化物塗布事業	幼児期における歯質の向上とむし歯予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を行う。	継続	3歳児むし歯罹患率	【10%以下】 1歳から3歳までの間、半年ごとにフッ化物塗布を実施する。	【3.7%】 1歳から3歳までの間、半年ごとにフッ化物塗布を実施し、むし歯予防に努めた結果、3歳児健診におけるむし歯罹患率は、3.7%となった。	○	継続	3歳児むし歯罹患率	【10%以下】 1歳から3歳までの間、半年ごとにフッ化物塗布を実施し、3歳児健診におけるむし歯罹患の予防を図る。	【3.6%】 1歳から3歳までの間、半年ごとにフッ化物塗布を実施し、むし歯予防に努めた結果、3歳児健診におけるむし歯罹患率は、3.7%となった。	○	こども家庭センター

**基本目標3**  
**地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化**

基本施策＞事業名等	事業概要	令和5年度事業					令和6年度事業					担当課	
		方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)		
<b>3-1 学校教育環境の充実</b>													
3-1-1	学校規模の適正化	子どもたちの望ましい教育環境を確保するため、学校の規模及び配置の適正化に取り組む。	継続	複式学級の解消に向けた方策の検討	【複式学級の存在する学校等において、その解消に向けた方策・進め方の検討が保護者・地域とともに行われている状態】 複式学級が存在又は今後発生が見込まれる学校の保護者・地域との意見交換を行い、各学校の実態や保護者・地域の意向等を踏まえ、適正な方策を検討する。統合以外の複式学級の課題解消の方策として、ICT活用を9校、交流学習を5校で実施する。	複式学級が存在又は今後発生が見込まれる学校の保護者・地域との意見交換を行い、R7.4に諏訪小の戸野目小への編入統合、三和区の3つの小学校の新設統合することが決定し、その他の学校についても意見交換を進めた。統合以外の複式学級の課題解消の方策として、ICT活用を9校、交流学習を5校で実施した。	○	継続	複式学級の解消に向けた方策の検討	【複式学級の存在する学校等において、その解消に向けた方策・進め方の検討が保護者・地域とともに行われている状態】 複式学級が存在又は今後発生が見込まれる学校の保護者・地域との意見交換を行い、各学校の実態や保護者・地域の意向等を踏まえ、適正な方策を検討する。統合以外の複式学級の課題解消の方策として、ICT活用を10校、交流学習を7校で実施する。	・令和7年4月の諏訪小学校の戸野目小学校への統合、里公小学校、上杉小学校及び美守小学校の統合に向けて、保護者や地域の関係者、学校と連携して統合に必要な調整を行うとともに、統合前から児童が交流する機会として合同授業などを行った。 ・保護者及び地域住民の意向を受けて、令和8年4月に、三郷小学校の南本町小学校への編入統合を決定し、関係者と統合に向けた調整を進めた。	○	教育総務課
3-1-2	学校施設整備事業	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、老朽化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全の確保及び快適な教育環境を整備する。	継続	学校施設の実施計画に基づいた改修工事の実施	【小学校：3校、中学校：4校】 学校施設の実施計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事を計画的に実施する。	【小学校：3校、中学校：4校】 計画どおり、施設・設備の改修工事を実施した。	○	継続	学校施設の実施計画に基づいた改修工事の実施	【小学校：8校、中学校：6校】 学校施設の実施計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事を計画的に実施する。	【小学校：8校、中学校：6校】 計画どおり、施設・設備の改修工事を実施した。	○	教育総務課
3-1-3	学習指導支援事業	教育補助員、介護員、LD指導員を配置し、学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導を行うことにより、児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てる。	継続	教育補助員、介護員、LD指導員の資質向上を図る研修会等の実施	【2回】 児童生徒の特性理解や個に応じた支援方法が得られるよう、研修会や情報交換会を実施する。	【2回】 教育補助員、介護員を対象にした研修会をオンラインで2回実施し、特別支援教育への理解や児童生徒への適切な対応、支援方法などの資質向上を図った。LD指導員は小・中学校別に授業や教材などを見せ合う情報交換会を実施し、指導力を高めた。	○	継続	教育補助員、介護員、LD指導員の資質向上を図る研修会等の実施	【2回】 児童生徒の特性理解や個に応じた支援方法が得られるよう、研修会や情報交換会を実施する。	【2回】 教育補助員、介護員を対象にした研修会を1回目はオンデマンド方式、2回目はオンライン形式で実施した。特別支援教育における児童生徒への適切な対応方法や支援方法の資質向上を図った。LD指導員は小・中学校別に授業や教材を見せ合い、共有する会を実施し指導力向上を図った。	○	学校教育課
3-1-4	不登校児童生徒教育支援室	不登校児童・生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や社会的に自立することができるよう支援する。また、必要に応じて訪問指導を行う。	継続	教育支援室の利用状況	【支援要請に対する対応 100%】 教育支援室子ども未来サポートCoCoMoを周知し、個々の状況に寄り添った相談を行うと共に、関係機関と連携した対応と個別指導、体験活動の実施を通して、自己肯定感を高め、自立心を育てる。	【支援要請に対する対応 100%】 通室人数の増加は更なる不登校児童生徒の増加の影響とリーフレット配付をはじめとする保護者支援の重視、柔軟な通室形態によるものと思われる。通室日数については、個々の状況によって多様な通室形態を認めているため、まず通室登録をするだけの場合や、年間数日程度しか通室できない場合もある。今年度は、ほぼ毎日通室する生徒が増加し、特にCoCoMo北教室の通室日数が増加した。日々雇用指導員や上教大学生ボランティアの応援を得て、通室時の学習支援や妙高青少年の家の体験交流活動、クリスマス会などを実施した結果、一人一人の自己肯定感と自立心が高まり、中学校卒業学年の通室生全員が希望どおり進路を達成した。	○	継続	教育支援室の利用状況	【支援要請に対する対応 100%】 教育支援室子ども未来サポートCoCoMoを周知し、個々の状況に寄り添った相談を行うと共に、関係機関と連携した対応と個別指導、体験活動の実施を通して、自己肯定感を高め、自立心を育てる。	【支援要請に対する対応 100%】 通室人数の増加は更なる不登校児童生徒の増加の影響とリーフレット配付をはじめとする保護者支援の重視、柔軟な通室形態によるものと思われる。通室日数については、個々の状況によって多様な通室形態を認めているため、まず通室登録をするだけの場合や、年間数日程度しか通室できない場合もある。今年度は、ほぼ毎日通室する生徒が増加し、特にCoCoMo北教室の通室日数が増加した。日々雇用指導員や上教大学生ボランティアの応援を得て、通室時の学習支援や妙高青少年の家の体験交流活動、クリスマス会などを実施した結果、一人一人の自己肯定感と自立心が高まり、中学校卒業学年の通室生全員が希望どおり進路を達成した。	○	教育センター
3-1-5	外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業	外国人児童生徒の学校生活の充実や学力を保證するため、日本語支援と教科指導のサポート体制を構築し、基礎的・基本的な知識の習得を支援する。	拡充	日本語指導が必要な児童生徒への支援状況	【学校から支援申請のあった児童生徒に対する支援の実施 100%】 市立学校に在籍している、あるいは在籍する予定である児童生徒で、日本語指導が必要なすべての児童生徒に対して、継続的に個々の実態に応じた日本語支援事業を実施する。自動翻訳機を試験的に7台導入することで、日本語を話すことの難しい児童への言語支援につながった。	【学校から支援申請のあった児童生徒に対する支援の実施 100%】 市立学校に在籍している、あるいは在籍する予定である児童生徒で、日本語指導が必要なすべての児童生徒に対して、継続的に個々の実態に応じた日本語支援事業を実施した。日本語を話すことの難しい児童への言語支援のため、自動翻訳機を試験的に7台導入した。	○	拡充	日本語指導が必要な児童生徒への支援状況	【学校から支援申請のあった児童生徒に対する支援の実施 100%】 ・市立学校に在籍している、あるいは在籍する予定である児童生徒で、日本語指導が必要なすべての児童生徒に対して、継続的に個々の実態に応じた日本語支援事業を実施する。 ・日本語を話すことの難しい児童への言語支援のため、自動翻訳機を試験的に7台導入する。 ・日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍し、日本語指導加配教員が配置されている3校に、教育委員会が採用した支援員を常駐させる。	【学校から要請のあった児童生徒に対する日本語支援の実施 100%】 ・小学校10校、中学校4校からの要請にすべて対応した。上越国際交流協会派遣講師による支援の対象となった児童生徒数は小・中合計で29人である。 ・自動翻訳機については、支援対象者の多い南川小学校(増備)、春日新田小学校、頭城中学校(以上2校は新規)に計11台を配備し、日常の日本語指導で有効に活用できた。 ・上記3校に2名ずつ配置された日本語支援員が常駐することにより、児童生徒がきめ細かな日本語指導を受けることができた。	○	学校教育課

**基本目標3**  
**地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化**

基本施策＞事業名等	事業概要	令和5年度事業					令和6年度事業					担当課
		方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	
<b>3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進</b>												
3-2-1	防犯教室	保育園児・幼稚園児及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法を指導する。	継続	防犯教室実施園数、小学校数(独自で実施している園等を含む)	【すべての保育園・幼稚園、小学校において防犯教育が実施されている状態】 ・保育園や小学校に対して防犯教室の実施を周知し、計画的に実施する。 ・独自で指導・教育を実施している保育園などの取組実態を把握する為、年1回教育内容の聞き取り調査を行う。	○	継続	防犯教室実施園数、小学校数(独自で実施している園等を含む)	【すべての保育園・幼稚園、小学校において防犯教育が実施されている状態】 ・保育園等や小学校に対して防犯教室の実施を周知し、計画的に実施する。 ・独自で指導・教育を実施している保育園などの取組実態を把握する為、年1回教育内容の聞き取り調査を行う。	○	市民安全課	
3-2-2	交通安全教室	保育園児・幼稚園児及び小・中学生を対象に、歩行時・自転車乗車時における交通ルールの基礎や交通事故防止のための知識を指導する。	継続	交通安全教室実施園数、実施小・中学校数(独自で実施している園等を含む)	【すべての保育園・幼稚園、小・中学校において交通安全教育が実施されている状態】 ・地域安全支援員、安全教育指導員、交通安全専門官が保育園等に出向き、年代に応じた内容で交通安全教室を実施した。 ・職員の派遣要請がなかった保育園等に対しては、実施内容について聞き取り調査を実施し、交通安全教育が行われていることを確認した。 ・各季ごとに実施する交通安全運動において、交通ルールの遵守や自転車ヘルメットの着用促進を呼び掛けた。 ・地域安全支援員の指導力向上を図るため、研修会を実施した。	○	継続	交通安全教室実施園数、実施小・中学校数(独自で実施している園等を含む)	【すべての保育園・幼稚園、小・中学校において交通安全教育が実施されている状態】 ・幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高齢者、町内会等で実施される交通安全教室への職員の派遣 ・各季の交通安全運動における定期的な啓発活動 ・交通死亡事故発生時などの緊急的な啓発活動 ・地域安全支援員の教室や啓発活動への派遣、研修会の実施	○	市民安全課	
3-2-3	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)	市立全幼・小・中学校の校(園)長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する学校運営協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	継続	・コミュニティ・スクールに関する研修会を実施する。 ・小中一貫教育、夢・志チャレンジスクール事業と合わせ、地域における活動や地域を生かした活動を推進する。	【年2回以上実施】 コミュニティ・スクールの充実に向けた研修会や情報交換会を実施する。  【市内全小中学校・園】 小中一貫教育、夢・志チャレンジ・スクール事業及びコミュニティ・スクールを合わせた「地域とともにある学校づくり」の実践報告書を各校で作成する。	○	継続	・コミュニティ・スクールや学校づくりに関する研修会を実施する。 ・小中一貫教育、夢・志チャレンジスクール事業と合わせ、地域における活動や地域を生かした活動を推進する。	【年2回以上実施】 コミュニティ・スクールの充実や主体的な学校づくりに向けた研修会を実施する。  【市内全小中学校・園】 小中一貫教育、夢・志チャレンジ・スクール事業及びコミュニティ・スクールを合わせた「地域とともにある学校づくり」の実践報告書を各校で作成する。	○	学校教育課	
3-2-4	地域青少年育成会議	地域青少年育成会議活動事業交付金により各育成会議の活動を支援するとともに、地域学校協働本部事業による地域と学校との連携・協働した活動を促進する。	継続	地域青少年育成会議構成員や地域学校協働活動推進員同士の資質向上を図る研修会等の実施	【年3回以上実施】 コロナ後における各地域の活動状況の共有が活動のきっかけになると考え、意見交換会や研修会等の実施回数を年3回以上とする。	○	継続	地域青少年育成会議構成員や地域学校協働活動推進員同士の資質向上を図る研修会等の実施	【年3回以上実施】 各地域の活動状況の共有が活動のきっかけになると考え、意見交換会や研修会等の実施回数を年3回以上とする。	○	社会教育課	
3-2-5	安全安心まちづくり推進パトロール	青色回転灯装備車によるパトロールを子どもたちの下校時に合わせて行う。	継続	走行距離数	【59,000km】 ・子どもたちを犯罪から守るため、引き続き職員や安全教育指導員によるパトロールを実施する。特に防犯週間や全国安全運動期間中の活動を強化する。 ・パトロール実施者、区域の維持・拡大を図るため、警察官による青色回転灯装備車講習会を実施する。	△	継続	走行距離	【60,000km】 ・子どもたちを犯罪から守るため、引き続き職員や安全教育指導員によるパトロールを実施する。特に防犯週間や全国安全運動期間中の活動を強化する。 ・パトロール実施者、区域の維持・拡大を図るため、警察官による青色回転灯装備車講習会を実施する。	△	市民安全課	
3-2-6	安全メール	市内で発生した災害、火災のほか、防犯、交通安全に関する情報をメールで配信し、被害の拡大を防止する。	継続	登録者数	【28,000人】 ・保育園、小・中学校入学時の保護者へ周知するほか、高齢者世帯訪問においてもチラシを配布し、周知を行う。 ・防犯座談会やホームページ、広報などを利用して、安全メールへの登録を呼びかける。 ・警察との連携を密にし、迅速かつ確実な情報を提供する。	○	継続	登録者数	【32,400人】 広報上越や市ホームページ、高齢者世帯訪問等で周知したほか、本市への転入者や学校関係者、入園・入学前の保護者等に対して登録を呼び掛け、登録件数目標 28,000人を達成した。 警察と連携し、迅速かつ確実な情報を配信した。	○	市民安全課	
3-2-7	防犯灯整備・維持管理事業	集落間の通学路における防犯灯の整備及び維持管理を行い、歩行者等の交通安全及び犯罪の防止を図る。	継続	適正な維持管理	【必要な箇所に設置されている状態】 上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基づき、必要な箇所に防犯灯を設置するとともに、既設防犯灯を適正に維持管理する。	○	継続	適正な維持管理	【必要な箇所に設置されている状態】 上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基づき、必要な箇所に防犯灯を設置するとともに、既設防犯灯を適正に維持管理する。	○	市民安全課	
3-2-8	110ばん協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカー貼付し、日常的にながらパトロールを行う。	継続	登録台数	【登録台数：6,045台】 ・市民や事業所に対して「110ばん協力者」への登録を呼びかける。 ・日中外出する機会が多い事業所に新規登録を呼びかける。	○	継続	登録台数	【登録台数：6,089台】 市民や事業所等に登録を呼び掛け、目標(登録台数6,045台)を達成した。	○	市民安全課	
3-2-9	保育園地域活動事業	児童の社会性を養うため、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う私立保育園及び認定こども園に補助金を交付する。	継続	事業実施園割合	【75%以上】 市内保育園において、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流事業を実施し、児童の社会性を育成する。	○	継続	事業実施園割合	【75%以上】 市内保育園において、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流事業を実施し、児童の社会性を育成する。	○	幼児保育課	

**基本目標 4**  
**社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化**

基本施策＞事業名等	事業概要	令和5年度事業					令和6年度事業					担当課
		方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	
<b>4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済</b>												
4-1-1	上越市要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童、特定妊婦へ適切な支援を行うため、関係機関の連携による児童虐待防止ネットワークを構築し、支援対象児童等に関する情報共有や支援内容の協議を行い、適切な保護や支援を図る。	継続	会議実施回数	子どもの虐待防止を図るため、関係機関と連携し、時期を逸することなく状況に応じた支援を行うため、定期的に関係機関と会議を開催する。 ・代表者会議 1回実施 ・実務者会議 16回実施 ・個別ケース検討会議 随時	○	継続	会議実施回数	子どもの虐待防止を図るため、関係機関と連携し、時期を逸することなく状況に応じた支援を行うため、定期的に関係機関と会議を開催する。 ・代表者会議 1回実施 ・実務者会議 16回実施 ・個別ケース検討会議 随時	○	子ども家庭センター	
4-1-2	子どもの虐待予防推進事業	町内会、園・学校等の保護者、民生委員等を対象に、児童虐待の発生予防及び早期発見を目的とした「子どもの虐待予防出前講座」等を行うなど、市民に対する普及啓発を図る。 年々増加する児童虐待事案に対応するため、地元の大学と連携し、子ども向け虐待防止リーフレットを作成するなど、虐待の発生予防や早期発見に向けた取組を強化するとともに、家庭相談員を増員し、相談支援体制の強化を図る。	継続	研修会回数	【年168回】市内のすべての保育園・小中学校等を巡回し、「上越市子どもの虐待防止ハンドブック〈ダイジェスト版〉」を活用した研修会を実施した。 ・園 78回 ・学校 90回	○	継続	研修会回数	教職員や認定こども園職員、放課後児童クラブ職員等を対象に早期に相談につなげるための研修会を実施する。 研修会回数：20回 学校関係：7回、園関係：3回 児童クラブ：2回、民生委員：6回 その他：2回	○	子ども家庭センター	
4-1-3	いじめ問題対策協議会	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・早期解決のため、子ども、保護者、地域などへ効果的な手立てを講ずるための協議会を運営する。	継続	会議実施回数	【2回】各機関の取組の成果と課題を共有するとともに、上越市のいじめの実態とその背景を確認し、継続的にいじめ問題に対処するよう協議を行った。また、上越市いじめ防止基本方針改定について協議を行った。	○	継続	会議実施回数	【2回】各機関の取組の成果と課題を共有するとともに、上越市のいじめの実態とその背景を確認し、継続的にいじめ問題に対処するよう協議を行った。	○	学校教育課	
4-1-4	学校問題解決支援プロジェクトチーム（JAST）	いじめや不登校、虐待などの問題に対し迅速・的確に対応し、早期解決を図るためのチームを組織して機動的な教育相談体制を整え、学校支援を行う。	継続	関係機関と連携した、生徒指導上の困難な問題に対する、学校の対応への適切な支援の実施	【学校からの支援要請に対する対応100%】学校からの支援要請に対して、早期に適切なチームで介入し、共に問題の解決にあたる。	○	継続	関係機関と連携した、生徒指導上の困難な問題に対する、学校の対応への適切な支援の実施	【学校からの支援要請に対する対応100%】学校からの支援要請に対して、早期に適切なチームで介入し、共に問題の解決にあたる。	○	教育センター	
<b>4-2 相談支援体制の充実</b>												
4-2-1	すこやかなくらし相談窓口	子どもから障害のある人、高齢者まで全ての人を対象とした「すこやかなくらし相談窓口」を子どもの育ちに関する包括的なワンストップの相談窓口として、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯に対する継続的かつ包括的な相談支援を行う。	継続	相談内容に応じた適切な支援の実施	子どもの育ちに関する相談について、関係機関及び関係課等と連携・情報共有を図りながら、必要な支援を行う。	○	継続	相談内容に応じた適切な支援の実施	子どもの育ちに関する相談について、関係機関及び関係課等と連携・情報共有を図りながら、必要な支援を行う。 ※令和6年度から子ども家庭センターにおいて、子どもの育ちに関する相談を関係機関及び関係課等と連携・情報共有を図りながら支援を行う。	○	子ども家庭センター	
4-2-2	思春期電話相談	上越助産師会の助産師が電話相談や来所相談により、思春期における知識の普及や不安の軽減を図る。	継続	相談内容に応じた保健指導の実施	電話相談等を通して、性に関することなど思春期における悩みを傾聴し、知識の普及や不安の軽減を図る。	○	継続	相談内容に応じた保健指導の実施	電話相談等を通して、性に関することなど思春期における悩みを傾聴し、知識の普及や不安の軽減を図る。	○	子ども家庭センター	
4-2-3	外国人相談	外国人が抱える子育て、教育などを含む様々な問題に対し、関係機関と連携し、課題の解決に向けた支援を行う。	継続	相談内容に応じた適切な支援の実施	上越市国際交流センターに相談窓口を設置し、相談者が抱える様々な問題に対し、関係機関及び関係課等と連携・情報共有を図りながら、必要な支援を行う。 【相談件数】 ・延相談件数 277件	○	拡充	相談内容に応じた適切な支援の実施	上越市国際交流センターに相談窓口を開設し、相談者が抱える様々な問題に対し、関係機関及び関係課等と連携・情報共有を図りながら、必要な支援を行う。 また、新たに土曜日（午前10時～午後1時）に相談窓口を開設し、これまで平日に窓口へ来るのが難しかった外国人に対応できる体制を整える。	○	多文化共生課	
4-2-4	女性相談	配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係の悩みなど様々な問題に対し女性相談員が相談を行う。	継続	相談内容に応じた適切な支援の実施	相談者に対し適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関等との連携を図ることにより、相談者の意向に沿った支援を行った。 相談実人数：171人 相談延べ件数：1,849件	○	継続	相談内容に応じた適切な支援の実施	女性相談員3人のうち1人を統括女性相談員とする体制を整え、様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援を行う。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に高田城三重櫓をライトアップし、女性に対する暴力根絶と相談窓口の周知・啓発を図る。	○	男女共同参画推進センター	

**基本目標 4**  
**社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化**

基本施策＞事業名等		事業概要	令和5年度事業				令和6年度事業				担当課		
			方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】		実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)
4-2-5	子どもほっとライン	24時間・年中無休の相談電話「子どもほっとライン」での電話相談を通して、児童・生徒や保護者等のいじめや不登校などの悩みに援助・助言し、問題の解消や改善を図る。	継続	相談電話の受理件数と対処状況	【対応への苦情0件】 24時間体制、年中無休の受理体制をとる。電話相談を通して、児童生徒や保護者等の悩みを傾聴し、共に解決策を考え、問題の解消や改善を図る。	【対応への苦情0件】 時間外の対応を「みんなでききる相談センター」に委託し、24時間体制の電話相談を継続した。受理件数が前年度より30件増加した。特に、休日や時間外の受理件数が増加している。相談員の対応力の向上により、相談以外の性的ないたずら電話や長時間電話等がさらに減少した。本来相談したい人がいつでも相談できる状況を維持できるよう引き続き努力したい。 ・受理件数167件 ・苦情件数 0件	○	継続	相談電話の受理件数と対処状況	【対応への苦情0件】 24時間体制、年中無休の受理体制をとる。電話相談を通して、児童生徒や保護者等の悩みを傾聴し、共に解決策を考え、問題の解消や改善を図る。	【対応への苦情0件】 時間外の対応を「みんなでききる相談センター」に委託し、24時間体制の電話相談を継続した。受理件数が前年度より60件減少したものの、休日や時間外の受理件数は一定数ある。相談員の対応力の向上により、相談以外の性的ないたずら電話や長時間電話等がさらに減少し、家庭関係、健康・成長不安の相談が半数近くである。本来相談したい人がいつでも相談できる状況を維持できるよう引き続き努力していく。 ・受理件数107件 ・苦情件数 0件	○	教育センター
4-2-6	若者ほっとライン	義務教育終了後、修学や就労、ひきこもりなど困難を抱える若者及びその保護者の相談や支援を行う。	拡充	相談対応延べ件数	【330件以上】 若者の居場所 (Fit) を中核にした相談・支援活動の充実を図る。 若者の居場所 (Fit) の周知に努め、関係機関と連携した若者育成支援事業を展開し、相談や利用者数の増加を目指す。	【400件】 若者の居場所 (Fit) の周知に努めたことから、Fit での対応を中心に相談件数が増えた。	○	継続	相談対応延べ件数	【360件以上】 若者の居場所 (Fit) を中核にした相談・支援活動の充実を図る。 若者の居場所 (Fit) の周知に努め、関係機関と連携した若者育成支援事業を展開し、相談や利用者数の増加を目指す。	【269件】 若者ほっとラインでの相談が25回、「Fit」での対応や相談が244回あり、延べ111人の相談があった。25歳以下の相談が3/4を占め、4割がひきこもりに関する相談であった。前年度末に就学や就労による利用終了者が複数となり、継続利用による対応件数が減少した。	△	青少年健全育成センター
4-3 男女共同参画、ワークライフバランスの推進													
4-3-1	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発	情報紙の発行や各種講座の開催を継続的に実施することにより、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図る。	継続	情報紙の発行、及び講座の開催	情報紙の発行や講座の開催を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 情報紙発行：4回 講座開催：センター講座等…11講座 出前講座…18講座	情報紙の発行や講座の開催を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画についての周知、啓発の機会を提供した。 情報紙発行：4回 講座開催：センター講座等…11講座 出前講座…9講座	△	継続	情報紙の発行、及び講座の開催	情報紙の発行や講座の開催を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 情報紙発行：4回 講座開催：センター講座等…11講座 出前講座…12講座	【情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」4回発行、センター講座等14講座、出前講座12講座開催】 情報紙の発行や講座の開催を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供した。 情報紙発行：4回 講座開催：センター講座等…14講座 出前講座…12講座	○	男女共同参画推進センター
4-3-2	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座を開催することにより、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。	継続	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。 講座開催：3講座	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座を開催し、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供した。 講座開催：県女性財団共催講座等：4講座 出前講座：1講座	○	継続	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。 講座開催：2講座	【2講座開催】 ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供した。 講座開催：センター講座…1講座 出前講座…1講座 (4-3-1で報告した講座のうち、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を抽出)	○	男女共同参画推進センター
4-3-3	職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発	国・県等と連携し、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進にかかる各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を行う。	継続	ハッピー・パートナー企業登録(県)又はえるぼし認定(国)の新規事業者	【5件以上】 ハッピーパートナー企業登録やえるぼし認定等の各種認定制度のほか、ワーク・ライフ・バランスに関する助成制度について、市ホームページへの掲載や、求人申込説明会等企業が集まる場でのチラシ配布などにより、さらなる周知を図る。 また、令和4年度に引き続き、上越市中小企業者等イノベーション推進補助金において、ハッピー・パートナー登録企業が行う事業の補助率を優遇し、登録の推進を図る。	【11件】 ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の活用はなかったものの、中小企業者等イノベーション補助金において、補助率を優遇するハッピーパートナー登録企業による申請が2件あった。 また、国や県の各種認定制度や支援制度について、市ホームページや広報上越12月号に掲載したほか、求人申込説明会など企業が集まる場で周知チラシを配布するなど、さらなる周知を図ったことにより、新規登録事業者が増加した。 ハッピーパートナー企業新規登録：10社 えるぼし新規認定：1社	○	拡充	下記の認定・登録制度の新規取得事業者 ・ハッピー・パートナー(県) ・えるぼし(国) ・くるみん(国)	【5件以上】 ハッピーパートナー企業登録やえるぼし認定等の各種認定制度のほか、ワーク・ライフ・バランスに関する助成制度について、市ホームページへの掲載や、求人申込説明会等企業が集まる場でのチラシ配布などにより、さらなる周知を図る。 また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金を新たに設け、各種認定制度の取得に係る費用を補助することにより、認定・登録の推進を図る。	【10件】 国や県の各種認定制度や支援制度について、市ホームページや広報上越9月号に掲載したほか、求人申込説明会など企業が集まる場で周知チラシを配布するなど、さらなる周知を図ったことにより、新規登録事業者が増加した。 ・ハッピーパートナー企業新規登録：5社 ・えるぼし新規認定：4社 ・くるみん新規認定：1社 また、新たに設けた上越市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金はえるぼし認定企業から1件の申請があり、えるぼしの認定促進につながった。	○	産業政策課
4-3-4	女性の再就職支援セミナー	女性が再就職しやすい環境づくりに向け、関係機関との情報共有や協議、調整を行うとともに、関係機関と連携し、女性の再就職支援セミナーを開催する。	継続	女性の再就職支援セミナーの開催	【1回】 ハローワーク上越と連携して、女性の再就職支援セミナーを開催し、再就職を希望する女性の就労を支援する。 R5. 11. 17開催 参加者9人	【1回】 ハローワーク上越と連携して、女性の再就職支援セミナーを開催し、再就職を希望する女性の就労を支援した。 R5. 11. 17開催 参加者9人	○	継続	女性の再就職支援セミナーの開催	【1回】 ハローワーク上越と連携して、女性の再就職支援セミナーを開催し、再就職を希望する女性の就労を支援する。 R6. 10. 18開催 参加者10人	【1回】 ハローワーク上越と連携して、女性の再就職支援セミナーを開催し、再就職を希望する女性の就労を支援した。 R6. 10. 18開催 参加者10人	○	産業政策課
4-3-5	企業における再雇用制度導入の普及啓発	育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	継続	市民への認知度	【広く認知されている状態】 育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき措置について、市ホームページを活用して周知・啓発を行う。	制度に関する情報を市ホームページに掲載したほか、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、啓発チラシの作成・配布、広報上越12月号にて、国や県の各種認定制度や支援制度について掲載するなど、広く周知することができた。	○	継続	市民への認知度	【広く認知されている状態】 育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき措置について、市ホームページを活用して周知・啓発を行う。	制度に関する情報を市ホームページに掲載したほか、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、啓発チラシの作成・配布、広報上越9月号にて、国や県の各種認定制度や支援制度について掲載するなど、市民に広く周知・啓発を行った。	○	産業政策課

## 6 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第3条第1項第3号には、市町村等の責務として「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」と規定されています。

これを受けて、市町村は子ども・子育て支援事業計画を作成し、次の1～4を記載することが義務付けられています。当市の計画では「第5章 量の見込みと確保方策」において、令和2年度から6年度までの量の見込み（需要）と確保の内容（供給）を記載しており、各年度の実施状況に照らして進捗の点検・評価を行っています。

### 必須記載事業

1. 「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（以下「教育・保育」という）」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域の設定に関する事
2. 各年度における「教育・保育」の量の見込み（需要）と提供体制の確保の内容等（供給）に関する事
3. 各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと提供体制の確保の内容等に関する事
4. 「教育・保育」の一体的提供及び推進体制の確保の内容等に関する事

### 事業の概要

区分		提供区域	担当課	
教育【幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）】		1区域（市全域）	幼児保育課／教育総務課	
保育【保育園・認定こども園・企業主導型保育事業の地域枠】		14区域（旧市町村）	幼児保育課	
地域子ども・子育て支援事業	事業名	市事業名	提供区域	担当課
	利用者支援事業	利用者支援事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	妊婦健診事業	妊婦一般健康診査	1区域（市全域）	こども家庭センター
	乳幼児家庭全戸訪問事業	妊産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	養育支援訪問事業等	産前・産後ヘルパー派遣事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	子育て援助活動支援事業	ファミリーサポートセンター運営事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	一時預かり事業	一時預かり事業	1区域（市全域）	幼児保育課／こども家庭センター／教育総務課
	病児保育事業	病児・病後児保育事業	1区域（市全域）	幼児保育課
	地域子育て支援拠点事業	こどもセンター、子育てひろば	1区域（市全域）	こども家庭センター
	時間外保育事業	延長保育事業	14区域（旧市町村）	幼児保育課
	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	小学校区域	学校教育課
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域（市全域）	教育総務課

担当課	幼児保育課／教育総務課
-----	-------------

1 区分・事業名	①教育【1号認定及び2号認定のうち3歳以上児】									
2 提供区域	1区域（市全域）									
3 事業概要	<p>幼児期の学校教育を希望する場合、保護者の就労の有無を問わず、幼稚園もしくは認定こども園（幼稚園部分）で幼児を受け入れます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定区分</th> <th>対象となる子ども</th> <th>利用施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td> <td>満3歳以上で、教育を希望（保育の必要なし）</td> <td>幼稚園、認定こども園</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td>満3歳以上で、保育の必要がある</td> <td>保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分	対象となる子ども	利用施設	1号認定	満3歳以上で、教育を希望（保育の必要なし）	幼稚園、認定こども園	2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠
認定区分	対象となる子ども	利用施設								
1号認定	満3歳以上で、教育を希望（保育の必要なし）	幼稚園、認定こども園								
2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠								
4 計画と実績										

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,079	1,024	915	822	822
1号認定	*	*	*	*	*
2号認定	*	*	*	*	*
②確保の内容	1,429	1,429	1,429	1,117	1,117
特定教育・保育施設	1,081	1,081	1,081	1,045	1,045
企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
確認を受けない幼稚園	348	348	348	72	72

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量	1,001	942	860	823	800
④確保した内容	1,332	1,327	1,155	1,117	1,075
特定教育・保育施設	990	985	1,083	1,045	1,003
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	342	342	72	72	72

\* 新制度に移行しない幼稚園の園児は、支給認定を受けていないので1号認定・2号認定の分類はできません。

5 取組内容	幼児期の学校教育を希望する場合、保護者の就労の有無を問わず、幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）で幼児を受け入れた。
6 今後の方向性	今後も、保護者や地域のニーズの変化に対応できるよう、幼児教育の質の向上を図る。

担当課	幼児保育課
-----	-------

1 区分・事業名	②保育【2号認定、3号認定】									
2 提供区域	14区域（旧市町村）									
3 事業概要	<p>保護者が働いている場合や病気にかかっているなど児童を保育することができない場合に限り、保護者に代わって日中、児童を保育します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定区分</th> <th>対象となる子ども</th> <th>利用施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号認定</td> <td>満3歳以上で、保育の必要がある</td> <td>保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠</td> </tr> <tr> <td>3号認定</td> <td>満3歳未満で、保育の必要がある</td> <td>保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分	対象となる子ども	利用施設	2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠	3号認定	満3歳未満で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠
認定区分	対象となる子ども	利用施設								
2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠								
3号認定	満3歳未満で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠								
4 計画と実績										

【上越市全体】

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,039	4,926	4,803	4,581	4,536
2号認定（3～5歳）	3,156	3,072	2,960	2,856	2,816
3号認定（0・1歳）	985	993	998	911	916
（2歳）	898	861	845	814	804
②確保の内容	6,022	6,022	6,022	5,643	5,643
2号認定（3～5歳）	3,746	3,745	3,749	3,423	3,423
3号認定（0・1歳）	1,224	1,221	1,220	1,212	1,212
（2歳）	1,052	1,056	1,053	1,008	1,008

【上越市全体】

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量	4,982	4,870	4,694	4,598	4,355
2号認定（3～5歳）	3,132	3,096	2,959	2,868	2,679
3号認定（0・1歳）	939	926	907	915	869
（2歳）	911	848	828	815	807
④確保した内容	5,991	5,998	5,775	5,589	5,526
2号認定（3～5歳）	3,757	3,718	3,567	3,413	3,291
3号認定（0・1歳）	1,147	1,191	1,179	1,184	1,213
（2歳）	1,087	1,089	1,029	992	1,022

区域別管理

別表1のとおり

5 取組内容	保護者の就労等により保育が必要な2号認定児及び3号認定児について、保育園、認定こども園及び企業主導型保育施設の地域枠で保育を行い、保育需要に応じた提供体制が確保できた。
6 今後の方向性	今後も、保育が必要な子どもの保育需要に対応できるよう、提供体制の確保に努める。

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(1) 利用者支援事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	子どもや保護者、または妊娠している方の身近な場所で必要な支援が受けられるよう、教育・保育施設や保健事業など、子育て支援に関するサービス等の情報提供や利用に向けた相談・支援をします。 【基本型】 オーレンプラザこどもセンター 【母子保健型】 こども家庭センター、13区総合事務所 ※母子保健型は子ども・子育て支援交付金を充当しないで実施する事業
4 計画と実績	

計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実施箇所数)	15	15	15	16	16
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	14	14	14	15	15
②確保の内容 (実施箇所数)	15	15	15	16	16
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	14	14	14	15	15

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量 (実施箇所数)	16	16	16	16	16
④確保した内容 (実施箇所数)	16	16	16	16	16
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	15	15	15	15	15

5 取組内容	子育て情報ハンドブックの作成・配布のほか、利用者の相談に対して、必要な助言や連絡調整等を行い、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援した。 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、身近な場所で保健師などの専門職員が子育て支援の情報提供や相談支援を行うとともに、相談内容によっては必要な機関と連携し、継続した支援を行った。
--------	--

6 今後の方向性	引き続き、現在の取組を継続し、ニーズにあったきめ細やかな子育て支援ができるよう、実施体制の充実を図る。
----------	---

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(2) 妊婦健診事業 (妊婦一般健康診査事業)
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	妊婦の健康状態、胎児の発育状況等を定期的に確認するとともに、健康の維持・増進を促すために、妊婦一般健康診査費用14回分の公費負担と保健指導を行い、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援します。
4 計画と実績	

計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ受診回数)	16,478	16,128	15,764	14,042	14,182
受診票交付数 (実人数)	1,177	1,152	1,126	1,003	1,013
一人当たり健診回数	14	14	14	14	14
②確保の内容					
実施場所	県内委託医療機関及び助産所 (市内は6医療機関)				
実施体制	県内委託医療機関等へ市が発行する受診票を持参し受診する。				
検査項目	県が示す基準に準じる。				
実施時期	県が示す基準に準じる。				

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量 (延べ受診回数)	13,902	13,387	11,517	11,140	10,949
受診票交付数 (実人数)	1,156	1,028	974	1,094	1,066
一人当たり健診回数	14	14	14	14	14
④確保した内容	県内委託医療機関及び助産所 (市内は6医療機関) において実施				

5 取組内容	妊婦一般健康診査14回分を公費負担を行うことで、妊婦の健康状況や胎児の発育状況等を確認し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援した。 妊婦一般健康診査の結果に応じて、すくすく赤ちゃんセミナーや訪問等で、食事のとり方等の保健指導を行った。 (妊婦一般健康診査については最大で14回分を公費負担しており、出産時の週数により、個々に回数は異なる)
--------	---

6 今後の方向性	引き続き、妊婦一般健康診査14回分の公費負担を行い、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。 産婦健康診査1回分の公費負担を行うとともに、産後うつリスクのある産婦等に対し、継続した支援を行う。
----------	---

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(3) 乳児家庭全戸訪問事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言及び指導を行います。
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実人数)	1,203	1,177	1,152	980	968
②確保の内容					
実施場所	自宅又は出産後退院先				
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後2か月までの家庭訪問は依頼助産師14人(上越助産師会)が実施する。訪問先が県内の場合、滞在先の市町村を通じて訪問を実施する。</li> <li>・生後2か月～4か月までの家庭訪問は保健師が実施する。</li> </ul>				

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量 (実人数)	1,085	1,037	977	927	898
④確保した内容	助産師及び保健師による訪問				

5 取組内容	生後4か月までの乳児のいるご家庭に対し、助産師または保健師による家庭訪問を実施し、乳児の発育発達の確認や母親への授乳指導等の支援を行った。 産後うつ病質問票を活用し、産後うつ病のリスクの高い母親に対し、訪問や面談による支援や精神科への受診勧奨を行った。
--------	---

6 今後の方向性	引き続き、助産師または保健師による家庭訪問により、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き取り、関わり方等について具体的な助言や保健指導を行う。 産後うつ病質問票に加え、赤ちゃんへの気持ち質問票を取り入れ、母親の精神面と虐待リスクのアセスメントを行い、産後ケア事業など適切な支援につなげていく。
----------	--

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(4) 養育支援訪問事業 (産前・産後ヘルパー派遣事業)
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	養育支援が必要な家庭を訪問して、保健師や助産師による養育に関する相談、助言及び指導を行うとともに、ホームヘルパーによる育児・家事支援等を行います。
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実人数)	614	614	614	614	614
(延べ人数)	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345
②確保の内容					
実施場所	対象者自宅				
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育に関する保健指導 市保健師等</li> <li>・育児・家事支援 委託事業所 (市内4事業所)</li> </ul>				
実施時期	ホームヘルパーの派遣は産後16週以内で60時間を限度とする。 (多胎児の場合は、産後1年以内で70時間を限度とする。)				

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量 (実人数)	657	706	627	779	674
(延べ人数)	946	1,051	1,018	1,197	1,021
④確保した内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育に関する保健指導 市保健師等</li> <li>・育児・家事支援 委託事業所 (市内3事業所)</li> </ul>				

5 取組内容	子どもの発育発達に関する相談や子育てに関する不安や悩みに対し、保健師や栄養士等が家庭訪問を行い、相談支援を行った。 母親の体調不良や育児支援を受けられない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行い、子育ての負担軽減を図った。
--------	---

6 今後の方向性	引き続き、養育に関する不安や悩みをもつ家庭に対し、保健師や栄養士等が訪問して相談支援を行うとともに、家事や育児の支援が必要な家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を行う。
----------	--

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(5) ファミリーサポートセンター運営事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	市内に住所を有する育児の援助を受けたいおおむね18歳以下の子どもがいる人(依頼会員)と、育児を援助したい人(提供会員)の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ活動回数)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②確保の内容(延べ活動回数)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(延べ活動回数)	1,229	1,844	2,163	2,432	3,324
④確保した内容(延べ活動回数)	1,229	1,844	2,163	2,432	3,324

(参考) 登録会員数

区 分	令和5年度	令和6年度	比 較
依頼会員	597	629	32
提供会員	279	289	10
両方会員	77	84	7
合 計	953	1002	49

5 取組内容  
 地域における相互援助活動を支援するため、広報上越に提供会員募集の記事を掲載したほか、各種団体等を対象に会員募集活動を行い、令和5年度と比較し、提供会員を増やすことができた。  
 このことにより依頼は全て受けることができたほか、依頼会員のニーズに見合った提供会員を調整することができた。  
 仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、病氣中において集団保育等が困難な児童の預かりを実施した。

6 今後の方向性  
 依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員を確保するとともに、養成講座などを通じて提供会員の資質向上を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

担当課	幼児保育課/こども家庭センター/教育総務課
-----	-----------------------

1 区分・事業名	(6) 一時預かり事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間に幼稚園、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点で一時的に預かります。
4 計画と実績	

①幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ利用人数)	50,500	49,506	48,532	47,577	46,641
②確保の内容(延べ利用人数)	50,500	49,506	48,532	47,577	46,641

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(延べ利用人数)	47,066	53,314	31,550	39,163	32,306
④確保した内容(延べ利用人数)	47,066	53,314	31,550	39,163	32,306

(参考) 令和6年度延べ利用者数

- ・私立認定こども園一時預かり 32,306 人

②公立・私立保育園、ファミリーヘルプ保育園、こどもセンターでの一時預かり

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ利用人数)	17,079	17,079	17,079	11,926	11,926
②確保の内容(延べ利用人数)	38,914	38,914	38,914	31,030	31,030

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(延べ利用人数)	12,685	12,671	10,416	10,868	11,055
④確保した内容(延べ利用人数)	36,658	38,914	38,914	31,030	31,030

(参考) 令和6年度延べ利用者数

- ・公立保育園(12か所) 1,401 人
- ・私立保育園(8か所) 990 人
- ・ファミリーヘルプ保育園 7,428 人
- ・オーレンプラザこどもセンター 1,236 人

5 取組内容  
 幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)については、就労している保護者等のニーズに対応した提供体制を確保した。  
 保育園、ファミリーヘルプ保育園及びこどもセンターでの一時預かり事業についても、傷病やリフレッシュ等、一時的な保育ニーズに対応した提供体制を確保した。

6 今後の方向性  
 今後も、一時預かりの保育需要に対応した供給量の確保に努める。

担当課	幼児保育課
-----	-------

1 区分・事業名	(7) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)
2 提供区域	1 区域(市全域)
3 事業概要	生後3か月から小学校6年生までの病気の子どもまたは病気の回復期の子どもを、専用スペースで一時的に預かり、看護師、保育士が保育を行います。 【病児保育室】 わたぼうし病児保育室(1か所) 【病後児保育室】 わかくさ保育室、がんぎ通り保育室(2か所)
4 計画と実績	

計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ利用人数)	5,484	5,484	5,484	5,484	5,484
②確保の内容(延べ利用人数)	5,484	5,484	5,484	5,484	5,484

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(延べ利用人数)	1,380	3,564	3,309	5,315	4,928
④確保した内容(延べ利用人数)	1,380	3,564	3,309	5,315	4,928

(参考) 令和6年度延べ利用者数

・わたぼうし病児保育室(1か所)	4,602 人
・わかくさ保育室(1か所)	163 人
・がんぎ通り保育室(1か所)	163 人
計	4,928 人

5 取組内容	病児・病後児保育については、病気の回復前または病気回復期で集団保育が困難な子どもに対して、一時的に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援する体制を確保した。 また、児童が保育園等で体調不良となった際に病児保育室の看護師等が迎えに行き、かかりつけ医療機関で受診後に一時的に保育を行う送迎対応病児保育事業の提供体制を確保した。
--------	--

6 今後の方向性	今後も、病児・病後児保育の事業周知を行い、提供体制の確保に努める。
----------	-----------------------------------

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(8) 地域子育て支援拠点事業(こどもセンター、子育てひろば)
2 提供区域	1 区域(市全域)
3 事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 国では中学校区単位の設置を目指しています。当市においては、中学校区20区域に対して、地域子育て支援拠点(こどもセンター及び子育てひろば)はそれを上回る数を開設しています。
4 計画と実績	

計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(月当り延べ利用人数)	17,153	16,554	15,925	11,853	12,701
②確保の内容(開設箇所数)	24	24	24	23	23

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(月当り延べ利用人数)	10,221	10,135	10,648	12,618	10,826
④確保した内容(開設箇所数)	24	23	23	23	23

(参考) 令和6年度延べ利用者数

・オーレンプラザこどもセンター(1か所)	57,722 人
・市民プラザこどもセンター(1か所)	30,762 人
・公立子育てひろば(8か所)	11,538 人
・私立子育てひろば(13か所)	29,890 人
計	129,912 人

5 取組内容	「こどもセンター」や「子育てひろば」を市内23か所に開設し、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図った。
--------	--

6 今後の方向性	今後も親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和に努めていく。
----------	---

担当課	幼児保育課
-----	-------

1 区分・事業名	(9) 時間外保育事業 (延長保育事業)
2 提供区域	14 区域 (旧市町村)
3 事業概要	保育の給付認定を受けた子どもについて、その保護者の勤務時間等の都合により通常の保育時間を超えて保育が必要になる場合は、保育時間を延長して子どもを保育します。
4 計画と実績	

【上越市全体】

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実人数)	2,186	2,193	2,201	2,209	2,216
②確保の内容 (実人数)	2,186	2,193	2,201	2,209	2,216

【上越市全体】

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量 (実人数)	3,002	2,070	2,095	2,066	1,936
④確保した内容 (実人数)	3,002	2,070	2,095	2,066	1,936

(参考) 令和6年度実利用者数

- ・公立保育園 574 人
- ・私立保育園 1,362 人

5 取組内容	保育園及び認定こども園で実施している時間外保育 (延長保育事業) については、利用ニーズに応じた提供体制を確保した。
--------	--

6 今後の方向性	今後も、延長保育が必要な子どもの保育需要に対応できるよう、提供体制の確保に努める。
----------	---

担当課	学校教育課
-----	-------

1 区分・事業名	(10) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
2 提供区域	小学校区域
3 事業概要	昼間、保護者等が就労等で不在となる家庭の児童を対象に、小学校の余裕教室や児童館等を利用して、遊びを主とする活動の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
4 計画と実績	

【上越市全体】

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実人数)	1,665	1,685	1,695	1,783	1,803
1 年生	566	577	584	500	528
2 年生	481	513	534	634	618
3 年生	400	401	399	364	385
4 年生	157	149	142	186	174
5 年生	54	41	32	67	66
6 年生	7	4	4	32	32
②確保の内容 (実人数)	2,433	2,433	2,433	3,224	3,274

【上越市全体】

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量 (実人数)	2,140	2,589	2,622	2,708	2,875
1 年生	674	785	753	788	821
2 年生	628	714	731	689	728
3 年生	413	588	551	596	582
4 年生	290	313	373	377	435
5 年生	94	139	157	192	209
6 年生	41	50	57	66	100
④確保した内容 (実人数)	2,140	2,589	2,622	2,708	2,875

区域別管理

別表2のとおり

5 取組内容	就労等で昼間保護者がいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し、保護者が安心して預けられる環境を整えた。
--------	--

6 今後の方向性	引き続き、放課後児童クラブを開設し、児童の健全育成と保護者の就労と子育てを支援していく。
----------	--

担当課	教育総務課
-----	-------

1 区分・事業名	(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	子ども・子育て支援新制度に移行していない公立・私立幼稚園を利用する際の実費徴収である給食費(副食費)の一部を低所得で生計が困難である者等の子どもの保護者に対して給付します。
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(実人数)	69	69	69	8	8
②確保の内容(実人数)	69	69	69	8	8

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(実人数)	74	52	7	6	4
④確保した内容(実人数)	74	52	7	6	4

5 取組内容	子ども・子育て支援新制度に移行していない国立幼稚園の利用者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもの保護者に対して、実費徴収である給食費(副食費)の一部を給付した。
--------	--

6 今後の方向性	本事業について、園を通じて保護者に丁寧に周知を行い、低所得で生計が困難である者等の経済的負担を軽減できるよう努める。
----------	--

区域	区分		2号		
			3-5歳	0・1歳	2歳
合併前上越市	量	①計画	2,056	716	605
		②実績	1,929	679	631
		②-①	-127	-37	26
	確保	③計画	2,400	911	723
		④実績	2,277	921	757
		④-③	-123	10	34
安塚区	量	①計画	12	2	4
		②実績	13	4	2
		②-①	1	2	-2
	確保	③計画	20	6	4
		④実績	19	7	4
		④-③	-1	1	0
浦川原区	量	①計画	43	15	12
		②実績	37	9	9
		②-①	-6	-6	-3
	確保	③計画	71	19	20
		④実績	71	19	20
		④-③	0	0	0
大島区	量	①計画	9	5	3
		②実績	10	4	5
		②-①	1	-1	2
	確保	③計画	18	7	5
		④実績	17	7	6
		④-③	-1	0	1
牧区	量	①計画	6	1	0
		②実績	6	2	2
		②-①	0	1	2
	確保	③計画	12	5	3
		④実績	12	5	3
		④-③	0	0	0
柿崎区	量	①計画	123	21	25
		②実績	109	25	19
		②-①	-14	4	-6
	確保	③計画	182	39	39
		④実績	168	37	36
		④-③	-14	-2	-3
大潟区	量	①計画	156	47	47
		②実績	164	43	45
		②-①	8	-4	-2
	確保	③計画	182	58	50
		④実績	188	53	49
		④-③	6	-5	-1
頸城区	量	①計画	151	45	33
		②実績	153	50	37
		②-①	2	5	4
	確保	③計画	228	61	71
		④実績	228	61	71
		④-③	0	0	0

区域	区分		2号		
			3-5歳	0・1歳	2歳
吉川区	量	①計画	29	8	5
		②実績	16	10	5
		②-①	-13	2	0
	確保	③計画	30	9	10
		④実績	21	13	6
		④-③	-9	4	-4
中郷区	量	①計画	30	5	6
		②実績	32	8	4
		②-①	2	3	-2
	確保	③計画	39	13	8
		④実績	39	13	8
		④-③	0	0	0
板倉区	量	①計画	69	19	17
		②実績	73	16	18
		②-①	4	-3	1
	確保	③計画	100	35	25
		④実績	100	35	25
		④-③	0	0	0
清里区	量	①計画	34	7	11
		②実績	36	6	8
		②-①	2	-1	-3
	確保	③計画	43	23	14
		④実績	45	21	14
		④-③	2	-2	0
三和区	量	①計画	77	20	22
		②実績	83	9	18
		②-①	6	-11	-4
	確保	③計画	77	21	22
		④実績	88	14	18
		④-③	11	-7	-4
名立区	量	①計画	21	5	14
		②実績	18	4	4
		②-①	-3	-1	-10
	確保	③計画	21	5	14
		④実績	18	7	5
		④-③	-3	2	-9

合計	区分		2号		
			3-5歳	0・1歳	2歳
14区域	量	①計画	2,816	916	804
		②実績	2,679	869	807
		②-①	-137	-47	3
	確保	③計画	3,423	1,212	1,008
		④実績	3,291	1,213	1,022
		④-③	-132	1	14

区分		2号		
		3-5歳	0・1歳	2歳
確保の内容 (実績)	特定教育・保育施設	3,556	1,145	1,003
	企業主導型保育施設 の地域枠	11	34	26

【参考】

区分	2号		
	3-5歳	0・1歳	2歳
待機児童数	0	0	0

令和6年度 放課後児童クラブの区域別管理表

別表2

区域	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 ①	確保 ②	②-①
大手町小	計画	19	16	13	5	3	1	57	110	53
	実績	26	11	31	10	5	1	84	84	0
東本町小	計画	19	26	14	9	3	1	72	130	58
	実績	29	31	23	24	11	3	121	121	0
南本町小	計画	11	12	6	5	2	1	37	90	53
	実績	10	19	8	18	8	2	65	65	0
黒田小	計画	8	13	5	3	1	1	31	70	39
	実績	13	13	2	2	2	1	33	33	0
飯小	計画	17	17	12	5	2	2	55	120	65
	実績	22	20	19	14	3	8	86	86	0
富岡小	計画	8	10	4	2	1	0	25	30	5
	実績	12	15	9	6	3	0	45	45	0
稲田小	計画	17	18	15	5	2	1	58	100	42
	実績	33	25	23	20	12	0	113	113	0
和田小	計画	4	7	3	2	1	0	17	35	18
	実績	8	10	8	10	6	2	44	44	0
大和小	計画	17	18	10	6	1	1	53	160	107
	実績	24	19	17	11	2	0	73	73	0
春日小	計画	49	47	34	13	6	3	152	220	68
	実績	83	59	54	34	20	11	261	261	0
高志小	計画	31	39	24	8	3	2	107	130	23
	実績	53	34	32	16	8	5	148	148	0
諏訪小	計画	1	1	1	0	0	0	3	10	7
	実績	2	1	3	0	0	1	7	7	0
三郷小	計画	1	2	4	1	1	0	9	25	16
	実績	4	3	7	1	1	1	17	17	0
戸野目小	計画	9	10	6	2	1	0	28	65	37
	実績	17	14	10	9	3	0	53	53	0
上雲寺小	計画	3	7	3	2	0	0	15	50	35
	実績	4	12	5	7	3	4	35	35	0
大町小	計画	16	13	14	4	2	1	50	70	20
	実績	16	12	20	8	13	6	75	75	0
高士小	計画	2	4	2	1	0	0	9	20	11
	実績	6	6	1	4	5	0	22	22	0
八千浦小	計画	9	14	7	4	1	1	36	38	2
	実績	15	16	7	9	0	0	47	47	0
直江津小	計画	10	7	6	3	1	0	27	40	13
	実績	11	9	10	8	3	2	43	43	0
古城小	計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直江津南小	計画	19	19	14	6	2	1	61	70	9
	実績	27	23	25	16	4	3	98	98	0
北諏訪小	計画	2	5	3	1	1	0	12	60	48
	実績	4	4	7	3	3	3	24	24	0
保倉小	計画	6	3	4	1	1	0	15	50	35
	実績	8	4	4	1	1	1	19	19	0
有田小	計画	39	52	26	13	5	3	138	300	162
	実績	56	53	32	35	14	7	197	197	0
春日新田小	計画	24	29	16	7	3	2	81	86	5
	実績	37	33	16	11	3	1	101	101	0
国府小	計画	21	25	14	7	2	1	70	130	60
	実績	36	28	25	19	12	2	122	122	0
谷浜小	計画	1	2	1	1	0	0	5	10	5
	実績	2	3	1	3	4	2	15	15	0

区域	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 ①	確保 ②	②-①
高田西小	計画	22	25	15	7	2	1	72	90	18
	実績	31	32	24	23	3	3	116	116	0
安塚小	計画	1	1	2	1	0	0	5	30	25
	実績	3	1	5	5	4	2	20	20	0
浦川原小	計画	8	10	6	2	1	1	28	70	42
	実績	11	10	10	0	6	6	43	43	0
大島小	計画	1	2	1	0	0	0	4	30	26
	実績	3	4	1	1	0	0	9	9	0
牧小	計画	1	1	2	1	0	0	5	20	15
	実績	1	0	3	4	1	0	9	9	0
柿崎小	計画	12	18	8	4	2	1	45	60	15
	実績	20	25	4	9	4	0	62	62	0
上下浜小	計画	3	4	4	1	0	0	12	15	3
	実績	3	5	6	2	0	0	16	16	0
下黒川小	計画	4	3	2	1	0	0	10	11	1
	実績	9	3	4	2	1	2	21	21	0
大湊小	計画	19	24	19	8	3	1	74	100	26
	実績	39	33	32	14	8	1	127	127	0
南川小	計画	13	13	9	3	1	1	40	70	30
	実績	23	18	16	7	0	0	64	64	0
大湊小	計画	15	14	6	4	2	1	42	90	48
	実績	21	20	4	9	2	0	56	56	0
明治小	計画	2	3	2	1	0	0	8	15	7
	実績	5	3	5	6	1	2	22	22	0
吉川小	計画	4	6	4	2	1	1	18	35	17
	実績	4	8	6	4	2	2	26	26	0
中郷小	計画	5	4	3	3	1	0	16	25	9
	実績	8	6	4	10	5	3	36	36	0
板倉小	計画	9	8	5	2	1	1	26	34	8
	実績	13	4	7	4	5	2	35	35	0
宮嶋小	計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山部小	計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊原小	計画	4	7	3	2	1	0	17	40	23
	実績	6	7	6	6	3	0	28	28	0
清里小	計画	3	5	4	2	1	0	15	65	50
	実績	7	5	8	8	2	0	30	30	0
里公小	計画	5	12	5	2	1	0	25	45	20
	実績	8	17	5	4	2	0	36	36	0
上杉小	計画	2	4	1	1	0	0	8	20	12
	実績	3	7	4	2	1	0	17	17	0
美守小	計画	3	3	2	1	0	0	9	30	21
	実績	5	3	4	2	2	2	18	18	0
名立小	計画	3	4	3	1	1	0	12	70	58
	実績	5	8	7	1	1	0	22	22	0
上教大附属小	計画	26	31	18	9	3	2	89	90	1
	実績	35	32	18	13	7	9	114	114	0

合計	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 ①	確保 ②	②-①
48校	計画	528	618	385	174	66	32	1,803	3,274	1,471
48校	実績	821	728	582	435	209	100	2,875	2,875	0

【参考】

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年
待機児童数	0	0	0	0	0	0

上越市こども計画

# 事業進捗管理表

(令和7年度事業計画)

上越市こども・子育て部 こども家庭センター

## 1 事業進捗管理表について

当市では、令和7年度を計画始期とした「上越市子ども計画（以下「計画」という。）」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。

子ども・子育て支援施策を着実に推進するため、計画に登載した各種取組の進捗状況を把握し、年度毎の実施状況及び成果を検証していく必要があります。

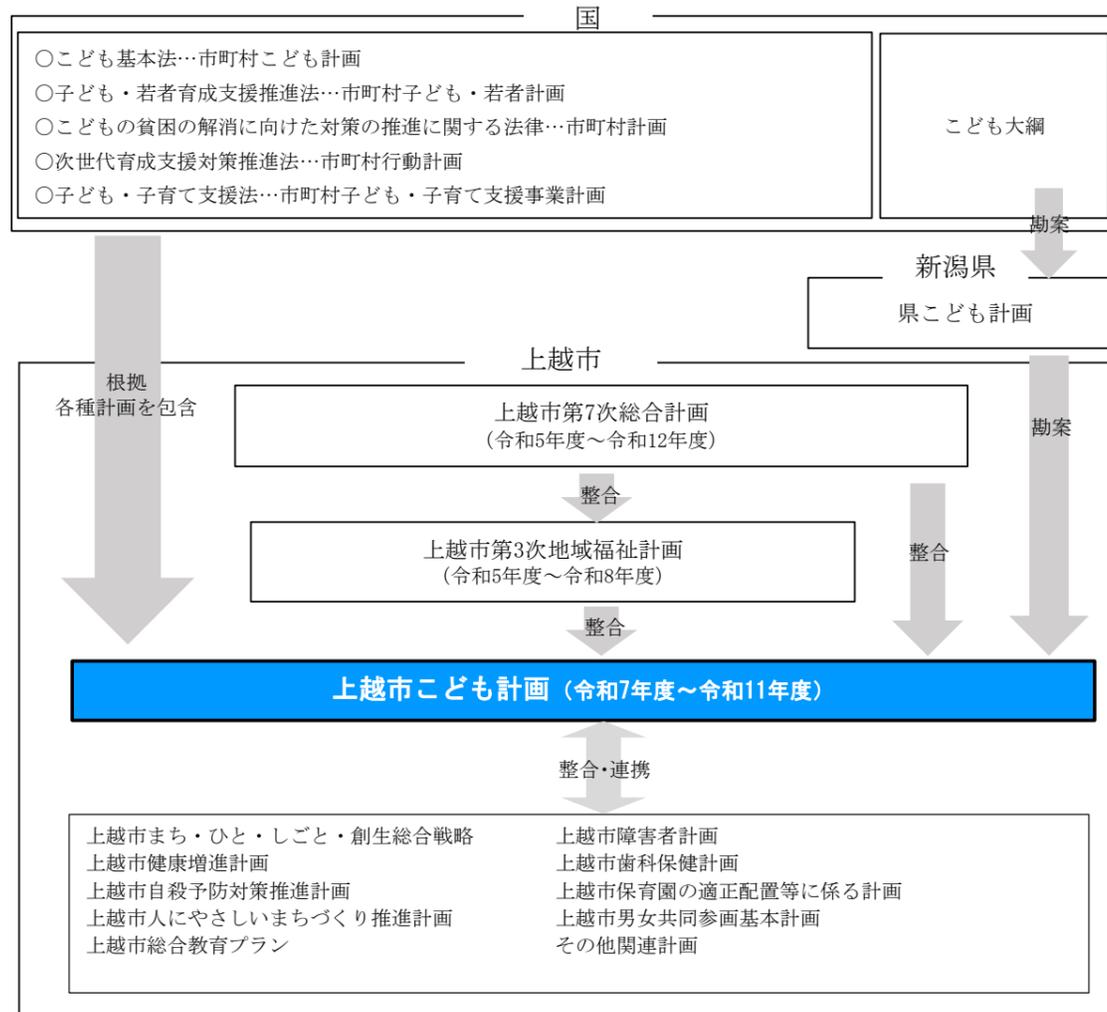
本資料は、計画に基づく子ども・子育て支援に関連する様々な取組について、その進捗状況を「上越市子ども・子育て会議」において点検し、結果を公表するために作成するものです。

計画で定める基本理念「みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来」の実現に向け、よりよい子ども・子育て支援施策が展開できるよう各種取組を着実に実施していきます。

## 2 計画の法的根拠と位置付け

計画は、「子ども基本法」に基づく「市町村子ども計画」です。

これまで「上越市子ども・子育て支援総合計画」で包含していた「子ども・子育て支援法」、  
「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（旧：子どもの貧困対策の推進に関する法律）」、  
「次世代育成支援対策推進法」及び「上越市子どもの権利に関する条例」に基づく各種計画に加え、  
新たに「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含しています。



## 3 計画の基本的な考え方

### □ 計画の基本理念

## みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来

<b>みんなで育む</b>	全てのこどもが安全・安心な環境の中で、自分らしく成長していくためには、子育て家庭だけではなく、町内会、学校、企業、行政等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力し、身近な地域の中で周囲の人たちが、こどもを優しくあたたかく見守り、その声を聴き、支えていくことが大切です。そして、地域の中で、こどもや子育て家庭を気かけ、応援する人を増やすとともに、子育て家庭にあっても地域の支えあいの担い手として、共に助け合う関係性を育みながら、地域の子育て力を高めていくことが重要であると考えます。
<b>こどもの笑顔・輝く未来</b>	全てのこどもが、明るくいきいきとした笑顔で、自分の未来に希望をもって健やかに成長することは、保護者だけでなく、上越市に暮らすみんなの願いです。それは、未来を担うこどもが自分の可能性を信じ、たくましく成長し、やがて地域を支え、輝かしい未来を創造する人材となってほしいという想いでもあります。

### □ 計画の基本目標

#### 【基本目標1】 安心してこどもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会づくりの推進

こどもを安心して産み育てられるように、子育てや教育等に係る経済的な負担を軽減し、妊娠や出産、子育てに不安や悩みを抱えた子育て家庭が孤立することがないように、分かりやすい情報の発信をするとともに、安心して子育てに向き合うことができるよう、妊娠期から切れ目のない継続的な支援の充実を図ります。また、こどもの障害の有無やルーツにかかわらず、全てのこどもたちの健やかな育ちを支援するため、インクルージョン<sup>※</sup>を推進するとともに、引き続き保護者が安心してこどもを預けられる環境を整備します。

#### 【基本目標2】 こどもが自分らしく、健やかに成長することができる環境の充実

全てのこどもが権利の主体として尊重され、自分らしく自信をもって生きていくために、引き続きこどもの権利について知識の普及や意識の啓発のほか、ヤングケアラーなどを含む児童虐待を未然に防ぐ予防啓発活動を推進します。また、地域や団体、関係機関等と連携し、こどもが意見を表明し、施策に反映する取組の検討のほか、自由に活動できる多様な居場所や体験の場づくりを推進するとともに、医療的ケアが必要なこどもや障害特性のあるこどもなど、特別な対応が必要となるこどもと保護者が安心して暮らせる環境の整備を推進します。

#### 【基本目標3】 地域や学校、企業等、社会全体でこどもと子育て家庭を支える体制の強化

地域や学校、企業等が連携・協働して子育て家庭を支えるとともに、全てのこどもが支障なく学ぶことができる環境を整備します。また、学校における部活動改革と地域におけるこどもたちのスポーツ・文化芸術活動の環境整備の取組を進め、こどもたちが将来にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整えます。男女共同参画の理念の浸透と意識の向上を図るため、広報・啓発活動を継続的に行い、共働き・共育てを推進し、男性の家事や子育てへの参画を促進します。

#### 【基本目標4】 若者が、希望をかなえ、自分らしく活躍することができる支援の充実

次代を担う若者が、将来に夢や希望を抱いて自ら主体的に就労や結婚など、ライフイベントに係る選択をし、挑戦・活躍できるまちを目指します。若者同士の交流を活性化するとともに、地域への愛着を持ち、まちの活性化やにぎわい創出等に主体的に関わる若者を育みます。また、将来の就労を早期にイメージできるよう、多様な団体と連携・協力しながらキャリア教育を推進するとともに、就労や起業に向けた意識の醸成や知識の習得、理解の促進を図ります。

※こどもを権利の主体として捉え、その権利を尊重、保障し、ありのままを受容すること

4 施策の展開

計画「第4章 施策の展開」に記載している取組及び子ども・子育て支援関連施策に基づく取組は「子ども・子育て支援関連事業名等」としており、「子ども・子育て支援関連事業名等」に掲げる取組のうち、名称の先頭に「\*-\*-\*」と付番しているものは進捗管理を行う取組です。

基本理念	基本目標	基本施策	子ども・子育て支援関連事業名等		
<b>みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来</b>	<b>妊娠・出産</b>  <b>【基本目標1】</b> 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会づくりの推進	<b>1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減</b>	1-1-1 妊産婦・子ども医療費助成事業 1-1-4 養育費の取決め支援 1-1-7 就学援助費（要保護児童及び準要保護児童生徒援助費） 1-1-10 私立高等学校学費助成補助金	1-1-2 ひとり親家庭等医療費助成事業 1-1-5 保育料及び保育園給食費の軽減 1-1-8 特別支援学校の児童生徒に対する通学支援 1-1-11 高校生等通学定期券購入費補助金	1-1-3 ひとり親家庭等の自立支援 1-1-6 通学援助費 1-1-9 高校の制服等リユース事業の試行 1-1-12 子育てジョイカード事業
		<b>1-2 母子保健の充実</b>	1-2-1 妊婦一般健康診査 1-2-4 妊産婦新生児訪問指導事業 1-2-7 保育園健康教育講座	1-2-2 すくすく赤ちゃんセミナー 1-2-5 産後ケア事業 1-2-8 不妊不育治療費助成事業	1-2-3 産前・産後ヘルパー派遣事業 1-2-6 離乳食相談会 1-2-9 母子保健等におけるデジタル技術の活用
		<b>1-3 家庭と地域の子育て力の向上</b>	1-3-1 利用者支援事業 1-3-4 地域子育て相談機関 1-3-7 子育て支援情報の提供 地域の子育て支援団体との連携・協力	1-3-2 子どもセンター 1-3-5 ファミリーサポートセンター 1-3-8 外国人市民等へのコミュニケーション支援	1-3-3 子育てひろば 1-3-6 家庭教育支援講座 1-3-9 医療通訳ボランティア事業
		<b>1-4 保育環境の充実</b>	1-4-1 通常保育事業 1-4-4 保育所等訪問支援 1-4-7 保育業務支援システムの導入	1-4-2 保育園の適正配置等 1-4-5 障害児保育事業	1-4-3 保育園士事業 1-4-6 看護師等雇用補助事業
		<b>1-5 多様な保育サービスの提供</b>	1-5-1 延長保育事業 1-5-4 ファミリーヘルプ保育園 1-5-7 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度） 1-5-10 子ども発達支援センターにおける一時保育支援	1-5-2 一時預かり事業 1-5-5 病児保育事業 1-5-8 放課後児童クラブ 放課後児童クラブの日曜日・祝日の試行開設の実施	1-5-3 乳児一時預かり費用助成 1-5-6 病後児保育事業 1-5-9 昼食配食サービスの実施と昼食代の支援（放課後児童クラブ）
	<b>子ども・子育て期</b>  <b>【基本目標2】</b> 子どもが自分らしく、健やかに成長することができる環境の充実	<b>2-1 子どもの権利の尊重・擁護と意見の反映</b>	2-1-1 こどもの意見聴取・反映 2-1-4 子どもほっとライン 2-1-7 子ども・子育て支援の関係機関等に対するこどもの人権に関する研修 2-1-10 こどもの虐待予防推進事業	2-1-2 こどもの権利に関する啓発 2-1-5 若者ほっとライン 2-1-8 いじめ問題対策協議会 上越市要保護児童対策地域協議会	2-1-3 こどもの権利学習 2-1-6 学校における人権教育への支援 2-1-9 学校問題解決支援プロジェクトチーム（JAST） 母子生活支援施設
		<b>2-2 多様な居場所や体験の場づくり</b>	2-2-1 こどもの居場所づくり 2-2-4 はじめて絵本事業 2-2-7 若者の居場所「Fit」	2-2-2 謙信KIDSプロジェクト 2-2-5 図書館における読み聞かせ	2-2-3 夏休み☆子どもつどいのひろば 2-2-6 こどもの学習・生活支援事業
		<b>2-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実</b>	2-3-1 重症心身障害者緊急短期入所居居室確保事業 放課後等デイサービス	（再掲）障害児保育事業 日中一時支援事業	（再掲）保育所等訪問支援 児童発達支援事業
		<b>3-1 学校教育環境の充実</b>	3-1-1 学校規模の適正化 3-1-4 学習指導支援事業 3-1-7 外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業	3-1-2 学校施設整備事業 3-1-5 学校訪問相談 3-1-8 外国にルーツのある中学生生徒への学習支援	3-1-3 キャリア・スタート・ウィーク推進事業 3-1-6 教育支援室（子ども未来サポートCoCoMo）、学びの多様化に向けた取組
		<b>3-2 地域ぐるみのこどもの健全育成の推進</b>	3-2-1 防犯教室 3-2-4 110ばん協力車制度 3-2-7 地域クラブ活動の推進	3-2-2 交通安全指導 3-2-5 街頭指導・特別街頭指導・青バトによる街頭指導 3-2-8 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール事業）	3-2-3 安全メール 3-2-6 夢・志チャレンジスクール事業 3-2-9 地域青少年育成会議
	<b>青年期</b>  <b>【基本目標3】</b> 地域や学校、企業等、社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化	<b>3-3 相談支援体制の充実</b>	3-3-1 地域子育て相談機関 （再掲）子どもセンター （再掲）若者ほっとライン	3-3-2 女性相談 （再掲）子育てひろば こどもに関する相談窓口	3-3-3 外国人相談 （再掲）子どもほっとライン 思春期電話相談
		<b>3-4 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進</b>	3-4-1 男女共同参画社会の実現に向けた周知・意識啓発 3-4-4 女性の再就職支援セミナー	3-4-2 ワーク・ライフ・バランス推進企業への支援 3-4-5 育児・介護休業法で定める事業主が講ずべき措置の普及啓発	3-4-3 職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発 3-4-6 子育てセミナーの開催
		<b>4-1 若者が希望をかなえ、活躍できる環境づくり</b>	4-1-1 PR映像コンテスト事業 4-1-4 結婚活動支援補助金 4-1-7 若者の自立支援事業	4-1-2 地方創生・若者重点支援補助金 4-1-5 奨学金貸付事業 （再掲）若者の居場所「Fit」	4-1-3 若者同士の交流の機会の創出 4-1-6 若者奨学金返還支援
		<b>4-2 就労・起業の支援</b>	4-2-1 高校生の市内企業見学会 4-2-4 インターンシップ促進事業 創業スタートアップ支援補助金	4-2-2 上越市内企業を知る機会の提供 （再掲）キャリア・スタート・ウィーク推進事業 創業塾	4-2-3 IT人材の育成・確保 就農に関する相談窓口
		<b>【基本目標4】</b> 若者が、希望をかなえ、自分らしく活躍することができる支援の充実			

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

本施策に係る事業は、1-1から4-2の各施策に基づき実施する事業と重複するため、進捗管理表は作成しません。

5 子ども・子育て支援総合計画に基づく令和7年度実施状況【総括表】

基本理念【1】	基本目標【4】	基本施策【14】	事業数	○:達成	△:一部未達成	×:未達成	—:その他	
みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来	【基本目標1】 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会づくりの推進	1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減	12					
		1-2 母子保健の充実	9					
		1-3 家庭と地域の子育て力の向上	9					
		1-4 保育環境の充実	7					
		1-5 多様な保育サービスの提供	10					
	【基本目標2】 子どもが自分らしく、健やかに成長することができる環境の充実	2-1 こどもの権利の尊重・擁護と意見の反映	10					
		2-2 多様な居場所や体験の場づくり	7					
		2-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実	1					
	【基本目標3】 地域や学校、企業等、社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化	3-1 学校教育環境の充実	8					
		3-2 地域ぐるみのこどもの健全育成の推進	9					
		3-3 相談支援体制の充実	3					
		3-4 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進	6					
	【基本目標4】 若者が、希望をかなえ、自分らしく活躍することができる支援の充実	4-1 若者が希望をかなえ、活躍できる環境づくり	7					
		4-2 就労・起業の支援	4					
	合 計			102	0	0	0	0
				達成率	0.0%	0.0%	0.0%	#DIV/0!

**基本目標1 安心してこどもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会づくりの推進**

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
<b>1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減</b>						
妊産婦・子ども医療費助成事業	<p>疾病の早期発見と早期治療につなげるため、妊産婦とこどもの医療費を助成します。</p> <p>【妊産婦医療費助成】 妊産婦に係る医療費の自己負担金を助成します。</p> <p>【子ども医療費助成】 ・入院、通院ともに0歳から高校卒業相当(18歳)のこどもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成します。 ・小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の高校卒業相当のこどもに係る医療費については、完全無料化とします。</p>	申請漏れ件数	<p>【0件】 妊娠届や出生届、転入届等の手続きにあわせて、制度を周知するとともに、住民基本台帳の異動情報を確実にチェックし、適正に助成が受けられるよう取り組む。 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、無料化の対象を市民税非課税世帯の高校卒業相当の年齢まで拡充する。</p>	申請漏れ件数	<p>【0件】 妊娠届や出生届、転入届等の手続きにあわせて、制度を周知するとともに、住民基本台帳の異動情報を確実にチェックし、適正に助成が受けられるよう取り組む。</p>	こども家庭センター
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対し医療費の助成を行い、疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図ります。	申請漏れ件数	<p>【0件】 市民課等と連携し、離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届出等の手続きにあわせて、ひとり親家庭等の支援に関する周知を行う。 ホームページや広報上越(年2回)等での制度周知・案内を行う。</p>	申請漏れ件数	<p>【0件】 市民課等と連携し、離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届出等の手続きにあわせて、ひとり親家庭等の支援に関する周知を行う。 ホームページや広報上越(年2回)等での制度周知・案内を行う。</p>	こども家庭センター
ひとり親家庭等の自立支援	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援します。また、就労に向けて、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の個々の状況に応じた相談等を行います。	制度周知回数	<p>【2回以上】 ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当現況届等の通知時に各種給付金に関するチラシを同封するとともに、ホームページの活用、手当の申請に係る相談時における周知などにより、自立に向けた取組を図る。</p>	制度周知回数	<p>【2回以上】 ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当現況届等の通知時に各種給付金に関するチラシを同封する。また、市ホームページ等各種広報媒体を活用し、制度の周知を図る。</p>	こども家庭センター
養育費の取決め支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費の取決めに要する費用の一部を助成します。	—	—	制度周知回数	<p>【2回以上】 広報上越、公式SNSなどにより、広く制度の周知を図る。</p>	こども家庭センター
保育料及び保育園給食費の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、保護者が安心してこどもを預けられる環境を整えるため、保育料及び保育園給食費の軽減制度を実施します。	子育て家庭の経済的負担軽減	<p>【子育て家庭の保育料及び給食費に係る経済的負担が軽減されている状態】 2歳児までの保育料の減免対象者の範囲と3歳以上児の給食費の免除対象の範囲を独自に支援する。</p>	子育て家庭の経済的負担軽減	<p>【子育て家庭の保育料及び給食費に係る経済的負担が軽減されている状態】 2歳児までの保育料の減免対象と3歳以上児の給食費の免除対象の範囲を独自に拡充し支援することで、子育て家庭の負担軽減を図る。</p>	幼児保育課
通学援助費	遠距離通学する児童生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図ります。	制度周知回数	<p>【年2回】 遠距離通学対象児童生徒に対して案内を配布し、制度の周知を行う。また、学校と連携して対象者の申請漏れがないようにする。</p>	制度周知回数	<p>【年2回】 遠距離通学対象児童生徒に対して案内を配布し、制度の周知を行う。また、学校と連携して対象者の申請漏れがないようにする。</p>	学校教育課
就学援助費(要保護児童及び準要保護児童生徒援助費)	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行います。	制度周知回数	<p>【年3回】 全児童生徒に学期ごと(年3回)に制度案内を実施する。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。 援助費目に通学用品費、校外活動費を追加する。</p>	制度周知回数	<p>【年3回】 全児童生徒に学期ごと(年3回)に制度案内を実施する。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。</p>	学校教育課

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
特別支援学校の児童生徒に対する通学支援	県立特別支援学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、福祉有償運送やファミリーサポートセンター事業を利用する際に支払う料金を助成します。	—	—	制度周知回数	【年2回】 各種媒体を活用した周知のほか、特別支援学校と連携し、学校を通じた周知を行い、対象となる保護者の申請漏れがないようにする。	福祉課
高校の制服等リユース事業の試行	高等学校への就学を支援するため、所得の少ない家庭等を対象とした制服等のリユース事業を試行します。	—	—	提供件数	【年10件】 所得の少ない家庭等へ高校制服を提供することで、経済的負担の軽減を図る。	こども家庭センター
私立高等学校学費助成補助金	保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校に在学している生徒の保護者のうち市民税所得割の合計が一定額に満たない世帯に対し、学費を助成します。	助成率の拡充	【昨年度より助成率が拡充された状態】 施設整備費等助成金の助成率を引き上げ、対象世帯を拡充することで、より多くの私立高等学校に在学している生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。	助成率の拡充	【昨年度より助成率が拡充された状態】 施設整備費等助成金の助成率を引き上げ、対象世帯を拡充することで、より多くの私立高等学校に在学している生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。	教育総務課
高校生等通学定期券購入費補助金	高校生等の通学に係る経済的負担を軽減するとともに、市内公共交通の利用促進と活性化を図るため、通学定期券の購入費の一部を支援します。	—	—	子育て家庭の経済的負担軽減	【子育て家庭の高校生等の通学に係る経済的負担が軽減されている状態】 通学定期券の購入費の一部を市独自で支援する。	交通政策課
子育てジョイカード事業	18歳未満のこどもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、企業の協力を得て、商品の割引や特典などのサービスを提供し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て家庭の経済的負担軽減	【利用者と協賛企業双方のニーズに応じたサービス提供ができてきている状態】 広報上越に協賛店の募集記事を掲載するなど、協賛を促す。また、利用者へ協賛企業一覧を送付し、協賛いただいている企業の周知を図る。	子育て家庭の経済的負担軽減	【利用者と協賛企業双方のニーズに応じたサービス提供ができてきている状態】 広報上越に協賛店の募集記事を掲載するなど、協賛を促す。また、利用者へ協賛企業一覧を送付し、協賛いただいている企業の周知を図る。	こども家庭センター
<b>1-2 母子保健の充実</b>						
妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査費用を公費負担にすることにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援します。	妊娠15週までの届出率	【98%以上】 妊婦一般健康診査費用14回分の助成を行う。また、健診結果に応じて妊娠中及び産後に保健指導を行う。	妊娠15週までの届出率	【98%以上】 妊婦一般健康診査費用の助成を行う。また、健診結果に応じて妊娠中及び産後に保健指導を行う。	こども家庭センター
すくすく赤ちゃんセミナー	中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、妊娠・出産に関する不安の解消を図るとともに、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防に関する保健指導を行います。	参加者アンケート結果で講話内容が理解できたと答えた参加者の割合	【98%以上】 妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、妊娠・出産に関する情報提供及び生活習慣病に関する保健指導を行う。	参加者アンケート結果で講話内容が理解できたと答えた参加者の割合	【98%以上】 妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、妊娠・出産に関する情報提供及び生活習慣病に関する保健指導を行う。	こども家庭センター
産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良等のために家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣します。	事業利用状況	【100%】 委託事業者を調整し、利用希望に対し、ヘルパー派遣を実施する。	事業利用状況	【100%】 委託事業者を調整し、利用希望に対し、ヘルパー派遣を実施する。	こども家庭センター
妊産婦新生児訪問指導事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や、養育環境等の把握や保健指導を行います。	出生時の訪問率	【99%以上】 長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭を除き、育児不安等に対し、訪問指導を通して具体的な助言を行う。	出生時の訪問率	【99%以上】 長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭を除き、育児不安等に対し、訪問指導を通して具体的な助言を行う。	こども家庭センター
産後ケア事業	産後1年以内の母親がセルフケアできる力をつけ、産後も安心して育児できるよう、心身のケアや育児のサポートを行います。	—	—	事業利用状況	【100%以上】 利用希望者に対し、必要時に産後ケア事業を実施する。	こども家庭センター

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
離乳食相談会	乳児の保護者が身体計測結果や食生活、生活リズム等の生活習慣の振り返りを通して、こどもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援します。	第1子参加率	【80%以上】 離乳初期・離乳中期に離乳食に関する健康教育を行う。また、発育に合わせた進め方等個別に保健指導を行う。	第1子参加率	【80%以上】 離乳初期・離乳中期に離乳食に関する健康教育を行う。また、発育に合わせた進め方等個別に保健指導を行う。	こども家庭センター
保育園健康教育講座	こどもの健やかな発育を図るため、園児の保護者を対象に、保健師や栄養士が生活習慣や食事量などについて啓発します。	—	—	健康教育の実施回数	【計画開始年度より実施回数が増加】 全公立保育園での実施を継続していくとともに、私立保育園等へ健康教育講座を周知し実施の増加を図る。	幼児保育課 健康づくり 推進課
不妊不育治療費助成事業	こどもを産み育てたいと願う人が行う不妊治療又は不育治療に係る治療費の一部を助成します。	—	—	制度周知回数	【2回以上】 医療機関及び広報上越等で制度の周知を図る。	こども家庭センター
母子保健等におけるデジタル技術の活用	子育て支援AIチャットボットサービスによる出産や子育てに関する問合せに常時対応できる体制を整えるとともに、母子健康手帳アプリの活用による子育て家庭の利便性の向上を図ります。	—	—	母子健康手帳アプリ登録者数（こどもの人数）	【出生児の95%以上】 母子健康手帳アプリを通じて妊娠届出～乳幼児健診、各種赤ちゃんセミナー等への予約手続きを行うことで、妊娠期から子育て世帯の利便性向上を図る。	こども家庭センター
<b>1-3 家庭と地域の子育て力の向上</b>						
利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行います。	利用者の相談に対して、必要な助言・連絡・調整等ができた割合	【100%】 利用者の相談に対して、必要な助言、連絡、調整等を行うほか、子育てに関する各種施設やサービス等を紹介するハンドブックを作成し、子育て家庭等に広く周知する。 保育園の入園に関するセミナーや妊娠中、又は妊娠を考えている方を対象にした産後に関するセミナーを実施する。	利用者の相談に対して、必要な助言・連絡・調整等ができた割合	【100%】 利用者の相談に対して、必要な助言、連絡、調整等を行うほか、子育てに関する各種施設やサービス等を紹介するハンドブックを作成し、子育て家庭等に広く周知する。 保育園の入園に関するセミナーや妊娠中、又は妊娠を考えている方を対象にした産後に関するセミナーを実施する。	こども家庭センター
こどもセンター	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供するとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催します。	事業への満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	【90%以上】 オーレンプラザこどもセンターと市民プラザこどもセンターにおいて、子どもの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供する。	事業への満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	【90%以上】 オーレンプラザこどもセンターと市民プラザこどもセンターにおいて、子どもの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供する。	こども家庭センター
子育てひろば	乳幼児とその保護者の遊びの場、交流の場として開設し、子育て支援情報の提供や親子向けのイベント等を開催します。	事業への満足度 子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じる割合	【85%以上】 子育てひろばを市内21か所に開設し、新型コロナウイルス感染症に対し、適切な感染防止対策を行いながら、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。	事業への満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	【90%以上】 保育園一体型ひろば4か所を含む25か所の子育てひろばにおいて、親子での遊びの場や子育て相談の場を提供する。	こども家庭センター
地域子育て相談機関	SNSを活用し、個々のニーズに応じた情報提供や、チャット形式の相談対応を行います。	—	—	登録者数	【300件以上】 LINEを活用した相談を行うほか、登録した子育てひろばやこどもセンターの情報提供をタイムリーに行う。	こども家庭センター

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
ファミリーサポートセンター	地域の子育ての相互援助活動を支援するため、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。また、仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、所得の少ない世帯や児童扶養手当受給世帯等に対し、ファミリーサポートセンターの利用料を助成します。	提供会員の紹介率	【100%】 依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越や市ホームページ等に募集案内を掲載するとともに、チラシやポスターの設置や各種団体や公民館事業等の参加者を対象に事業の紹介を行う。 提供会員が速やかに援助を行えるよう、養成講座を年4回開催する。 依頼会員からのニーズに対応できるように提供会員を確保するため、提供会員が受け取る利用料金を引き上げ、市が引き上げ相当額を補助する。また、利用料助成の対象を児童扶養手当受給世帯にも拡充し、安心して子育てができる環境づくりを強化する。	提供会員の紹介率	【100%】 依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越や市ホームページ等に募集案内を掲載するとともに、チラシやポスターの設置や各種団体や公民館事業等の参加者を対象に事業の紹介を行う。 提供会員が速やかに援助を行えるよう、養成講座を年4回開催する。 依頼会員からのニーズに対応できるように提供会員を確保するため、提供会員が受け取る利用料金を引き上げ、市が引き上げ相当額を補助する。また、利用料助成の対象を児童扶養手当受給世帯にも拡充し、安心して子育てができる環境づくりを強化する。	こども家庭センター
家庭教育支援講座	保護者を対象に、家庭教育に関わる講座を行い、家庭の教育力の向上を図ります。	参加者アンケート結果で家庭教育支援講座で学んだことを今後生かしていきたいと答えた保護者の割合	【90%以上】 家庭教育支援講座の実施により、保護者等の家庭における教育力が向上するきっかけとする。	参加者アンケート結果で家庭教育支援講座で学んだことを今後生かしていきたいと答えた保護者の割合	【90%以上】 家庭教育支援講座の実施により、保護者等の家庭における教育力が向上するきっかけとする。	社会教育課
地域の子育て支援団体との連携・協力	地域の子育て支援団体と連携・協力しながら、子育て家庭への支援を行うとともに、団体が自立し、主体的に活動できるよう、活動時の施設利用料の減免など、必要な支援を行います。	—	—	—	【進捗管理を要しない】 子育て支援団体が必要とする支援は団体により様々であることから、連携を図りながら、団体の活動が円滑に進むよう支援を行う。	こども家庭センター
子育て支援情報の提供	市の各種子育て制度やイベント情報等について、子育て支援情報サイト「上越市子育て応援ステーション」への掲載のほか、SNSや母子健康手帳アプリによるプッシュ型の情報発信、子育てinfo（冊子）やリーフレット等の紙媒体による周知など様々なツールを活用しながら、適時適切な情報の提供を行います。さらに、子育て支援AIチャットボットサービスにより、出産や子育てに関する問合せに常時対応できる体制を整えます。	アクセス件数	【38,000件以上】 子育てに関するお知らせやイベント等の情報を迅速に掲載するとともに、メールやツイッターによる子育て情報を随時発信する。 こどもセンターの催しなどで「上越市子育て応援ステーション」について、広く周知する。	延べ利用者数	【45,000件以上】 子育てに関するお知らせやイベント等の情報を迅速に掲載するとともに、メールやx（エックス）による子育て情報を随時発信する。 こどもセンターの催しなどで「上越市子育て応援ステーション」について、広く周知する。	こども家庭センター
外国人市民等へのコミュニケーション支援	子育てを行っている日本語が不慣れな外国人市民等に対し、関係課や関係団体においてコミュニケーションを図り、適切な支援ができるよう、やさしい日本語による会話や多言語アプリの活用などの取組を推進していきます。	—	—	やさしい日本語の普及・啓発	【講座・研修会の開催】 外国人市民と関係課・関係機関がコミュニケーションを図り、適切な支援ができるよう、市民や市職員を対象に「やさしい日本語」についての講座や研修を行うとともに、多言語アプリの活用について周知する。	多文化共生課 こども家庭センター 市民課
医療通訳ボランティア事業	日本語が不慣れな外国人市民等が病気等により医療、保健指導、健康診査その他の保健医療の措置を必要とする場合に、通訳を行うボランティアを派遣するほか、医療機関における外国人受入体制整備に向けた出前講座を行い、医療機関等を円滑に利用できるような環境を整えます。	—	—	外国人医療支援出前講座	【年1回以上】 外国人市民が医療機関を円滑に受診できるよう医療機関における外国人受入体制整備に向けた出前講座を行う。	地域医療推進課

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
<b>1-4 保育環境の充実</b>						
通常保育事業	保護者が安心して子どもを預けられる環境を整え、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、子どもの健やかな育ちを支援します。 また、将来にわたって持続可能な保育園等の運営ができるよう、関係機関と連携の下、保育士の確保に取り組めます。	待機児童数	【0人】 保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。 年度途中の入園希望に柔軟に対応するため、関係機関と連携し保育士の人材確保に取り組む。	待機児童数	【0人】 保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。 年度途中の入園希望に柔軟に対応するため、関係機関と連携し保育士の人材確保に取り組む。	幼児保育課
保育園の適正配置等	「上越市保育園の適正配置等に係る計画(第4期)」に基づき、公立保育園の統合・再編と民間移管に取り組めます。	移管後の運営状況を確認する園数	【4園】 移管後の運営状況を随時確認し、園運営が円滑に行われるよう、必要に応じて支援を行う。	移管後の運営状況を確認する園数	【4園】 移管後の運営状況を随時確認し、園運営が円滑に行われるよう、必要に応じて支援を行う。	幼児保育課
保育園士事業	高齢者の豊かな知識と経験を保育現場に活用し、園児との世代間交流を促進するため、保育園等に保育園士を配置します。	—	—	園児との世代間交流	【園児と保育園士の世代間交流が行われている状態】 原則的に1園に1人保育園士を配置し、園児との世代間交流を行うことで、園児の情操を育む環境を整える。	幼児保育課
保育所等訪問支援	障害等のある児童が集団生活に適応する環境を整えるため、センターの職員が保育園等を訪問し、園保育士等に児童の特性に応じた支援方法や環境設定について助言等を行います。	—	—	訪問支援実施人数	【20人】 障害等のある児童が集団生活に適応する環境を整えるため、こども発達支援センターの職員が保育園等を訪問し、園保育士等に児童の特性に応じた支援方法や環境設定について助言等を行う。	こども発達支援センター
障害児保育事業	特別な配慮が必要と認められる児童を受け入れるため、必要な保育士を加配します。	—	—	加配職員の配置	【子どもの発達状況に合わせ、加配の職員を配置できている状態】 保育園等において障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、配慮を必要とする児童に対し、きめ細やかな保育を行うため、加配職員を配置し受入れを行う。	幼児保育課
看護師等雇用補助事業	看護師等を雇用する私立保育園及び認定こども園に対し、補助金を交付することで、乳児の受入れを促進し、乳幼児の保育の向上を図ります。	—	—	看護師配置園への支援率	【100%】 乳児の受入れを促進し、乳幼児の保育の向上を図るため、看護師等の配置が必要な保育園等に確実に看護師等を配置できるよう支援を行う。	幼児保育課
保育業務支援システムの導入	ICTを活用した保育業務システムを運用し、保護者との連絡の効率化と利便性の向上を図ります。	—	—	保育業務システムの導入率	【100%】 公立保育園34園にICTを活用した保育業務システムを導入することにより、保護者の連絡の効率化と利便性の向上が図られた環境を整える。	幼児保育課

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
<b>1-5 多様な保育サービスの提供</b>						
延長保育事業	通常の保育時間終了後も保育が必要な児童を対象に延長保育を行います。	利用申込に対する受入率	【100%】 延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	利用申込に対する受入率	【100%】 延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	幼児保育課
一時預かり事業	保護者が就労や疾病等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった児童の保育を行います。	利用申込に対する受入率	【100%】 保育園・オーレンプラザこどもセンターにおいて、一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	利用申込に対する受入率	【100%】 保育園・オーレンプラザこどもセンターにおいて、一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	幼児保育課 こども家庭センター
乳児一時預かり費用助成	民間団体が実施する生後8週未満の乳児の一時預かり費用を助成します。	—	—	申請漏れ件数	【0件】 当該サービスを提供する団体と連携を図り、サービスを利用した保護者に対して、漏れなく申請を行ってもらう。	こども家庭センター
ファミリーヘルプ保育園	子育て中の保護者の疾病やリフレッシュ等による緊急又は一時的な保育ニーズに応えるため、24時間保育を実施する一時保育専門の保育園を運営します。	利用申込に対する受入率	【100%】 緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整え、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	利用申込に対する受入率	【100%】 緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整え、利用要件に合致した場合に受け入れる。	幼児保育課
病児保育事業	病気の回復期に至っていないため、集団保育や家庭での保育が困難な乳幼児等に対して、一時的に保育を行います。 また、保育園等で体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、かかりつけの医療機関を受診後に一時的に保育を行います。	利用申込に対する受入率	【100%】 病気の回復期に至らない子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。 保育園等において体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診及び病児保育室での一時的な保育を行う。	利用申込に対する受入率	【100%】 病気の回復期に至らない子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に受け入れる。 保育園等において体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診及び病児保育室での一時的な保育を行う。	幼児保育課
病後児保育事業	病気の回復期にあたるため、集団保育や家庭での保育が困難な乳幼児等に対して、一時的に保育を行います。	利用申込に対する受入率	【100%】 病気の回復期の子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	利用申込に対する受入率	【100%】 病気の回復期の子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に受け入れる。	幼児保育課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、保護者の就労要件等を問わず、月の上限時間の範囲内で、時間単位で柔軟にこどもを預かります。	—	—	利用申込に対する受入率	【100%】 全てのこどもの育ちを支えるため、乳児等通園支援事業の実施園(空き定員を活用)において、親の就労要件を問わず柔軟に保育を行う環境を整え、利用要件に合致した場合に受け入れる。	幼児保育課
放課後児童クラブ	日中の保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の就労を支援します。	利用申込数に対する受入率	【100%】 日中に保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	利用申込数に対する受入率	【100%】 日中に保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	学校教育課

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
放課後児童クラブの日曜日・祝日の試行開設の実施	放課後児童クラブを日曜日・祝日に試行開設し、その必要性について検証します。	—	—		【進捗管理を要しない】 試行開設の結果を基に、その必要性を検証する。	学校教育課
昼食配食サービスの実施と昼食代の支援（放課後児童クラブ）	長期休業期間、放課後児童クラブ利用時の昼食の配食サービスを導入するとともに、支援が必要な家庭への昼食代の支援を実施します。	—	—	支援申請に対する支給率	【100%】 支援が必要な家庭に対し、制度を周知するとともに、昼食代を支援する。	学校教育課
こども発達支援センターにおける一時保育支援	こども発達支援センターを利用する未就園児を対象に、保護者が通院やリフレッシュ等を理由に預かりが必要な場合に、一時保育を行います。	—	—	一時保育中の事故及びけがの発生件数	【0件】 こどもの特性に応じた配慮を行い、一児保育中の事故やけがを防止し、安全な保育を実施する。	こども発達支援センター

## 基本目標2 こどもが自分らしく、健やかに成長することができる環境の充実

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
<b>2-1 こどもの権利の尊重・擁護と意見の反映</b>						
こどもの意見聴取・反映	こどもの状況やニーズを聴き、それらを各種の施策へ反映させる取組を検討します。	—	—	こどもの意見聴取・反映に関する庁内における意識醸成	【年1回以上】 こども基本法11条の趣旨を庁内全体で認識を深めるための取組を行う。	こども家庭センター
こどもの権利に関する啓発	市の広報紙やホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、こどもの権利についての啓発活動を行うとともに、こども、保護者、地域住民及びこどもと関わりを持つ組織・団体に向けて「こどもの権利講座」を開催し、こどもの権利を大切にす意識づくりを推進します。	こどもの権利講座の開催回数	【7回】 保育園及び幼稚園の保護者会並びに小・中学校PTA、各地区民生委員・児童委員協議会を対象に講座のPRを行う。開催に当たり、CAP・じょうえつと連携して取り組む。	こどもの権利講座の開催回数	【5回】 保育園及び幼稚園の保護者会並びに小・中学校PTA、各地区民生委員・児童委員協議会を対象に講座のPRを行う。開催に当たり、CAP・じょうえつと連携して取り組む。	こども家庭センター
こどもの権利学習	こどもの年齢に応じた内容で、こどもの権利学習を行い、自らの権利意識を高め、お互いの権利を大切にす気持ちや人を思いやる心を育みます。 市立小・中学校において、こどもの権利学習テキスト「えがお」を使用した授業を行います。	「えがお」を使用したこどもの権利学習を実施する学校数	【全市立小・中学校】 市立小・中学校すべての学年において、こどもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施する。	「えがお」を使用したこどもの権利学習を実施する学校数	【全市立小・中学校】 市立小・中学校すべての学年において、こどもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施する。	こども家庭センター
子どもほっとライン	24時間・年中無休の相談電話「子どもほっとライン」での電話相談を通して、児童生徒や保護者等のいじめや不登校などの悩みに援助・助言し、問題の解消や改善を図ります。	相談電話の受理件数と対処状況	【対応への苦情0件】 24時間体制、年中無休の受理体制をとる。 電話相談を通して、児童生徒や保護者等の悩みを傾聴し、共に解決策を考え、問題の解消や改善を図る。	相談電話の受理件数と対処状況	【対応への苦情0件】 24時間体制、年中無休の受理体制をとる。 電話相談を通して、児童生徒や保護者等の悩みを傾聴し、共に解決策を考え、問題の解消や改善を図る。	教育センター
若者ほっとライン	義務教育終了後、修学や就労、ひきこもりなど困難を抱える若者及びその保護者の相談や支援を行います。	相談対応延べ件数	【330件以上】 若者の居場所（Fit）を中核にした相談・支援活動の充実を図る。 若者の居場所（Fit）の周知に努め、関係機関と連携した若者育成支援事業を展開し、相談や利用者数の増加を目指す。	相談電話の対処状況	【対応への苦情0件】 電話相談や来所相談を通して、若者や保護者の悩みや不安の解消、改善を図る。	青少年健全育成センター
学校における人権教育への支援	学校における人権教育を支援するため、上越市学校教育実践上の重点説明会において、人権教育への指導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリング技能向上のための研修を充実させ、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に努めます。	人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会に参加する学校数	【全69校参加】 人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会いずれかに各校から参加者を出し、研修成果を各校に持ち帰り共有する。	人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会に参加する学校数	【全64校参加】 人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会いずれかに各校から参加者を出し、研修成果を各校に持ち帰り共有する。	学校教育課
こども・子育て支援の関係機関等に対するこどもの人権に関する研修	保育園や子育てひろばの職員など、こどもと関わりの深い仕事に従事している職員のこどもの人権に関する知識と理解を深めるため、研修会を実施します。	—	—	研修会実施回数	【2回】 保育園や子育てひろばの職員など、こどもと関わりの深い仕事に従事している職員を対象とした研修会を実施し、こどもの人権に関する知識と理解を深める。	こども家庭センター

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
いじめ問題対策協議会	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・早期解決のため、こども、保護者、地域などへ効果的な手立てを講ずるための協議会を運営します。	会議実施回数	【2回】 いじめの早期発見、即時対応など、解消に向けた取組が確実に行われるよう関係機関で情報交換をする機会を設ける。	会議実施回数	【2回】 いじめの早期発見、即時対応など、解消に向けた取組が確実に行われるよう関係機関で情報交換をする機会を設ける。	学校教育課
学校問題解決支援プロジェクトチーム (JAST)	いじめや不登校、虐待などの問題に対し、迅速・的確に対応し、早期解決を図るためのチームを組織して機動的な教育相談体制を整え、学校支援を行います。	関係機関と連携した、生徒指導上の困難な問題に対する、学校の対応への適切な支援の実施	【学校からの支援要請に対する対応100%】 学校からの支援要請に対して、早期に適切なチームで介入し、共に問題の解決にあたる。	関係機関と連携した、生徒指導上の困難な問題に対する、学校の対応への適切な支援の実施	【学校からの支援要請に対する対応100%】 学校からの支援要請に対して、早期に適切なチームで介入し、共に問題の解決にあたる。	教育センター
こどもの虐待予防推進事業	町内会、保育園・学校等の保護者、民生委員等を対象に、児童虐待の発生予防及び早期発見を目的とした「子どもの虐待予防出前講座」等を行うなど、市民に対する普及啓発を図ります。 年々増加する児童虐待事案に対応するため、こども向け虐待防止リーフレットを活用するなど、虐待の発生予防や早期発見に向けた取組を強化するとともに、保健師や社会福祉士等の専門職がチームとなり、相談支援体制の強化を図ります。	研修会回数	教職員や保育園職員等を対象にリーフレットを配布するとともに、市内のすべての保育園・小中学校等を巡回し、研修会を実施する。	研修会回数	【2回以上】 教職員や保育園職員等を対象に、虐待の早期発見・早期対応につなげるための研修会を実施する。	こども家庭センター
上越市要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童、特定妊婦へ適切な支援を行うため、関係機関の連携による児童虐待防止ネットワークを構築し、支援対象児童等に関する情報共有や支援内容の協議を行い、適切な保護や支援を図ります。	会議実施回数	子どもの虐待防止を図るため、関係機関と連携し、時期を逸することなく状況に応じた支援を行うため、定期的に関係機関と会議を開催する。  ・代表者会議 1回実施 ・実務者会議 16回実施 ・個別ケース検討会議 随時		【進捗管理を要しない】 定期的に行う会議もあるが、個別ケースの検討は関係機関等と支援検討をする必要がある場合に適宜行う。	こども家庭センター
母子生活支援施設	生活の支援が必要な母子世帯の入所・保護を母子生活支援施設に委託し、早期に自立できるように支援します。	—	—		【進捗管理を要しない】 支援を必要とする母子世帯の心身と生活の安定を図るため、施設運営者と連携した支援を行う。	こども家庭センター
<b>2-2 多様な居場所や体験の場づくり</b>						
こどもの居場所づくり	既存の公の施設の活用のほか、地域や各種団体等と連携・協力し、多様なこどもの居場所づくりに取り組みます。こどもへの食事提供や学習支援等の場を新たに開設する地域の団体等への助成を行うとともに、引き続き、運営を継続するためのサポートを行います。	こどもの居場所づくりに対する支援	新規開設を目指す市民団体や既存の子ども食堂等に対し、関係機関等と連携を図り、必要な情報提供や運営の支援を行う。	こどもの居場所づくり支援補助金助成件数	【5件】 新たにこどもの居場所づくりに取り組む団体に対して「上越市子どもの居場所づくり支援補助金」を交付する。	こども家庭センター 総合政策課 社会教育課

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
謙信KIDSプロジェクト	こどもたちが様々な体験活動を通して、当市の特色を知り、味わうことで興味・関心を高めたり、同じ講座に集まった違う学校、違う年齢のこども同士で交流を深め、仲間づくりを行います。	参加者の自己目標達成度(アンケート未回答者を除く)	【95%以上】 未来を支える人づくりのため、市内の小中学生を対象に、豊富な地域資源や人材を活用した体験活動を実施する。	参加者の自己目標達成度(アンケート未回答者を除く)	【95%以上】 未来を支える人づくりのため、市内の小中学生を対象に、豊富な地域資源や人材を活用した体験活動を実施する。	社会教育課
夏休み☆子どもつどいのひろば	公民館などを会場に、こどもたちが地域の中で自由に学び活動する機会を提供し、公民館を身近に感じてもらうとともに、健やかに育つ環境づくりを進めます。	利用人数	【900人以上】 公民館等施設の一室を開放し、子どもたちが気軽に安心して過ごす場所を提供する「夏休み☆子どもつどいのひろば」を実施する。	利用人数	【960人以上】 公民館等施設の一室を開放し、子どもたちが気軽に安心して過ごす場所を提供する「夏休み☆子どもつどいのひろば」を実施する。	社会教育課
はじめて絵本事業	幼い頃から本に親しむ機会の充実を図り、こどもの読書活動を推進するとともに、読み聞かせを通して親子のふれあいの時間を持つことの大切さを伝える機会とするため、上越市に住民登録をした新生児に1人1冊絵本を贈呈します。	—	—	対象者への確実な贈呈	【対象者にもれなく絵本を贈呈する】 出生届出後に子ども医療費の助成や児童手当の手続き等を行うため保護者が窓口を訪れた際に、絵本を新生児1人につき1冊贈呈する。あわせて、家庭での読み聞かせを推奨する案内や読み聞かせにおすすめする絵本の一覧等を配布する。	高田図書館
図書館における読み聞かせ	こどもを対象とした絵本の読み聞かせ等を行い、本に親しんでもらう機会を提供することにより、幼少期からの読書活動の推進を図ります。	—	—	読書活動推進事業への参加者数(大人含む)	【年間6,400人】 ボランティア団体と協力して定期的な絵本や紙芝居等の読み聞かせ(おはなし会)を実施。また、各館で季節や行事に合わせた催しを随時企画し実施する。	高田図書館 直江津図書館
こどもの学習・生活支援事業	所得の少ない世帯のこどもなどを対象に、学習や基本的な生活習慣の習得支援を行います。	—	—	学習支援を中心としながら居場所や体験活動の提供	【年間実施回数51回(毎週土曜日実施)】 学習支援の場や体験活動での講師や友達との関わりを通じて、こどもの自己肯定感が高まり、規則正しい生活リズムが定着するよう取り組む。	生活援護課
若者の居場所「Fit」	困難を抱える15歳(義務教育終了)以降の若者に寄り添い、「Fit」での活動や学習、体験等の支援を中核として、不登校やひきこもりの解消に向けた自立のための活力や社会性の育成を目指します。	居場所の利用人数(継続支援者を含む)	【18人以上】 ホームページや広報上越等の内容を工夫し一層の周知を図る。関係機関との連携を図ることにより若者育成支援事業を充実させ、居場所への支援に結びつける。	不登校やひきこもりの解消に向けた支援の実施	【再度ひきこもりや不登校に戻る若者0人】 個に応じた安心して過ごせる居場所の提供を図るとともに、就学や就労へ踏み出せるよう関係機関との連携を図る。	青少年健全育成センター
<b>2-3 障害などの理由により特別な配慮が必要なこどもへの支援の充実</b>						
障害児保育事業(再掲)基本施策1-4	特別な配慮が必要と認められる児童を受け入れるため、必要な保育士を加配します。	—	—	加配職員の配置	【子どもの発達状況に合わせ、加配の職員を配置できている状態】 保育園等において障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、配慮を必要とする児童に対し、きめ細やかな保育を行うため、加配職員を配置し受入れを行う。	幼児保育課
保育所等訪問支援(再掲)基本施策1-4	障害等のある児童が集団生活に適応する環境を整えるため、こども発達支援センターの職員が保育園等を訪問し、園保育士等に児童の特性に応じた支援方法や環境設定について助言等を行います。	—	—	訪問支援実施人数	【20人】 障害等のある児童が集団生活に適応する環境を整えるため、こども発達支援センターの職員が保育園等を訪問し、園保育士等に児童の特性に応じた支援方法や環境設定について助言等を行う。	こども発達支援センター

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
放課後等デイサービス	就学している障害のあるこどもに対し、放課後等にこどもの状況に合わせた発達支援等を行い、生活能力の向上と社会との交流の促進を図ります。	利用申込数に対する受入率	【100%】 利用者のニーズや状況を丁寧に聞き取りながら、こどもの生活能力の向上や社会との交流の促進に資するサービス提供を行う。		【進捗管理を要しない】 利用申込に対し、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所と連携しながら必要な支援を行う。	福祉課
日中一時支援事業	日中に介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のあるこども等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行います。	利用申込数に対する受入率	【100%】 保護者の疾病等により一時的に見守り等が必要になった障害のあるこども等に対し、適切に一時預かりを提供する。令和5年度から看護師等を配置している事業所において医療的ケア児の一時預かりを実施する。		【進捗管理を要しない】 利用申込に対し、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所と連携しながら必要な支援を行う。	福祉課
重症心身障害者緊急短期入所用居室確保事業	医療機関における病床の一部を、緊急短期入所用として常時確保します。	受入病床数	【2床】 緊急時の受入れに対応するため、病床を常時確保する。	受入病床数	【2床】 緊急時の受入れに対応するため、病床を常時確保する。	福祉課
児童発達支援事業	就学前の障害等のある児童に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行います。	個別支援計画の作成割合	【100%】 療育支援（保育所等訪問支援を含む）を実施するこども全員に対して、個別支援計画を作成する。 言語の遅れや発音の改善に向けて、言語聴覚士から専門的な指導を受けられる機会を設ける。		【進捗管理を要しない】 利用申込に対し、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所と連携しながら必要な支援を行う。	福祉課

**基本目標3 地域や学校、企業等、社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化**

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
<b>3-1 学校教育環境の充実</b>						
学校規模の適正化	子どもたちの望ましい学習環境を確保するため、「上越市立小中学校適正配置基準」を指針として、複式学級が存在し、また、おおむね5年以内に発生が見込まれる学校について、複式学級の課題の解決に向けた重点取組を進めます。	複式学級の解消に向けた方策の検討	【複式学級の存在する学校等において、その解消に向けた方策・進め方の検討が保護者・地域とともに進められている状態】 複式学級が存在又は今後発生が見込まれる学校の保護者・地域との意見交換を行い、各学校の実態や保護者・地域の意向等を踏まえ、適正な方策を検討する。統合以外の複式学級の課題解消の方策として、ICT活用を9校、交流学习を5校で実施する。	複式学級の解消に向けた方策の検討	【複式学級の存在する学校等において、その解消に向けた方策・進め方の検討が保護者・地域とともに進められている状態】 複式学級が存在又は今後発生が見込まれる学校の保護者・地域との意見交換を行い、各学校の実態や保護者・地域の意向等を踏まえ、適正な方策を検討する。統合以外の複式学級の課題解消の方策として、ICT活用を9校、交流学习を5校で実施する。	教育総務課
学校施設整備事業	学習形態の多様化に対応した学校施設を整備するとともに、老朽化した施設及び設備を改善し、児童生徒が安全安心に学べる環境を確保します。	学校施設の実施計画に基づいた改修工事の実施	【小学校：3校、中学校：4校】 学校施設の実施計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事を計画的に実施する。	学校施設の実施計画に基づいた改修工事の実施	【小学校：3校、中学校：9校】 学校施設整備の計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事を計画的に実施する。	教育総務課
キャリア・スタート・ウィーク推進事業	働くことの意義について理解を深め、自分の将来を明確に考えることができる生徒を育てるため、職場体験を実施するとともに、生徒を受け入れる事業所の増加などの実施体制の充実を図ります。	—	—	生徒の体験機会の充実に向け、職場体験の受入れ事業所の拡充を図る	【受入れ事業所数 400件以上】 キャリア教育の充実を図るため、実行委員会を組織し、市立中学校に在籍する全ての生徒（2年生）を対象に、職場体験を実施する。	学校教育課
学習指導支援事業	教育補助員、介護員、LD指導員を配置し、特別支援学級の児童生徒や通常の学級で発達障害のある児童生徒などへのきめ細かい支援・指導を行うことにより、児童生徒の学習を充実し、生きる力を育てます。	教育補助員、介護員、LD指導員の資質向上を図る研修会等の実施	【2回】 児童生徒の特性理解や個に応じた支援方法が得られるよう、研修会や情報交換会を実施する。	教育補助員、介護員、LD指導員の資質向上を図る研修会等の実施	【2回】 児童生徒の特性理解や個に応じた支援方法が得られるよう、研修会や情報交換会を実施する。	学校教育課
学校訪問相談	市内の全市立小学校を対象に、学校訪問カウンセラーが分担して毎週又は隔週1回定期的に訪問し、児童や保護者、教職員の相談を受け、不安や悩みの軽減、早期解消を支援します。中学校を含めて要請訪問にも取り組みます。	—	—	学校訪問カウンセラーの訪問状況と利用状況	【小学校への定期訪問＋支援要請に対する対応 100%】 各小学校の要望に応じて毎週又は隔週1回定期的に訪問するとともに、中学校の要請に応じて訪問し、児童生徒や保護者、教職員の状況に寄り添った相談を行い、不安や悩みの軽減、早期解消を支援する。	教育センター
教育支援室（子ども未来サポートCoCoMo）、学びの多様化に向けた取組	学校に行きづらい等の児童生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、社会的に自立することを目指し支援します。また、児童生徒の実態に配慮し、一人一人に応じた多様な学びの充実に向けて取り組んでいきます。	教育支援室の利用状況	【支援要請に対する対応 100%】 教育支援室子ども未来サポートCoCoMoを周知し、個々の状況に寄り添った相談を行うとともに、関係機関と連携した対応と個別指導、体験活動の実施を通して、自己肯定感を高め、自立心を育てる。	教育支援室の利用状況	【支援要請に対する対応 100%】 教育支援室子ども未来サポートCoCoMoを周知し、個々の状況に寄り添った相談を行うとともに、関係機関と連携した対応と個別指導、体験活動の実施を通して、自己肯定感を高め、自立心を育てる。	教育総務課 学校教育課 教育センター

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業	外国人児童生徒の学校生活の充実や学習を保障するため、日本語支援と教科指導のサポート体制を構築し、基礎的・基本的な知識の習得を支援します。	日本語指導が必要な児童生徒への支援状況	【学校から支援申請のあった児童生徒に対する支援の実施 100%】 市立学校に在籍している、あるいは在籍する予定である児童生徒で、日本語指導が必要なすべての児童生徒に対して、継続的に個々の実態に応じた日本語支援事業を実施する。 自動翻訳機を試験的に7台導入することで、日本語を話すことの難しい児童への言語支援につなげる。	日本語指導が必要な児童生徒への支援状況	【支援申請に対する対応 100%】 ・市立学校に在籍している、あるいは在籍する予定の児童生徒で、日本語指導が必要なすべての子どもに対して、継続的に個々の実態に応じた日本語支援事業を実施する。 ・日本語を話すことの難しい児童生徒への言語支援のため、対象者の多い学校に自動翻訳機の増備を行う。 ・学校が組織を挙げて当該児童生徒に対応するための「受入れ資料」を发出するとともに、日本語支援事業の対象校すべてを対象にした悉皆の連絡会を年度中に2回実施する。	学校教育課
外国にルーツのある中学生生徒への学習支援	外国にルーツのある生徒が、将来の夢や希望の実現に向けて学力を伸ばしていけるよう、学習支援を実施します。	—	—	外国にルーツのある中学生(希望者)への学習支援の状況	【毎週土曜日を中心に、年間通して学習会が実施されている状態 計50回】 毎週土曜日を中心に夏季、冬季、春季の長期休業中も含め、生徒の希望に応じて、学習会を実施する。	学校教育課
<b>3-2 地域ぐるみのこどもの健全育成の推進</b>						
防犯教室	保育園等の園児及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法を指導します。	防犯教室実施園数、小学校数(独自で実施している園等を含む)	【すべての保育園・幼稚園、小学校において防犯教育が実施されている状態】 ・保育園や小学校に対して防犯教室の実施を周知し、計画的に実施する。 ・独自で指導・教育を実施している保育園などの取組実態を把握する為、年1回教育内容の聞き取り調査を行う。	防犯教室実施園数、小学校数(独自で実施している園等を含む)	【すべての保育園・幼稚園、小学校において防犯教育が実施されている状態】 ・保育園や小学校に対して防犯教室の実施を周知し、計画的に実施する。 ・独自で指導・教育を実施している保育園などの取組実態を把握する為、年1回教育内容の聞き取り調査を行う。	市民安全課
交通安全指導	保育園等の園児及び小・中学生を対象に、交通事故防止のため、歩行時・自転車乗車時における交通ルール・マナーなどを指導します。	交通安全教室実施園数、実施小・中学校数(独自で実施している園等を含む)	【すべての保育園・幼稚園、小・中学校において交通安全教育が実施されている状態】 ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高齢者、町内会等で実施される交通安全教室への職員の派遣 ・各季の交通安全運動における定期的な啓発活動 ・交通死亡事故発生時などの緊急的な啓発活動 ・地域安全支援員の教室や啓発活動への派遣、研修会の実施	交通安全教室実施園数、実施小・中学校数(独自で実施している園等を含む)	【すべての保育園・幼稚園、小・中学校において交通安全教育が実施されている状態】 ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高齢者、町内会等で実施される交通安全教室への職員の派遣 ・各季の交通安全運動における定期的な啓発活動 ・交通死亡事故発生時などの緊急的な啓発活動 ・地域安全支援員の教室や啓発活動への派遣、研修会の実施	市民安全課
安全メール	市内で発生した防犯に関する情報(不審者情報など)のほか交通安全情報など市民の安全・安心に関する情報をメールやSNSで配信します。	登録者数	【28,000人】 ・保育園、小・中学校入学時の保護者へ周知するほか、高齢者世帯訪問においてもチラシを配布し、周知を行う。 ・防犯座談会やホームページ、広報などを利用して、安全メールへの登録を呼びかける。 ・警察との連携を密にし、迅速かつ確実な情報を提供する。	登録者数	【35,000人】 ・保育園、小・中学校入学時の保護者へ周知するほか、高齢者世帯訪問においてもチラシを配布し、周知を行う。 ・防犯座談会やホームページ、広報などを利用して、安全メールへの登録を呼びかける。 ・警察との連携を密にし、迅速かつ確実な情報を提供する。	市民安全課

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
110ばん協力車制度	地域住民や事業者の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼付し、日常的にながらパトロールを行います。	登録台数	【登録台数：6,045台】 ・市民や事業所に対して「110ばん協力者」への登録を呼びかける。 ・日中外出する機会の多い事業所に新規登録を呼びかける。	登録台数	【登録台数：6,095台】 ・市民や事業所に対して「110ばん協力者」への登録を呼びかける。 ・日中外出する機会の多い事業所に新規登録を呼びかける。	市民安全課
街頭指導・特別街頭指導・青パトによる街頭指導	青少年の非行を防止し、地域での健全な活動を支援するため、町内会や関係団体から選出された青少年健全育成委員による街頭パトロールを実施します。学校、地域、関係機関が連携し、通学時のマナーや安全について指導するために、合同による特別街頭指導を実施します。また、青色パトロール車による街頭指導を行います。	走行距離数	【59,000km】 ・子どもたちを犯罪から守るため、引き続き職員や安全教育指導員によるパトロールを実施する。特に防犯週間や全国安全運動期間中の活動を強化する。 ・パトロール実施者、区域の維持・拡大を図るため、警察官による青色回転灯装備車講習会を実施する。	出動回数及び声掛け件数	【出動回数140回、声掛け8,000人以上】 ・10班6コースの街頭指導、6班2コースの青パト巡回指導、2か所での特別街頭指導を関係機関等と連携して実施し、「愛の一声」を中心とした声掛けを通して、子どもたちを犯罪から守る。	青少年健全育成センター
夢・志チャレンジスクール事業	市内小中学校を対象に、学校と保護者、地域が目指すこどもの姿を共有し、各小中学校において郷土の自然や文化・伝統などの地域の特色や課題を探究します。また地域の人々と関わり、結びつきを深めるなど、地域資源をいかした特色ある教育活動を推進するため、支援の充実を図ります。	—	—	「本事業の取組は、目指す子ども像の実現に有効であった。」と回答した学校の割合	【市内小中学校64校 100%】 地域の特色を生かした「夢・志ある人づくり活動」を目指して、各学校の取組の充実を図るために、市内小中学校（64校）に対して活動費への支援を行う。	学校教育課
地域クラブ活動の推進	学校や多様な関係者、団体と連携して、子どもたちが将来にわたり継続して、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる仕組みや制度づくりに取り組みます。	—	—	市内の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会会員の人口に対する割合	【R6実績11.5% → R11 13.0%】 子どもたちが地域で多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむ社会の実現に向けて、必要な仕組みや制度づくりに取り組む。	地域クラブ活動推進室
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール事業）	市立全幼・小・中学校の校（園）長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する学校運営協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進めます。	・コミュニティ・スクールに関する研修会を実施する。 ・小中一貫教育、夢・志チャレンジスクール事業と合わせ、地域における活動や地域を生かした活動を推進する。	【年2回以上実施】 コミュニティ・スクールの充実に向けた研修会や情報交換会を実施する。  【市内全小中学校・園】 小中一貫教育、夢・志チャレンジ・スクール事業及びコミュニティ・スクールを合わせた「地域とともにある学校づくり」の実践報告書を各校で作成する。	・コミュニティ・スクールに関する研修会を実施する。 ・小中一貫教育、夢・志チャレンジスクール事業と合わせ、地域における活動や地域を生かした活動を推進する。	【年2回以上実施】 コミュニティ・スクールの充実に向けた研修会や情報交換会を実施する。  【市内全小中学校・園】 小中一貫教育、夢・志チャレンジ・スクール事業及びコミュニティ・スクールを合わせた「地域とともにある学校づくり」の実践報告書を各校で作成する。	学校教育課
地域青少年育成会議	地域青少年育成会議活動事業交付金により各育成会議の活動を支援するとともに、地域学校協働本部事業による地域と学校との連携・協働した活動を促進します。	地域青少年育成会議構成員や地域学校協働活動推進員同士の資質向上を図る研修会等の実施	【年3回以上実施】 コロナ後における各地域の活動状況の共有が活動のきっかけになると考え、意見交換会や研修会等の実施回数を年3回以上とする。	地域青少年育成会議構成員や地域学校協働活動推進員の資質向上を図る研修会等の実施	【年5回以上実施】 コロナ後における各地域の活動状況の共有が活動のきっかけになると考え、意見交換会や研修会等の実施回数を年5回以上とする。	社会教育課

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
<b>3-3 相談支援体制の充実</b>						
こどもに関する相談窓口	こどもの育ちに関する包括的なワンストップの相談窓口として、様々な課題を抱える家庭に対する継続的かつ包括的な相談支援を行います。	相談内容に応じた適切な支援の実施	こどもの育ちに関する相談について、関係機関及び関係課等と連携・情報共有を図りながら、必要な支援を行う。		【進捗管理を要しない】 相談内容に応じて必要な支援が異なること、支援内容が満足度等と直結しない場合があるため、進捗管理をせず、個々の相談に寄り添った支援を行う。	こども家庭センター
こどもセンター (再掲) 基本施策1-3	妊娠・出産・子育てについての情報提供や助言、その他の援助を行うとともに、相談支援を行います。	事業への満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	【90%以上】 オーレンプラザこどもセンターと市民プラザこどもセンターにおいて、子どもの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供する。	事業への満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	【90%以上】 オーレンプラザこどもセンターと市民プラザこどもセンターにおいて、子どもの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供する。	こども家庭センター
子育てひろば (再掲) 基本施策1-3	妊娠期から子育て相談に応じ、こどもの健やかな成長及び子育て家庭の不安の解消を図ります。	事業への満足度 子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じる割合	【85%以上】 子育てひろばを市内21か所に開設し、新型コロナウイルス感染症に対し、適切な感染防止対策を行いながら、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。	事業への満足度 子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じる割合	【90%以上】 保育園一体型ひろば4か所を含む25か所の子育てひろばにおいて、親子での遊びの場や子育て相談の場を提供する。	こども家庭センター
地域子育て相談機関	SNSを活用し、個々のニーズに応じた情報提供や、チャット形式の相談対応を行います。	—	—	登録者数	【300件以上】 LINEを活用した相談を行うほか、登録した子育てひろばやこどもセンターの情報提供をタイムリーに行う。	こども家庭センター
子どもほっとライン (再掲) 基本施策2-1	24時間・年中無休の相談電話「子どもほっとライン」での電話相談を通して、児童生徒や保護者等のいじめや不登校などの悩みに援助・助言し、問題の解消や改善を図ります。	相談電話の受件件数と対処状況	【対応への苦情0件】 24時間体制、年中無休の受理体制をとる。 電話相談を通して、児童生徒や保護者等の悩みを傾聴し、共に解決策を考え、問題の解消や改善を図る。	相談電話の受件件数と対処状況	【対応への苦情0件】 24時間体制、年中無休の受理体制をとる。 電話相談を通して、児童生徒や保護者等の悩みを傾聴し、共に解決策を考え、問題の解消や改善を図る。	教育センター
若者ほっとライン (再掲) 基本施策2-1	義務教育終了後、修学や就労、ひきこもりなど困難を抱える若者及びその保護者の相談や支援を行います。	相談対応延べ件数	【330件以上】 若者の居場所 (Fit) を中核にした相談・支援活動の充実を図る。 若者の居場所 (Fit) の周知に努め、関係機関と連携した若者育成支援事業を展開し、相談や利用者数の増加を目指す。	相談電話の対処状況	【対応への苦情0件】 電話相談や来所相談を通して、若者や保護者の悩みや不安の解消や改善を図る。	青少年健全育成センター
思春期電話相談	上越助産師会の助産師が、電話相談や来所相談により、思春期における知識の普及や不安の軽減を図ります。	相談内容に応じた保健指導の実施	電話相談等を通して、性に関することなど思春期における悩みを傾聴し、知識の普及や不安の軽減を図る。		【進捗管理を要しない】 相談者に対し、内容に応じて適切な対応を行い、不安の軽減や知識の普及を行っていく。	こども家庭センター
女性相談	男女共同参画推進センターに女性相談を設置し、配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係など、様々な不安や悩みを抱える人たちの相談に対し女性相談員が適切な指導・助言を行い、関係機関や庁内関係課と連携し、相談者が安心して生活できるよう支援に取り組みます。	相談内容に応じた適切な支援の実施	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援を行う。	相談内容に応じた適切な支援の実施	【対応への苦情件数0件】 様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援を行う。	男女共同参画推進センター

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
外国人相談	子育てや教育などを含め、外国人市民等が抱える様々な課題に関する相談に応じ、関係課や関係機関と連携しながら支援します。	相談内容に応じた適切な支援の実施	上越市国際交流センターに相談窓口を設置し、相談者が抱える様々な問題に対し、関係機関及び関係課等と連携・情報共有を図りながら、必要な支援を行う。	外国人相談窓口の開設	【外国人市民が相談できる状態】 上越市国際交流センターに相談窓口を設置し、相談者が抱える様々な問題に対し、関係機関や関係課等と連携・情報共有を図りながら、必要な支援を行う。	多文化共生課
<b>3-4 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進</b>						
男女共同参画社会の実現に向けた周知・意識啓発	「上越市男女共同参画基本計画」に基づき、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進、性別による固定的役割分担意識の解消など、市民や事業者に向けた各種講座の開催や情報紙の発行などを通じて、男女が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりを実現していくための周知・意識啓発に取り組みます。	情報紙の発行、及び講座の開催	情報紙の発行や講座の開催を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。  情報紙発行：4回 講座開催：センター講座等…11講座 出前講座…18講座	情報紙の発行、及び講座の開催	【情報誌発行：年2回、講座開催：センター講座9講座以上、出前講座12講座以上】 情報紙の発行や講座の開催を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。	男女共同参画推進センター
ワーク・ライフ・バランス推進企業への支援	国や県が定める認定・登録制度の取得促進を図るため、中小企業者等を対象に、認定手続に要する経費や資金調達を支援します。	—	—	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金 ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金	【申請企業数：3件以上】 ワーク・ライフ・バランスに関する国や県が定める認定制度を取得する企業に対し、認定に係る費用や利子補給の支援を行うことにより、認定の取得を促し、働きやすい環境整備を図る。	産業政策課
職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発	国・県等と連携し、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発を行います。	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。  講座開催：3講座	国や県が定める認定制度の取得促進	【認定企業数：15件以上】 ワーク・ライフ・バランスに関する国や県が定める認定制度について、市ホームページや広報上越等による周知を通じて、認知度向上を図るとともに、企業に対し、認定に係る費用や利子補給の支援を行うことにより、認定の取得を促し、働きやすい環境整備を進める。	産業政策課
女性の再就職支援セミナー	女性が再就職しやすい環境づくりに向け、関係機関との情報共有や協議、調整を行うとともに、関係機関と連携し、女性の再就職支援セミナーを開催します。	女性の再就職支援セミナーの開催	【1回】 ハローワーク上越と連携して、女性の再就職支援セミナーを開催し、再就職を希望する女性の就労を支援する。	女性の再就職支援セミナーの開催	【1回】 ハローワーク上越と連携して、女性の再就職支援セミナーを開催し、再就職を希望する女性の就労を支援する。	産業政策課
育児・介護休業法で定める事業主が講ずべき措置の普及啓発	育児・介護休業法で定める事業主が講ずべき措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行います。	市民への認知度	【広く認知されている状態】 育児・介護休業法で定める事業主が努めべき措置について、市ホームページを活用して周知・啓発を行う。	市民への認知度	【広く認知されている状態】 育児・介護休業法で定める事業主が講ずべき措置について、市ホームページ等を活用して周知・啓発を行う。	産業政策課
子育てセミナーの開催	男性の仕事と育児・家事の両立を推進するため、男性を対象とした子育てセミナーを開催します。	—	—	男性を対象とした子育てセミナーの開催	【年2回】 男性を対象とした子育てセミナーを開催し、男性の育児への積極的な参加を促進するための意識向上を図る。	こども家庭センター

## 基本目標4 若者が、希望をかなえ、自分らしく活躍することができる支援の充実

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
<b>4-1 若者が希望をかなえ、活躍できる環境づくり</b>						
PR映像コンテスト事業	若い世代の「ふるさと上越市」に対する理解と愛着を深める機会を創出するため、高校生等による当市の魅力を伝えるPR映像コンテストを行います。	—	—	参加した高校生等の「ふるさと上越市」に対する理解と愛着の醸成	【参加者の当市に対する理解と愛着が深まった状態】 当市の魅力を伝えるPR映像の作成及びコンテストの開催を通じて、参加した高校生等の当市に対する理解と愛着を深める。	総合政策課
地方創生・若者重点支援補助金	地域を挙げた地方創生の取組を一層推進するため、まちの活性化やにぎわい創出など、総合戦略に定める施策の推進に資する民間団体や若者団体等の取組を支援します。	—	—	支援件数 (補助金交付件数)	【10件】 若者や団体によるまちの活性化などの取組を、補助金の交付を通じて支援する。	総合政策課
若者同士の交流の機会の創出	若者同士の横のネットワークを生み、新たな活動を促進するため、市内でまちづくりやにぎわい創出に取り組む若者の交流会を開催します。	—	—	交流会開催回数	【3回】 市内でまちづくりやにぎわい創出に取り組む若者の交流会を開催する。	総合政策課
結婚活動支援補助金	出会いの場への参加を後押しするため、県の婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」への入会登録料の一部を助成します。	—	—	支援件数 (補助金交付件数)	【20件】 県の婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の周知及び登録料の補助を行う。	総合政策課
奨学金貸付事業	経済的な理由により進学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸与することにより、教育の機会均等の確保を図り、地域社会に有用な人材の育成に寄与します。	制度周知回数	【年2回】 予約募集、在学募集時に広報上越や市ホームページに募集案内を掲載するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	制度周知回数	【年2回】 予約募集、在学募集時に広報上越や市ホームページに募集案内を掲載するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	学校教育課
若者奨学金返還支援	奨学金の返還を支援する取組を通じ、学ぶ意欲を持つ学生の大学等への進学を後押しするとともに、卒業後の市内での定住を促します。	—	—	支援件数 (助成金登録件数)	【600件】 学生や若者に制度を周知するとともに、対象者への助成金の交付を通じて奨学金の返還を支援する。	総合政策課
若者の居場所「Fit」(再掲)基本施策2-2	困難を抱える15歳(義務教育終了)以降の若者に寄り添い、「Fit」での活動や学習、体験等の支援を中核として、不登校やひきこもりの解消に向けた自立のための活力や社会性の育成を目指します。	居場所の利用人数 (継続支援者を含む)	【18人以上】 ホームページや広報上越等の内容を工夫し一層の周知を図る。 関係機関との連携を図ることにより若者育成支援事業を充実させ、居場所への支援に結びつける。	不登校やひきこもりの解消に向けた支援の実施	【再度ひきこもりや不登校に戻る若者0人】 個に応じた安心して過ごせる居場所の提供を図るとともに、就学や就労へ踏み出せるよう関係機関との連携を図る。	青少年健全育成センター
若者の自立支援事業	上越地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理士によるカウンセリング、若者及び保護者に対する就労に向けた出張相談会等の開催、職場体験等を実施し、若者無業者等の職業的自立を図ります。	—	—	上越地域若者サポートステーションにおける支援を通じた進路決定者数	【60人】 上越地域サポートステーションにおいて、カウンセリングや就労に向けた相談会、職場体験等を実施し、職業的に自立できるよう支援することで、就労に不安がある15～49歳の無業者等の就労につなげる。	産業政策課

基本施策＞事業名等	事業概要	(参考) 子ども・子育て支援総合計画		こども計画		担当課
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	
<b>4-2 就労・起業の支援</b>						
キャリア・スタート・ウィーク推進事業(再掲)基本施策3-1	働くことの意義について理解を深め、自分の将来を明確に考えることができる生徒を育てるため、職場体験を実施するとともに、生徒を受け入れる事業所の増加などの実施体制の充実を図ります。	—	—	生徒の体験機会の充実に向け、職場体験の受入れ事業所の拡充を図る	【受入れ事業所数 400件以上】 キャリア教育の充実を図るため、実行委員会を組織し、市立中学校に在籍する全ての生徒(2年生)を対象に、職場体験を実施する。	学校教育課
高校生の市内企業見学会	市内高等学校、上越雇用促進協議会等と連携して、高校生を対象に企業見学会や企業説明会を行うことにより、市内企業への理解を深め、就労につなげます。	—	—	高校生の企業見学会の実施	【7校】 高校が行う企業見学ツアーに対して、交通手段や保険等の支援を行うことにより、高校生が市内企業を知る機会を創出し、市内就労につなげる。	産業政策課
上越市内企業を知る機会の提供	大学生を対象に会社説明会を開催し、市内企業の認知度向上を図り、就労につなげます。	—	—	大卒等合同企業説明会の実施	【1回】 関係機関と連携し、大卒者等を対象とした市内企業の合同会社説明会を開催することにより、市内外の学生等における市内企業への理解を深め、市内就労につなげる。	産業政策課
IT人材の育成・確保	市内高等学校を中心にIT分野に興味を持つきっかけづくりやIT企業による合同会社説明会を開催します。	—	—	IT人材の育成・確保	【学生等が市内においてIT分野への就職を目指すことができる状態】 高校の部活動等への講師派遣、IT講座の開催、プログラミングコンテストへの支援を通じて、小中高生がIT分野に興味・関心を持つきっかけづくりやITスキルの技術習得による人材育成を図る。 また、IT企業合同会社説明会を開催し、市内IT企業への就労を促進する。	産業政策課
就農に関する相談窓口	農政課と上越市担い手育成総合支援協議会のコーディネーターが連携し、就農に関する相談を受け付けます。	—	—		【進捗管理を要しない】 就農相談は、就農希望者の有無により増減するため、数値目標の設定はそぐわないと考える。なお、相談窓口は農政課に常時設置しており、随時対応している。	農政課
創業スタートアップ支援補助金	創業による若者や女性等の多様で柔軟な働き方の実現に向けて、市内での創業に係る必要な経費の一部を支援します。	—	—		【進捗管理を要しない】 若者や子育てに関わる人を含む幅広い人材を対象とした事業であるため、当事業の計画値を子ども計画の達成値として評価することは適当でないと考える。	産業政策課
創業塾	創業計画や資金繰り、各種諸手続など、創業に関するノウハウを学ぶ機会を提供します。	—	—		【進捗管理を要しない】 若者や子育てに関わる人を含む幅広い人材を対象とした事業であるため、また、商工会議所主催事業であり、同会議所においても目標設定していないため、当事業の計画値を子ども計画の達成値として評価することは適当でないと考える。	産業政策課
インターンシップ促進事業	求人・求職ポータルサイトにおいて、企業のインターンシップ情報を発信するとともに、市内事業者が行うインターンシップの受入れに要する経費の一部を助成し、市内における若者及びU・I・Jターン者の就労を促進します。	—	—	インターンシップ受入促進事業助成金を利用した市内企業へのインターンシップ参加学生数	【40人以上】 「上越妙高 求人・求職ポータル」サイトにおいて、市内企業のインターンシップ情報を発信するとともに、市内企業が行うインターンシップの受入れに要する経費の一部を助成することで、学生がインターンシップを通じて市内企業を知る機会を創出し、市内就労につなげる。	産業政策課

## 6 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第3条第1項第3号には、市町村等の責務として「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」と規定されています。

これを受けて、市町村は基本指針に即して5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、基本的記載事項として次の1～5を定めることとされています。

当市の計画では「第5章「教育・保育」などの量の見込みと確保方策」において、令和7年度から令和11年度までの量の見込み（需要）と確保の内容（供給）を記載しており、各年度の実施状況に照らして進捗の点検・評価を行うとともに、必要に応じて計画を見直します。

### 基本的記載事項

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項
2. 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

### 事業の概要

区分		提供区域	担当課
教育【幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）】		1区域（市全域）	幼児保育課／教育総務課
保育【保育園・認定こども園・企業主導型保育事業の地域枠】		14区域（旧市町村）	幼児保育課
地域子ども・子育て支援事業	事業名	提供区域	担当課
	①妊婦検診事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	②妊婦等包括相談支援事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	③利用者支援事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	④児童家庭全戸訪問事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	⑤産後ケア事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	⑥子育て世帯訪問支援事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	⑦養育支援訪問事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	⑧乳児等通園支援事業	1区域（市全域）	幼児保育課
	⑨子育て援助活動支援事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	⑩一時預かり事業	1区域（市全域）	こども家庭センター／幼児保育課／教育総務課
	⑪病児保育事業	1区域（市全域）	幼児保育課
	⑫地域子育て支援拠点事業	1区域（市全域）	こども家庭センター
	⑬時間外保育事業	14区域（旧市町村）	幼児保育課／教育総務課
	⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域（市全域）	教育総務課
⑮放課後児童健全育成事業	小学校区域	学校教育課	

担当課	幼児保育課／教育総務課
-----	-------------

1 区分・事業名	①教育【1号認定及び2号認定のうち3歳以上児】									
2 提供区域	1 区域（市全域）									
3 事業概要	<p>幼児期の学校教育を希望する場合、保護者の就労の有無を問わず、幼稚園もしくは認定こども園（幼稚園部分）で幼児を受け入れます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定区分</th> <th>対象となる子ども</th> <th>利用施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td> <td>満3歳以上で、教育を希望（保育の必要なし）</td> <td>幼稚園、認定こども園</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td>満3歳以上で、保育の必要がある</td> <td>保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分	対象となる子ども	利用施設	1号認定	満3歳以上で、教育を希望（保育の必要なし）	幼稚園、認定こども園	2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠
認定区分	対象となる子ども	利用施設								
1号認定	満3歳以上で、教育を希望（保育の必要なし）	幼稚園、認定こども園								
2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠								
4 計画と実績										

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	744	668	636	612	602
1号認定	*	*	*	*	*
2号認定	*	*	*	*	*
②確保の内容	1,102	1,070	1,070	1,070	1,070
特定教育・保育施設	1,030	998	998	998	998
企業主導型保育事業の地域枠	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	72	72	72	72	72

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量					
④確保した内容	0				
特定教育・保育施設					
企業主導型保育施設の地域枠					
確認を受けない幼稚園					

\*新制度に移行しない幼稚園の園児は、支給認定を受けていないので1号認定・2号認定の分類はできません。

5 取組内容	
6 今後の方向性	

担当課	幼児保育課
-----	-------

1 区分・事業名	②保育【2号認定、3号認定】									
2 提供区域	1 4 区域（旧市町村）									
3 事業概要	<p>保護者が働いている場合や病気にかかっているなど児童を保育することができない場合に限り、保護者に代わって日中、児童を保育します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定区分</th> <th>対象となる子ども</th> <th>利用施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号認定</td> <td>満3歳以上で、保育の必要がある</td> <td>保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠</td> </tr> <tr> <td>3号認定</td> <td>満3歳未満で、保育の必要がある</td> <td>保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分	対象となる子ども	利用施設	2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠	3号認定	満3歳未満で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠
認定区分	対象となる子ども	利用施設								
2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠								
3号認定	満3歳未満で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠								
4 計画と実績										

【上越市全体】

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,274	4,145	4,030	3,898	3,832
2号認定（3～5歳）	2,592	2,489	2,425	2,311	2,269
3号認定（0・1歳）	937	902	887	879	865
（2歳）	745	754	718	708	698
②確保の内容	5,564	5,549	5,549	5,469	5,356
2号認定（3～5歳）	3,320	3,305	3,307	3,251	3,180
3号認定（0・1歳）	1,218	1,218	1,219	1,209	1,186
（2歳）	1,026	1,026	1,023	1,009	990

【上越市全体】

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量	0				
2号認定（3～5歳）					
3号認定（0・1歳）					
（2歳）					
④確保した内容	0				
2号認定（3～5歳）					
3号認定（0・1歳）					
（2歳）					

区域別管理

別表1のとおり

5 取組内容	
6 今後の方向性	

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(1) 妊婦健診事業 (妊婦一般健康診査)
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	妊婦の健康状態、胎児の発育状況等を定期的に確認するとともに、健康の維持・増進を促すために、妊婦一般健康診査費用の公費負担と保健指導を行い、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援します。
4 計画と実績	

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延べ受診回数)	13,538	13,258	12,978	12,712	12,446
受診票交付数 (実人数)	967	947	927	908	889
一人当たり健診回数 (回)	14	14	14	14	14
②確保の内容 (実施箇所数)					
実施場所	県内委託医療機関及び助産所 (市内は6医療機関)				
実施体制	県内委託医療機関等へ市が発行する受診票を持参し受診する。				
検査項目	県が示す基準に準ずる				
実施時期	県が示す基準に準ずる				

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (延べ受診回数)					
受診票交付数 (実人数)					
一人当たり健診回数					
④確保した内容	県内委託医療機関及び助産所 (市内は6医療機関) において実施				

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(2) 妊婦等包括相談支援事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦・その配偶者に対して面談等により情報提供や相談等 (伴走型相談支援) を行います。</li> <li>・全妊婦に対して妊娠届出時、産婦・新生児訪問時の2回面談を実施します。また必要な妊婦に対して妊婦健診の結果を基にした相談や妊娠8か月児面談、すくすく赤ちゃんセミナー (出産編) における相談を実施します。</li> </ul>
4 計画と実績	

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延べ人数)	2,277	2,230	2,183	2,138	2,094
(実人数)	967	947	927	908	889
②確保の内容					
実施場所	母子手帳交付場所、オーレンプラザ等				
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳交付と産婦訪問時に妊婦等全員に面談を行い、妊娠・出産に伴う相談を行う。</li> <li>・妊婦健診の結果等により必要な妊婦に対して支援を行う。</li> </ul>				

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (延べ人数)					
(実人数)					
④確保した内容	母子手帳交付場所、オーレンプラザ等において実施				

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(3) 利用者支援事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもや保護者、又は妊娠している方の身近な場所で必要な支援が受けられるよう、教育・保育施設や保健事業など、子育て支援に関するサービス等の情報提供や利用に向けた相談・支援を行います。</li> <li>・地域子育て相談機関は、令和7年度から新たに実施する事業です。</li> </ul>
4 計画と実績	

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実施箇所数)	25	25	25	25	25
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	23	23	23	23	23
②確保の内容	25	25	25	25	25
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	23	23	23	23	23

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (実施箇所数)					
④確保した内容	0	0	0	0	0
基本型・特定型					
こども家庭センター型					
地域子育て相談機関					

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(4) 乳児家庭全戸訪問事業 (妊産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言及び指導を行います。
4 計画と実績	

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	967	947	927	908	889
②確保の内容					
実施場所	自宅又は出産後退院先				
実施体制	生後4か月までの家庭訪問は依頼助産師 (上越助産師会) あるいは保健師が実施する。訪問先が県内の場合、滞在先の市町村を通じて訪問を実施する。				

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (人)					
④確保した内容	助産師及び保健師による訪問				

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(5) 産後ケア事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年子ども・子育て支援法改正により、「地域子ども・子育て支援児用」に位置付けられた事業です。</li> <li>・出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を行います。</li> <li>・産後ケアには来所型、訪問型、宿泊型があり、心身の不調や強い育児不安がある母子が受けることができます。</li> </ul>
4 計画と実績	

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	135	133	130	127	124
②確保の内容					
実施場所	自宅等				
実施体制	出産後、心身の回復や授乳、育児に不安を抱える産婦に対して家庭への訪問や助産師の健康相談室への来所にて助産師より産婦に合ったケアを受ける。				

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (人)					
④確保した内容					

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(6) 子育て世帯訪問支援事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年児童福祉法改正により新設された事業で、令和5年度まで(7) 養育支援訪問事業の家事・育児支援として実施してきました。</li> <li>・要保護児童、要支援児童の保護者、特定妊婦等(支援を要するヤングケアラーを含む)を対象に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。</li> </ul>
4 計画と実績	

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (利用回数)	223	223	223	223	223
②確保の内容					
実施場所	自宅				
実施体制	支援を必要とする家庭に対して産前産後ヘルパーを派遣し、家事・育児等の援助を行う。				

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (利用回数)					
④確保した内容					

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(7) 養育支援訪問事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育支援が必要な家庭を訪問して、保健師等による養育に関する相談、助言及び指導を行います。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会構成員の専門性強化を図り、こどもと家庭に適切な支援を行うとともに、児童虐待の未然防止、早期発見、早期解決に取り組みます。</li> </ul>
4 計画と実績	

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実人数)	779	779	779	779	779
(延べ人数)	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316
②確保の内容					
実施場所	自宅等				
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師等が相談を受ける中で必要時に家庭を訪問し、相談、支援及び助言を行う。</li> <li>・訪問の結果、必要に応じて関係機関と連携し、継続的な支援を行う。</li> </ul>				

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (実人数)					
④確保した内容					

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	幼児保育課
-----	-------

1 区分・事業名	(8) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で子育てをする世帯のこどもを、保護者の就労要件を問わずに月の上限の範囲内で柔軟に預かることで、こどもの育ちを応援するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。</li> <li>・当市では、0歳児と1歳児と一緒に保育していることから、0・1歳児と2歳児の区分とし、量と確保の内容を見込みします。</li> </ul>
4 計画と実績	

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
0・1歳児	40	40	40	40	40
2歳児	10	10	10	10	10
②確保の内容					
0・1歳児	79	79	79	79	79
2歳児	81	81	81	81	81

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量					
0・1歳児					
2歳児					
④確保した内容					
0・1歳児					
2歳児					

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(9) 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター運営事業)
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	市内に住所を有する育児の援助を受けたい18歳以下のこどものいる人 (依頼会員) と、育児を援助したい人 (提供会員) の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
4 計画と実績	

計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延べ利用人数)	4,075	4,075	4,075	4,075	4,075
②確保の内容 (延べ利用人数)	4,075	4,075	4,075	4,075	4,075

実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (延べ利用人数)					
④確保した内容 (延べ利用人数)					

(参考) 登録会員数

区分	令和6年度	令和7年度	比較
依頼会員			0
提供会員			0
両方会員			0
合計	0	0	0

5 取組内容	
6 今後の方向性	

担当課	幼児保育課 / こども家庭センター / 教育総務課
-----	---------------------------

1 区分・事業名	(10) 一時預かり事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間に幼稚園、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点で一時的に預かります。
4 計画と実績	

①一時預かり事業 (幼稚園型)

計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延べ利用人数)	43,642	43,642	43,642	43,642	43,642
②確保の内容 (延べ利用人数)	43,642	43,642	43,642	43,642	43,642

実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (延べ利用人数)					
④確保した内容 (延べ利用人数)					

(参考) 令和7年度延べ利用者数

- ・私立認定こども園一時預かり 人

②保育園・認定こども園、ファミリーヘルプ保育園、こどもセンターでの一時預かり

計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延べ利用人数)	10,842	10,842	10,842	10,842	10,842
②確保の内容 (延べ利用人数)	37,780	37,780	37,780	37,780	37,780

実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (延べ利用人数)					
④確保した内容 (延べ利用人数)					

(参考) 令和7年度延べ利用者数

- ・公立保育園 (12か所) 人
- ・私立保育園 (8か所) 人
- ・ファミリーヘルプ保育園 人
- ・オーレンプラザこどもセンター 人

5 取組内容	
6 今後の方向性	

担当課	幼児保育課
-----	-------

1 区分・事業名	(11) 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	<p>・生後3か月から小学校6年生までの病気の子どもまたは病気の回復期の子どもを、専用スペースで一時的に預かり、看護師、保育士が保育を行います。</p> <p>・病児保育室の看護師等が、保育園等で体調不良となった子どもを保護者に代わって迎えに行き、かかりつけの医療機関での受診後に一時的に保育します。</p> <p>【病児保育室】 わたぼうし病児保育室 (1か所)</p> <p>【病後児保育室】 わかくさ保育室、がんぎ通り保育室 (2か所)</p>
4 計画と実績	

計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延べ利用人数)	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315
②確保の内容 (延べ利用人数)	12,150	12,150	12,150	12,150	12,150

実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (延べ利用人数)					
④確保した内容 (延べ利用人数)					

(参考) 令和7年度延べ利用者数

- ・わたぼうし病児保育室(1か所) 0人
- ・わかくさ保育室(1か所) 0人
- ・がんぎ通り保育室(1か所) 0人

計 0人

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	こども家庭センター
-----	-----------

1 区分・事業名	(12) 地域子育て支援拠点事業 (こどもセンター、子育てひろば)
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	<p>・妊婦、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。</p> <p>・国では中学校区単位の設置を目指しています。本市においては、中学校区20区域に対して、地域子育て支援拠点 (こどもセンター及び子育てひろば) はそれを上回る数を開設しています。</p>
4 計画と実績	

計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延べ利用人数)	167,157	167,157	167,157	167,157	167,157
②確保の内容 (開設箇所数)	23	23	23	23	23

実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (延べ利用人数)					
④確保した内容 (開設箇所数)					

(参考) 令和7年度延べ利用者数

- ・オーレンプラザこどもセンター(1か所) 0人
- ・市民プラザこどもセンター(1か所) 0人
- ・公立子育てひろば(8か所) 0人
- ・私立子育てひろば(13か所) 0人

計 0人

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	幼児保育課
-----	-------

1 区分・事業名	(13) 時間外保育事業(延長保育事業)
2 提供区域	14区域(旧市町村)
3 事業概要	保育の給付認定を受けたこどもについて、その保護者の勤務時間等の都合により通常の保育時間を超えて保育が必要になる場合は、保育時間を延長してこどもを保育します。
4 計画と実績	

【上越市全体】

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実人数)	2,062	2,060	2,058	2,056	2,054
②確保の内容(実人数)	2,062	2,060	2,058	2,056	2,054

【上越市全体】

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量(実人数)					
④確保した内容(実人数)					

(参考) 令和7年度実利用者数  
 ・公立保育園            人  
 ・私立保育園            人

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	教育総務課
-----	-------

1 区分・事業名	(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
2 提供区域	1区域(市全域)
3 事業概要	子ども・子育て支援新制度に移行していない公立・私立幼稚園を利用する際の実費徴収である給食費(副食費)の一部を低所得で生計が困難である者等の子どもの保護者に対して給付します。
4 計画と実績	

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実人数)	7	7	7	7	7
②確保の内容(実人数)	7	7	7	7	7

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量(実人数)					
④確保した内容(実人数)					

5 取組内容	
--------	--

6 今後の方向性	
----------	--

担当課	学校教育課
-----	-------

1 区分・事業名	(15) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
2 提供区域	小学校区域
3 事業概要	・昼間、保護者等が就労等で不在となる家庭の児童を対象に、小学校の余裕教室や児童館等を利用して、遊びを主とする活動の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
4 計画と実績	

【上越市全体】

計 画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実人数)	2,097	2,061	1,948	1,859	1,753
1年生	828	786	734	712	642
2年生	734	750	705	653	632
3年生	201	203	202	192	177
4年生	171	159	155	155	152
5年生	161	161	148	145	147
6年生	2	2	4	2	3
②確保の内容 (実人数)	3,768	3,812	3,812	3,812	3,812

【上越市全体】

実 績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③実際の量 (実人数)					
1年生					
2年生					
3年生					
4年生					
5年生					
6年生					
④確保した内容 (実人数)					

区域別管理  
別表2のとおり

5 取組内容	
6 今後の方向性	

令和7年度 保育の区域別管理表

別表1

区域	区分	2号		3号	
		3-5歳	0・1歳	2歳	
合併前上越市	量	①計画	1,877	740	580
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	2,307	926	761
		④実績			
		④-③			
安塚区	量	①計画	12	2	3
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	19	7	4
		④実績			
		④-③			
浦川原区	量	①計画	36	7	9
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	71	19	20
		④実績			
		④-③			
大島区	量	①計画	13	5	4
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	17	7	6
		④実績			
		④-③			
牧区	量	①計画	8	0	2
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	12	5	3
		④実績			
		④-③			
柿崎区	量	①計画	111	30	25
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	167	37	36
		④実績			
		④-③			
大潟区	量	①計画	152	49	33
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	188	53	49
		④実績			
		④-③			
頸城区	量	①計画	159	43	41
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	228	61	71
		④実績			
		④-③			

区域	区分	2号		3号	
		3-5歳	0・1歳	2歳	
吉川区	量	①計画	16	12	7
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	21	12	7
		④実績			
		④-③			
中郷区	量	①計画	21	8	7
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	39	13	8
		④実績			
		④-③			
板倉区	量	①計画	64	15	15
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	100	35	25
		④実績			
		④-③			
清里区	量	①計画	31	7	4
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	45	21	14
		④実績			
		④-③			
三和区	量	①計画	75	15	10
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	88	15	17
		④実績			
		④-③			
名立区	量	①計画	17	4	5
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	18	7	5
		④実績			
		④-③			

合計	区分	2号		3号	
		3-5歳	0・1歳	2歳	
14区域	量	①計画	2,592	937	745
		②実績			
		②-①			
	確保	③計画	3,320	1,218	1,026
		④実績			
		④-③			

区分	2号		3号	
	3-5歳	0・1歳	2歳	
確保の内容 (実績)	特定教育・保育施設 企業主導型保育施設 の地域枠			

【参考】

区分	2号		3号	
	3-5歳	0・1歳	2歳	
待機児童数	0	0	0	

令和7年度 放課後児童クラブの区域別管理表

別表2

区域	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 ①	確保 ②	②-①
大手町小	計画	22	28	6	6	5	0	67	110	43
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東本町小	計画	28	26	9	7	8	0	78	131	53
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南本町小	計画	18	12	4	3	5	0	42	94	52
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒田小	計画	16	11	4	2	2	0	35	74	39
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飯小	計画	25	25	5	6	5	0	66	73	7
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富岡小	計画	15	8	3	2	2	0	30	66	36
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲田小	計画	34	23	7	6	5	0	75	110	35
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和田小	計画	6	6	2	2	2	0	18	36	18
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大和小	計画	31	24	6	5	6	0	72	160	88
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
春日小	計画	62	72	18	15	11	1	179	470	291
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高志小	計画	58	44	10	9	8	0	129	162	33
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三郷小	計画	4	2	0	2	1	0	9	25	16
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸野目小	計画	18	12	4	3	3	0	40	64	24
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上雲寺小	計画	11	4	3	1	2	0	21	50	29
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大町小	計画	23	21	4	4	3	0	55	74	19
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高士小	計画	3	4	1	0	1	0	9	27	18
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千浦小	計画	17	11	4	3	3	0	38	38	0
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直江津小	計画	12	13	3	3	3	0	34	98	64
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直江津南小	計画	27	27	6	6	5	0	71	78	7
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北諏訪小	計画	8	3	2	1	1	0	15	68	53
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保倉小	計画	7	8	1	2	1	0	19	52	33
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有田小	計画	61	51	15	11	12	1	151	309	158
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
春日新田小	計画	29	34	9	8	6	0	86	86	0
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国府小	計画	35	29	7	6	6	0	83	134	51
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
谷浜小	計画	3	1	1	0	1	0	6	12	6
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区域	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 ①	確保 ②	②-①
高田西小	計画	26	31	8	7	6	0	78	86	8
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安塚小	計画	4	2	0	1	1	0	8	38	30
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦川原小	計画	9	10	3	3	2	0	27	79	52
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大島小	計画	1	2	1	0	1	0	5	30	25
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧小	計画	1	1	0	1	1	0	4	20	16
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柿崎小	計画	18	15	7	4	4	0	48	67	19
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下浜小	計画	6	3	1	2	1	0	13	15	2
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下黒川小	計画	4	4	1	1	1	0	11	11	0
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大潟小	計画	41	30	8	10	7	0	96	113	17
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南川小	計画	18	22	4	4	3	0	51	79	28
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大瀧小	計画	10	21	5	3	3	0	42	51	9
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治小	計画	2	3	1	1	1	0	8	17	9
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉川小	計画	8	6	2	2	2	0	20	44	24
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中郷小	計画	9	6	1	1	3	0	20	25	5
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
板倉小	計画	11	12	3	2	2	0	30	34	4
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊原小	計画	8	6	2	1	2	0	19	44	25
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清里小	計画	9	6	2	2	2	0	21	65	44
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三和小	計画	21	13	6	4	3	0	47	109	62
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名立小	計画	5	3	1	1	1	0	11	74	63
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上教大付属小	計画	44	39	11	8	8	0	110	156	46
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0

合計	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 ①	確保 ②	②-①
48校	計画	828	734	201	171	161	2	2,097	3,758	1,661
42校	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【参考】

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年
待機児童数	0	0	0	0	0	0